

第二次鹿児島市環境基本計画

～みんなでつなぐ 人と地球にやさしい環境都市 かごしま～



平成24年3月
鹿児島市

は　じ　め　に



本市では、平成12年に「鹿児島市環境基本計画」を策定し、環境への負荷の少ない循環型の快適環境都市づくりを総合的・計画的に進め、一定の成果を上げてきております。

一方、今日の地球温暖化をはじめとする地球環境問題は、人類にとって最も深刻かつ喫緊の課題となっており、環境負荷の少ない持続可能な社会を構築し、人と自然が共生する豊かな環境を未来に引き継いでいくことは、今を生きる私たちに課せられた大きな責務あります。

このような中、本市では、地球温暖化対策などへの取組をより一層進めるため、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の構築を柱とした環境にやさしい持続可能なまちづくりを推進するとともに、環境と経済を一体的に捉えた環境政策を推進する「第二次鹿児島市環境基本計画」を策定いたしました。

この計画では「みんなでつなぐ 人と地球にやさしい環境都市 かごしま」を望ましい環境像として掲げ、その実現に向けて、6つの基本方針に基づく22の基本目標ごとに、具体的な数値目標を設定するとともに、再生可能エネルギーの利用推進や生物多様性の保全など、本市の地域特性や課題などを踏まえた5つの重点プロジェクトを推進していくこととしております。

今後、この計画のもと、市民・事業者・市民活動団体・市がそれぞれの役割を果たしながら、連携して環境に配慮した取組を進めていくことが大切でありますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました鹿児島市環境審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご協力を賜りました市民の皆様、関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成24年3月

鹿児島市長 森 博幸

目 次

第1章 基本的な事項	1
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の位置づけ	6
第3節 計画の期間	7
第4節 計画の範囲	7
第2章 計画でめざすもの	9
第1節 望ましい環境像	10
第2節 基本方針	12
第3章 みんなで取り組むこと	15
第1節 市・市民・事業者・市民活動団体の基本的役割	16
第2節 施策の体系	17
第3節 施策の展開	18
基本方針1 地球市民として温暖化対策に取り組むまち（低炭素社会の構築）	18
基本目標（1） 再生可能エネルギーの利用を進めます	18
基本目標（2） 省エネルギー技術の利用を進めます	20
基本目標（3） エコスタイルを実践します	22
基本方針2 資源が循環する環境にやさしいまち（循環型社会の構築）	24
基本目標（1） ごみの減量化・資源化に取り組みます	24
基本目標（2） 廃棄物の適正処理を進めます	26
基本方針3 恵み豊かなまちの自然を次の世代へ引き継ぐまち（自然共生社会の構築）	28
基本目標（1） 鹿児島の多様で豊かな自然を保全します	28
基本目標（2） 自然とふれあう場や機会を確保します	30
基本目標（3） 生態系に配慮したまちづくりを進めます	32
基本目標（4） 環境に配慮した農林水産業を進めます	34
基本方針4 緑かがやく住みやすいまち（ゆとりや豊かさを実感できる都市環境の創出）	36
基本目標（1） うるおいとやすらぎのある空間を確保します	36
基本目標（2） 鹿児島らしい景観を形成します	38
基本目標（3） みんなでまちをきれいにします	40
基本目標（4） 核となる地区において、多様な都市機能を集約します	42
基本目標（5） 公共交通を軸とした交通体系を構築します	44
基本方針5 健康で安全な環境を育むまち（良好な生活環境の保全）	46
基本目標（1） さわやかな大気環境を保全します	46
基本目標（2） 良好な水環境を保全します	48
基本目標（3） 化学物質による環境汚染を防止します	50
基本目標（4） 騒音のない環境を保全します	52

基本方針 6 みんなで環境を考え協働するまち（環境教育・環境学習の推進と協働）	54
基本目標（1） かごしま環境未来館を拠点に環境学習を進めます	54
基本目標（2） 学校や地域における環境教育・環境学習を進めます	56
基本目標（3） 環境に関する情報をみんなで共有します	58
基本目標（4） みんなで環境について考え、行動します	60
第4節 公共事業を行う際の環境配慮指針	62
1 各事業共通事項	62
2 道路・交通整備事業に係る配慮事項	64
3 河川・水路整備事業に係る配慮事項	64
4 下水道事業に係る配慮事項	64
5 商業関連事業に係る配慮事項	64
6 工場等整備事業に係る配慮事項	64
7 埋立・港湾整備事業に係る配慮事項	65
8 農林水産業関連事業に係る配慮事項	65
9 水道事業に係る配慮事項	65
第4章 重点プロジェクト	67
1 再生可能エネルギーの利用推進	69
2 バイオガスプロジェクトの推進	70
3 EV普及によるまちづくりの推進	71
4 生物多様性の保全	72
5 環境保全活動のネットワークの構築	73
第5章 計画を進めるために	75
第1節 推進体制	76
第2節 進行管理	77
資料編	79
1 計画策定の経緯	80
2 環境基準等	85
3 環境に関する意識調査結果	87
4 用語説明	106

コラム 目次

鹿児島市の花・木	8
再生可能エネルギーと新エネルギー	19
環境対応車と次世代自動車.....	20
地球にやさしい環境管理事業所	23
廃食用油のリサイクル	24
エコファーマー制度	34
コンパクトシティ	43
モビリティ・マネジメント	45
エコドライブの実践	47
リスクコミュニケーション	50
騒音をなくす5つの気配り	53
かごしま環境未来館	54
鹿児島市学校版環境 ISO 認定制度	56
かごしま環境未来館ホームページ	58
環境パートナーシップかごしま	60

第1章 基本的な事項

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 計画の期間

第4節 計画の範囲

第1節 計画策定の趣旨

1 本市のこれまでの取組

本市は、九州南端の薩摩半島の中央東部に位置し、市街地は西側の丘陵・山地と東側の錦江湾、桜島の豊かな自然環境に囲まれ、雄大な眺望、自然環境に恵まれています。

この豊かな自然や都市環境を守り、次の世代へ引き継ぐために、平成12年10月に「鹿児島市環境基本計画」を策定、平成16年3月に「鹿児島市環境基本条例」を制定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進してきたことから、大気環境、水環境などは概ね良好な環境を維持するとともに、市電軌道敷緑化や甲突川における親水性*の確保など、地域の特性を生かした都市環境の創出が進んでいます。

平成20年には環境学習の拠点施設として「かごしま環境未来館」がオープンし、各種講座やイベントの開催などを積極的に行い、市民の環境保全意識は向上してきています。

一方、近年の地球温暖化*問題など新たな環境問題に対応していくため、平成15年2月に「鹿児島市地域新エネルギービジョン」、平成19年3月に「鹿児島市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、温室効果ガス*排出量の削減対策に取り組んできましたが、市域全体の温室効果ガス排出量は依然として増加傾向にあります。

廃棄物対策は、「鹿児島市一般廃棄物*処理基本計画」に基づき、計画的に進めてきましたが、今後も、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会からリデュース、リユース、リサイクルの3R*を推進するなど、循環型社会*の構築に向けた取組をさらに進める必要があります。

また、市街地は幹線街路の緑化*が進み、自然との接触面の大きい都市空間が形成されてきましたが、丘陵斜面の山林の開発や農地の転用などにより、都市全体として緑が減少していることも課題の一つです。

このような残された課題や新たな課題を解決して、本市のすばらしい自然や都市環境を次の世代へ引き継ぐことは、我々に課せられた使命です。そのためには本市の望ましい環境像の実現に向けて、市・市民・事業者・市民活動団体が一体となって積極的に取り組んでいくことが求められています。



市電軌道敷緑化



かごしま環境未来館

2 世界の動向

世界の人口は急速に増加しています。国連人口基金の発表した世界人口白書によると平成 21 年（2009 年）の世界人口は約 68 億人とされています。平成 23 年（2011 年）には 70 億人に達し、平成 62 年（2050 年）には 90 億人を突破すると見込まれています。

それに伴い、私たちの行う生産・消費活動は、資源採取、温室効果ガスや廃棄物の排出などを通じて、地球全体の環境に大きな負荷を与えていました。また、居住地については急速に都市化が進んでいます。こうした都市化の傾向はアジアやアフリカといった開発途上の地域で顕著に見られ、環境に悪影響を与える側面を持っています。

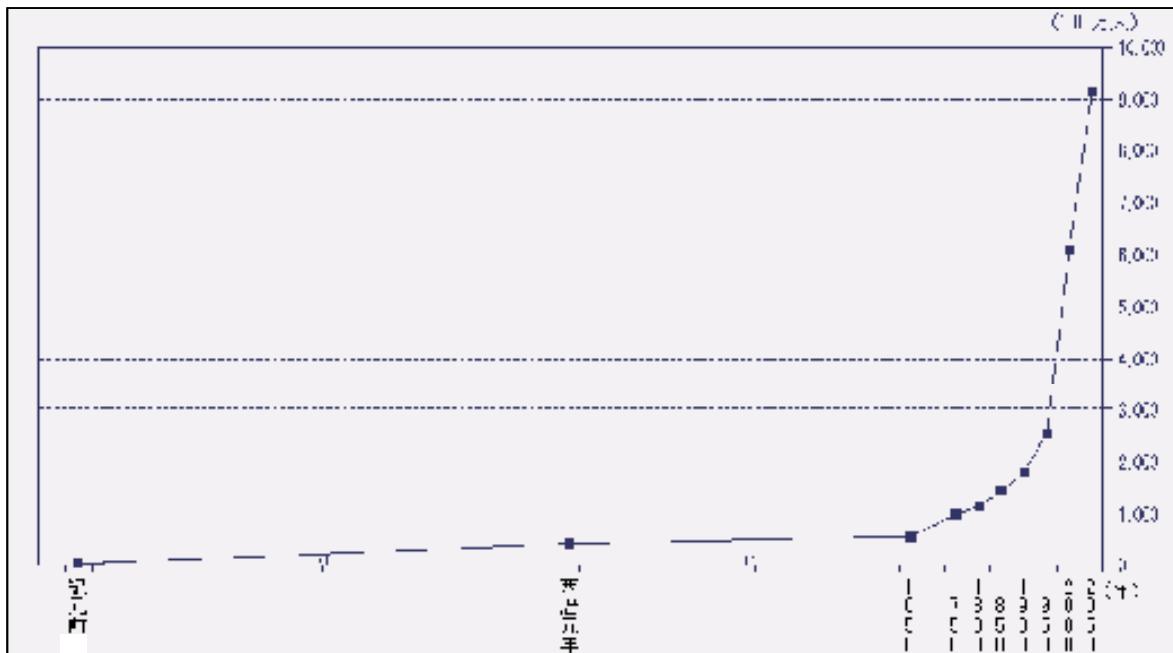
世界人口の増加に伴う環境影響として、エネルギー消費量の増大に伴う「エネルギー問題・地球温暖化問題」、生産活動の増大に伴う「森林消失と砂漠化」、そしてそれに関連する「生物多様性*の喪失」、さらには「資源循環と廃棄物問題」等が危惧されています。これらの地球規模で起きている環境の変化に対し世界は危機感を抱いており、国や地域を超えた取組を進めようとしています。

地球温暖化問題については、平成 17 年（2005 年）に発効した京都議定書*に基づく取組が進められており、平成 23 年（2011 年）には、南アフリカ共和国で気候変動枠組条約第 17 回締約国会議（COP17）が開催され、平成 32 年（2020 年）から新たな枠組みを発効させ、それまでの間は京都議定書を延長させるという合意が採択されました。

一方、気候変動、それに伴う生息地の変化、乱獲・乱開発、汚染、侵略的な外来種といった問題により野生生物種が減少しています。平成 21 年（2009 年）に国際自然保護連合（IUCN）が公表したレッドリスト*では、評価を行った 47,677 種の野生生物のうち、約 36% にあたる 17,291 種が絶滅のおそれのある種に選定されています。

平成 22 年（2010 年）10 月には、名古屋市で生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）*が開催され、新品種の開発などに必要な遺伝資源へのアクセスと、それから生ずる利益を公平に配分するための国際ルールを定めた「名古屋議定書」が採択されています。

世界人口の推移と推計（紀元前～2050 年）



資料：平成 22 年版環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

3 国の動向

我が国においても、平成 19 年 6 月に閣議決定された「21 世紀環境立国戦略」において、地球規模での環境問題の深刻化について具体的に「地球温暖化の危機」、「資源の浪費による危機」、「生態系*の危機」と表現し、地球環境の危機を克服する持続可能な社会に向けて、「低炭素社会*」、「循環型社会」、「自然共生社会」づくりの取組を統合的に展開していくという概念を提示しています。

- 低炭素社会

気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会

- 循環型社会

資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会

- 自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会

資料：「21 世紀環境立国戦略」（平成 19 年 6 月）

（低炭素社会づくり）

地球温暖化対策は喫緊の課題であり、平成 20 年 3 月には京都議定書目標達成計画の改定が閣議決定され、京都議定書の 6%削減約束の達成に向けた地球温暖化対策に取り組んでいます。平成 21 年（2009 年）12 月に行われた気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）において、我が国は平成 32 年（2020 年）までに 25%削減という削減目標を気候変動枠組条約事務局に提出しました。また、我が国の地球温暖化対策の基本的な方向性を明らかにするために、温室効果ガス排出量の削減に関する中長期的な目標等を盛り込んだ「地球温暖化対策基本法」の成立を目指しています。なお、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による原子力発電所の事故等を受け、再生可能エネルギー*への転換やライフスタイルの見直し等、エネルギーを有効利用することが求められています。

（循環型社会づくり）

平成 20 年 3 月に「第 2 次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。環境保全は、人類の生存基盤にかかわる極めて重要な課題となっていることを踏まえ、新たに①環境の保全を前提とした循環型社会の形成、②循環型社会と低炭素社会・自然共生社会への取組の統合、③地域再生にも寄与する「地域循環圏」の構築等の内容を充実・強化し、循環型社会の形成が一層推進されています。

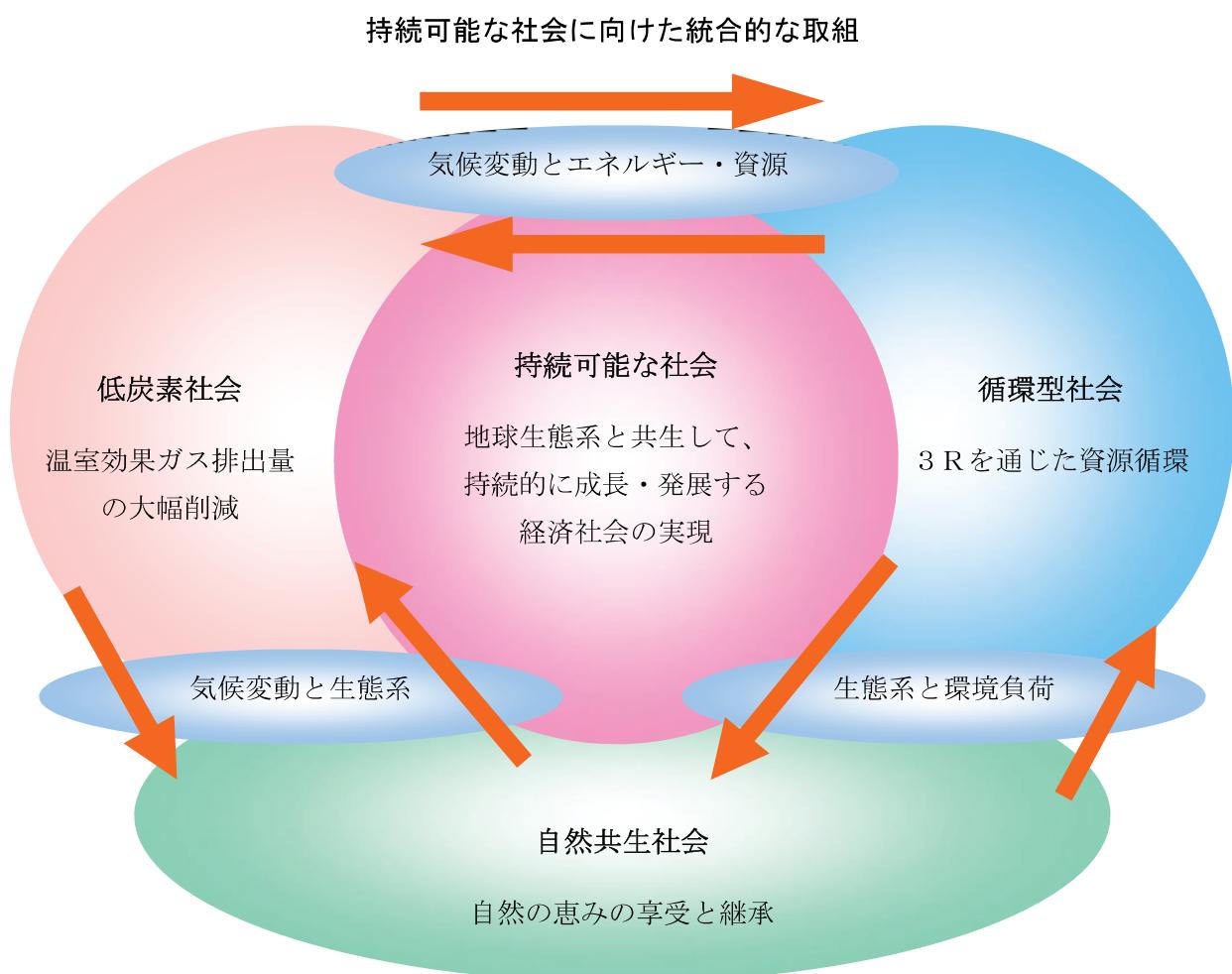
（自然共生社会づくり）

平成 22 年 3 月に「生物多様性基本法*」に基づく初めての生物多様性国家戦略となる「生物多様性国家戦略 2010*」が閣議決定されました。中長期目標（2050 年）と短期目標（2020 年）を新たに設定するとともに、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の日本開催を踏まえた国際的な取組を充実し、COP10 を契機とした国内施策の充実・強化が図られています。

4 計画の目的

本市では、平成12年10月に「鹿児島市環境基本計画」を策定し、市・市民・事業者が一体となって環境保全に取り組み、一定の成果を上げてきましたが、地球温暖化対策や生物多様性の保全などへの一層の取組が求められています。また、平成16年11月の合併により、市域が拡大し、市を取り巻く状況も変化しています。

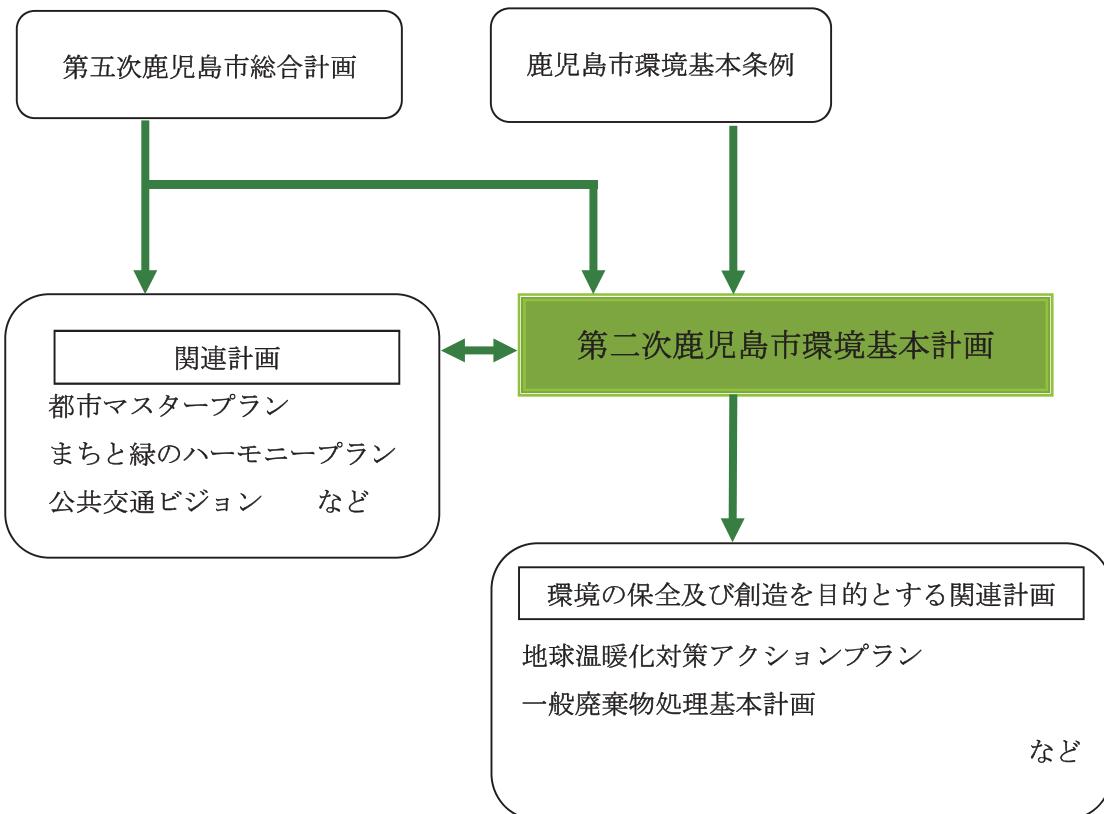
このようなことから、市・市民・事業者・市民活動団体が相互に連携し、それぞれの役割のもとで、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の構築を柱とした環境にやさしい持続可能なまちづくりを推進するとともに、環境と経済を一体的に捉えた環境政策を推進するため、「第二次鹿児島市環境基本計画」を策定します。



第2節 計画の位置づけ

本計画は、「鹿児島市環境基本条例」に基づき策定するもので、環境の保全及び創造に関する目標、施策の方向その他必要な事項について定めるものです。

また、「第五次鹿児島市総合計画」における環境に関連する分野を体系化し、具体化した計画であり、「鹿児島市地球温暖化対策アクションプラン」や「鹿児島市一般廃棄物処理基本計画」等の環境の保全及び創造に関連する計画の上位計画です。



鹿児島市環境基本条例（抜粋）

平成16年3月23日

（環境基本計画の策定）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する目標、施策の方向その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第23条に規定する鹿児島市環境審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成 24 年度（2012 年度）から平成 33 年度（2021 年度）までの 10 年間とします。

社会情勢の変化や国の動向等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

第4節 計画の範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、次のとおりとします。

地球環境	地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨*等
生活環境	大気環境、水環境、騒音、化学物質、廃棄物等
自然環境	森林、農地、動植物等
都市環境	緑地、公園、景観等

鹿児島市の花・木

●市花 キョウチクトウ

本市に生育している草木・花木の中で花候が長く、シンボルとして親しまれる花（昭和43年11月1日制定）



●市木 クスノキ

南国的で雄大となり、成長力が旺盛で、シンボルとして親しまれる樹木（昭和43年11月1日制定）



第2章 計画でめざすもの

第1節 望ましい環境像

第2節 基本方針

第1節 望ましい環境像

平成20年10月に行った「かごしま環境都市宣言」の理念を踏まえ、本市の環境の現状と課題、市民ニーズ等を勘案して、「望ましい環境像」を次のとおり定めました。

「望ましい環境像」とは、市・市民・事業者・市民活動団体に共通する長期的な目標として将来の本市のあるべき環境の姿を示すものです。

みんなでつなぐ 人と地球にやさしい環境都市 かごしま

■ 「みんなでつなぐ」

私たちは、桜島をはじめとする雄大な「かごしま」の自然に抱かれながら、長い年月をかけて地球が育んできた豊かな資源の恩恵を受け、暮らしています。このかけがえのない恵み豊かな「かごしま」の環境を、未来の子どもたちに、“つないで”いくのは、私たちの責務です。

一人ひとりがこのことを深く認識し、市・市民・事業者・市民活動団体が“つながり”、それぞれの立場でみんなが協力して、環境を保全・創出していくかなければなりません。

私たちは「かごしま」の自然の中で生かされ、地球上の生命の一員という認識を持ち、生態系の“つながり”も大切にしていかなければなりません。

■ 「人と地球にやさしい環境都市」

桜島の降灰や都市部の交通渋滞、宅地開発による緑の減少など、身近な環境問題が顕在化する中、市民は、日々の営みにおいて、まちの緑や身近な自然、きれいな空気や水など、良好で住みやすい環境を求めています。私たちは、これらに触れることで潤いと安らぎを感じ、豊かで健やかな時間を過ごすことのできる“人にやさしいまち”を目指していかなければなりません。

大量生産・大量消費・大量廃棄など、今日の社会経済活動によって、地球温暖化や生物多様性の危機など、地球規模でさまざまな影響が生じており、この問題を解決するためには、環境への負荷の少ない“地球にやさしいまち”を目指していかなければなりません。

かごしま環境都市宣言

私たちのまち“かごしま”は、桜島、錦江湾、甲突川など、豊かな自然と調和した、世界に誇れる美しいまちです。

私たちは、この恵まれた自然の中で、先人が育んできた歴史や文化を大事に受け継ぎながら、暮らしています。

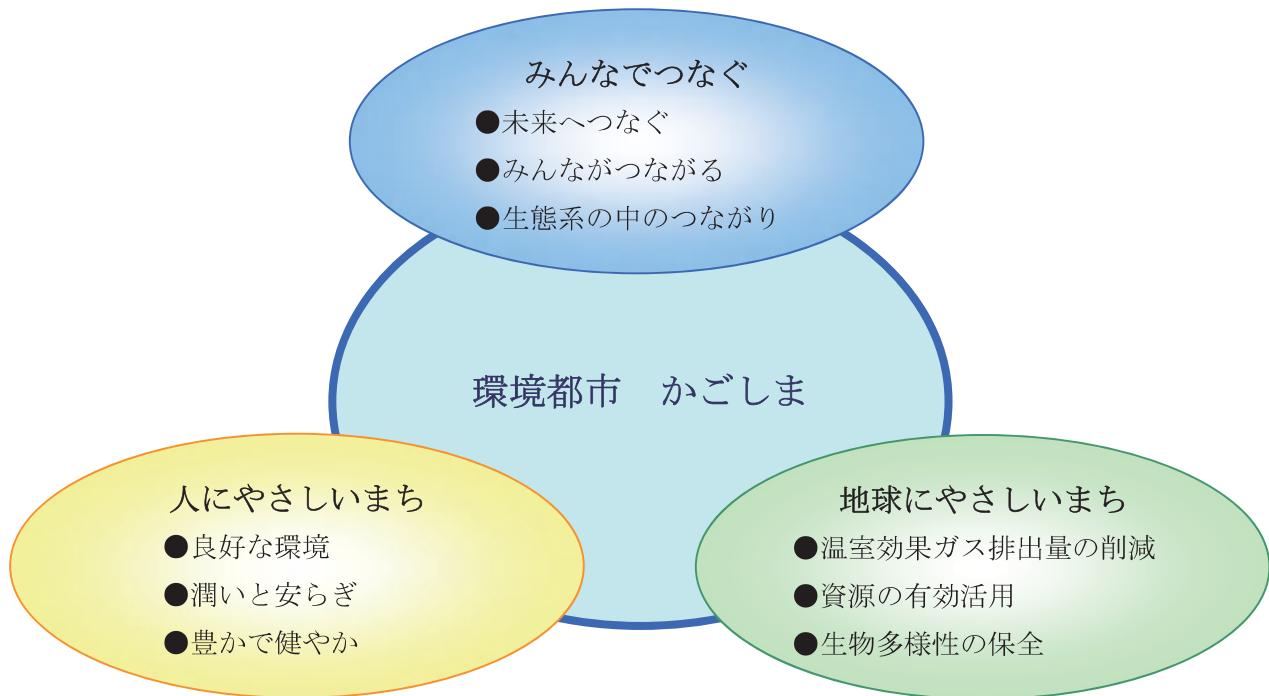
その一方で、今日の便利で快適な生活は、私たちの愛してやまない“かごしま”に、そして、かけがえのない地球に、深刻な影響を与えてています。

いまこそ私たちは、地球と共に生きていることを深く認識し、この大切な地球の環境を、郷土“かごしま”的環境を、私たち自身で守り、より良いものにしていかなければなりません。そして、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

ここに、すべての市民は、共に力を合わせて、環境にやさしい持続可能なまち“かごしま”を築いていくことを宣言します。

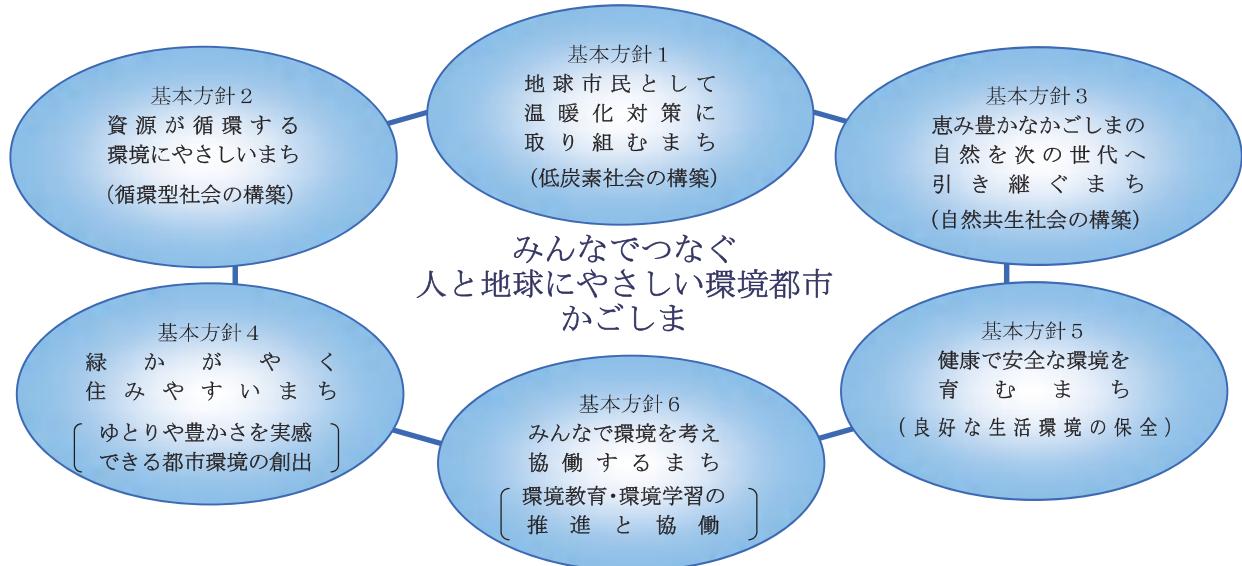
平成20年10月10日
鹿児島市

望ましい環境像イメージ



第2節 基本方針

望ましい環境像を実現するために、次の6つの基本方針に基づき、総合的・体系的に取組を推進していきます。



1 地球市民として温暖化対策に取り組むまち（低炭素社会の構築）

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとなっており、私たちは資源やエネルギーを効率よく利用する努力を行いながら、環境に配慮した社会経済活動や生活様式に転換することが求められています。

地球市民として、地球温暖化対策に積極的に取り組み、温室効果ガスの排出を大幅に削減した社会を構築します。

【基本目標】

- (1) 再生可能エネルギーの利用を進めます
- (2) 省エネルギー*技術の利用を進めます
- (3) エコスタイルを実践します



2 資源が循環する環境にやさしいまち（循環型社会の構築）

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動により、私たちはさまざまな豊かさを手に入れることができた一方で、大量の廃棄物を発生させており、廃棄物の発生抑制をはじめとする3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進が求められています。

一人ひとりがごみの減量化やリサイクルに取り組み、資源が循環する社会を構築します。

【基本目標】

- (1) ごみの減量化・資源化に取り組みます
- (2) 廃棄物の適正処理を進めます



3 恵み豊かなまちの自然を次の世代へ引き継ぐまち（自然共生社会の構築）

本市は、桜島や錦江湾をはじめ、八重山や三重岳などの森林、農村地域の里山*や田畠など、豊かな自然につつまれ、城山、多賀山、慈眼寺地区など身近な自然環境にも恵まれています。この恵み豊かな自然環境を守り、育て、さらに、自然とのふれあいによりその恩恵を受けることは私たちの願いです。また、この豊かな自然環境は、次の世代に引き継いでいかなければならない大切な資源です。

人は自然の中に生かされているという認識を持ち、私たちの日常生活が自然に配慮したものになることにより、生物多様性が保全され、自然と人が共生できる社会を構築し、次の世代に引き継いでいきます。

【基本目標】

- (1) 鹿児島の多様で豊かな自然を保全します
- (2) 自然とふれあう場や機会を確保します
- (3) 生態系に配慮したまちづくりを進めます
- (4) 環境に配慮した農林水産業を進めます



4 緑かがやく住みやすいまち（ゆとりや豊かさを実感できる都市環境の創出）

本市の市街地は、西側の丘陵・山地と東側の錦江湾・桜島の豊かな自然環境に囲まれ、雄大な眺望、自然景観に恵まれています。また、市街地の緑や水辺の整備が進み、美しい街並みと相まって、快適な環境を有しています。こうした潤いと安らぎを感じることのできる都市環境は、私たちがより快適な生活を送る上で重要な要素です。

市街地の緑化や鹿児島らしい景観づくりを進めるとともに、都市機能の集約、交通対策等により、ゆとりや豊かさを実感できる都市環境を創出します。

【基本目標】

- (1) うるおいとやすらぎのある空間を確保します
- (2) 鹿児島らしい景観を形成します
- (3) みんなでまちをきれいにします
- (4) 核となる地区において、多様な都市機能を集約します
- (5) 公共交通を軸とした交通体系を構築します



5 健康で安全な環境を育むまち（良好な生活環境の保全）

都市化の進展に伴う人口の集中や産業の集積は環境に大きな負荷を与えており、自動車による大気汚染や騒音、生活排水による水質汚濁等は、市民の健康や生活に影響を及ぼします。これまでの取組によって良好な状態を維持していますが、これからも良好な生活環境を保全していくことは重要な責務です。

さわやかな大気と清流に恵まれた、健康で安全な環境を創出します。

【基本目標】

- (1) さわやかな大気環境を保全します
- (2) 良好的な水環境を保全します
- (3) 化学物質による環境汚染を防止します
- (4) 騒音のない環境を保全します



6 みんなで環境を考え協働するまち（環境教育・環境学習の推進と協働）

これまでに示した5つの基本方針を着実に推進していくためには、人と環境とのかかわりなどについての基本的な知識が修得され、その理解が深められるとともに、市・市民・事業者・市民活動団体が相互に連携しながら行動することが求められます。

私たち一人ひとりが自主的かつ積極的に環境に配慮した行動に取り組む人材を育成するために、環境教育や環境学習を推進するとともに、みんなで考え協働するまちをつくります。

【基本目標】

- (1) かごしま環境未来館を拠点に環境学習を進めます
- (2) 学校や地域における環境教育・環境学習を進めます
- (3) 環境に関する情報をみんなで共有します
- (4) みんなで環境について考え、行動します



第3章 みんなで取り組むこと

第1節 市・市民・事業者・市民活動団体の基本的役割

第2節 施策の体系

第3節 施策の展開

第4節 公共事業を行う際の環境配慮指針

第1節 市・市民・事業者・市民活動団体の基本的役割

望ましい環境像を実現していくためには、市・市民・事業者・市民活動団体がそれぞれの役割分担のもと、環境についての情報を共有し、協働・連携して主体的に環境に配慮した行動を実践していく必要があります。

■市の役割

市は、本市の自然や地域特性を生かしながら、良好な環境を保全・創出し、次の世代に引き継ぐため、本計画の施策を体系的・総合的に推進するとともに、各主体の自主的な環境に配慮した行動を促進します。

また、社会経済活動における市の果たす役割の大きいことを踏まえ、自らが率先して、事務事業に伴う環境への負荷の低減に努めます。さらに、広域的な取組が必要とされる課題については、国や県、近隣自治体と協力・連携して対応します。

■市民の役割

市民は、かごしま環境未来館や地域公民館で開催される環境学習への参加や、地域の環境保全活動などを通じて、環境問題について考え、理解し、環境にやさしいライフスタイルの定着を図ります。

まずは、できることから行動し、市・事業者・市民活動団体と協働しながら、積極的に環境に配慮した行動を実践します。

■事業者の役割

事業者は、環境にやさしいビジネススタイルの定着を図るとともに、環境負荷の少ない製品等の普及を推進します。

また、市が実施する施策への協力や、地域の環境保全活動等に参加することにより、地域の良好な環境づくりに貢献します。

■市民活動団体（NPO*、町内会等）の役割

市民活動団体は、地域に密着したまち美化、緑化、リサイクル、環境学習等のきめ細やかな活動を通じて、地域環境の向上に努めます。また、市民が気軽に市民活動団体が行う活動へ参画できるようなシステムづくりや、活動内容など情報の提供、活動機会をできるだけ増やしていくように努め、市・市民・事業者と協働して環境保全に取り組みます。

第2節 施策の体系

基本方針に基づき、基本目標を次のように体系づけ、市・市民・事業者・市民活動団体が協働して施策を展開します。

環境像

基本方針

基本目標

みんなでつなぐ
人と地球にやさしい環境都市
かごしま

みんなで
取り組むこと

1 地球市民として温暖化対策に取り組むまち
(低炭素社会の構築)

- (1) 再生可能エネルギーの利用を進めます
- (2) 省エネルギー技術の利用を進めます
- (3) エコスタイルを実践します

2 資源が循環する環境にやさしいまち
(循環型社会の構築)

- (1) ごみの減量化・資源化に取り組みます
- (2) 廃棄物の適正処理を進めます

3 恵み豊かなまちの自然を次の世代へ引き継ぐまち
(自然共生社会の構築)

- (1) 鹿児島の多様で豊かな自然を保全します
- (2) 自然とふれあう場や機会を確保します
- (3) 生態系に配慮したまちづくりを進めます
- (4) 環境に配慮した農林水産業を進めます

4 緑かがやく住みやすいまち
(ゆとりや豊かさを実感できる都市環境の創出)

- (1) うるおいとやすらぎのある空間を確保します
- (2) 鹿児島らしい景観を形成します
- (3) みんなでまちをきれいにします
- (4) 核となる地区において、多様な都市機能を集約します
- (5) 公共交通を軸とした交通体系を構築します

5 健康で安全な環境を育むまち
(良好な生活環境の保全)

- (1) さわやかな大気環境を保全します
- (2) 良好的な水環境を保全します
- (3) 化学物質による環境汚染を防止します
- (4) 騒音のない環境を保全します

6 みんなで環境を考え協働するまち
(環境教育・環境学習の推進と協働)

- (1) かごしま環境未来館を拠点に環境学習を進めます
- (2) 学校や地域における環境教育・環境学習を進めます
- (3) 環境に関する情報をみんなで共有します
- (4) みんなで環境について考え、行動します

第3節 施策の展開

各種施策を展開する上で、基本目標ごとに現状と課題を整理し、主な項目について数値目標を設定し、基本目標を達成するための市・市民・事業者・市民活動団体の取組を掲げました。

基本方針1 地球市民として温暖化対策に取り組むまち（低炭素社会の構築）

基本目標（1） 再生可能エネルギーの利用を進めます

■ 現状と課題 ■

今日の地球温暖化問題は、石油や石炭等の化石燃料の大量消費に伴う温室効果ガスの排出に起因していることから、エネルギーの生産過程において温室効果ガスを排出しない、太陽光や風力、水力などを活用した再生可能エネルギーへ転換することが求められています。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による原子力発電所の事故等を受け、再生可能エネルギーの重要性がますます高まっています。

今後も、経済的支援や情報提供などを行い、再生可能エネルギーの利用を推進していくことが必要です。

■ 数値目標 ■

項目	単位	現況値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
住宅用太陽光発電システム 設置件数（出力合計）	件 (kW)	5,054 (18,795)	15,000 (60,000)	25,000 (100,000)



かごしま環境未来館の太陽光発電システム

▶市の取組

- 再生可能エネルギーの率先導入
太陽光や風力などを活用した再生可能エネルギーを率先して公共施設に導入するとともに、再生可能エネルギーの種類、動向、事例等の情報を提供します。
- 再生可能エネルギーの導入支援
市民・事業者の再生可能エネルギー利用に対して支援します。
- 地域資源の活用
バイオマス*や小水力など地域の資源を活用した未利用の再生可能エネルギーの導入を検討します。

▶市民の取組

- 太陽光発電や太陽熱利用などの再生可能エネルギーを積極的に導入します。
- 廃食用油などバイオマス資源の収集に積極的に協力します。

▶事業者の取組

- 太陽光発電や太陽熱利用などの再生可能エネルギーを積極的に導入します。
- 市民や市へ再生可能エネルギーの種類、動向、事例等の情報を提供します。

▶市民活動団体の取組

- 市民共同発電所*の展開を推進します。
- グリーン電力証書制度*の普及を推進します。

再生可能エネルギーと新エネルギー

再生可能エネルギーのうち、普及するために政策的支援が必要なものを新エネルギーと定義しています。一般的に再生可能エネルギーと言うと、化石燃料などを使わずに、自然環境から持続的に利用できるエネルギーを指します。太陽光や風力、水力、地熱など、日本では従来、自然エネルギーと呼ばれていたものとほぼ同義です。これに対し、新エネルギーは経済産業省が決めた政策的な概念で、普及のための支援が必要なものを指す用語です。

再生可能エネルギー

新エネルギー

発電分野

太陽光発電、風力発電、地熱発電
バイオマス発電、中小規模水力発電

熱利用分野

太陽熱利用、温度差熱利用、
バイオマス熱利用、雪氷熱利用
バイオマス燃料製造

大規模水力発電、海洋エネルギー

資料：経済産業省ホームページ

基本目標（2） 省エネルギー技術の利用を進めます

■現状と課題■

国が省エネルギーを推進していくために、エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正などの各種の法整備や誘導、支援等を行ってきたことから、建築物や設備・機器の省エネルギー技術は進んでおり、省エネルギー機器や環境対応車*などが普及しつつあります。一方で、機器の大型化や台数の増加等により温室効果ガス排出量は依然として増加傾向にあります。また、これまでに整備された都市基盤施設の多くは、老朽化に伴う大規模な改修や更新の時期を迎えていますが、既存施設の予防保全的な維持管理等を行うことで、長寿命化を図り、有効活用と更新費用を縮減することが求められています。

今後は、さらに省エネルギー設備・機器の普及を加速させていくとともに、計画的な維持保全などによる施設の長寿命化や環境に配慮した都市基盤施設を整備していくことが必要です。

■数値目標■

項目	単位	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
環境対応車のうちの次世代自動車*の普及率	%	15	25	35

環境対応車と次世代自動車

環境対応車とは、低燃費・低排出ガス認定車に加え、『低炭素社会づくり行動計画（2008 年：環境省）』に定義される「次世代自動車」を含めたものとされています。

環境対応車

低燃費・低排出ガス認定車

+

次世代自動車

- ハイブリッド自動車（HV）
- プラグイン・ハイブリッド自動車（PHV）
- クリーンディーゼル自動車（CDV）
- 電気自動車（EV）
- 燃料電池自動車（FCV）
- CNG 自動車

資料：次世代自動車戦略 2010（経済産業省）

▶市の取組

● 建築物の省エネ化の推進

公共施設の断熱化・長寿命化を推進するとともに、省エネルギー設備・機器を率先して導入します。

● 施設のあり方を踏まえた有効活用

ストックマネジメント*事業等を推進し、施設のあり方を踏まえて既存ストックを有効に活用します。

● エネルギーの面的利用の推進

地域冷暖房やマイクログリッド*などエネルギーの面的共同利用について検討し、エネルギーの効率的な利用を推進します。

● 交通における燃料使用の抑制

環境対応車の率先導入、導入支援、エコドライブ*の推進により、交通における燃料使用を抑制します。

▶市民の取組

● 住宅を新築・改築する際は、建物の断熱化・長寿命化に努めます。

● 家電製品等を購入する際は、省エネルギー設備・機器を選びます。

● 自動車を購入する際は、ハイブリッド自動車や電気自動車など環境対応車への転換に努めます。

● 自動車を運転する際は、エコドライブに努めます。

▶事業者の取組

● 建物を新築・改築する際は、建物の断熱化・長寿命化に努めます。

● 建設事業者は、既存ストックの長寿命化に配慮した修繕・改修等に努めます。

● 省エネルギー技術に関する知識・技術の向上に努め、市民等に情報を提供します。

● 省エネルギー設備・機器や環境対応車の導入に努めます。

● 自動車を運転する際は、エコドライブに努めます。

基本目標（3） エコスタイルを実践します

■現状と課題■

温室効果ガス排出量の削減目標を達成するためには、市・市民・事業者が一体となって取り組んでいく必要があることから、平成19年7月に、市民・事業者等で構成する「かごしま市地球温暖化対策地域協議会」を設立し、平成24年3月まで、具体的な取組を実践してきました。

また、平成20年10月には、環境学習・環境保全活動の拠点である「かごしま環境未来館」を設置し、各種講座やイベントを開催し、市民・事業者の環境保全意識は向上してきました。

低炭素社会を構築するためには、市民や事業者が具体的な環境保全活動に取り組み、その活動の輪を広げ、市民生活や事業活動において、エコライフ・エコビジネスを実践することが必要です。

■数値目標■

項目	単位	現況値 (平成20年度)	目標値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
民生家庭部門の温室効果ガス排出量削減率（平成2年度比）	%	32.3%増	10%増	1%減
民生業務部門の温室効果ガス排出量削減率（平成2年度比）	%	45.4%増	12%増	7%増
産業部門の温室効果ガス排出量削減率（平成2年度比）	%	26.1%減	43%減	47%減
環境管理事業所*の認定事業所数	事業所	458 (平成22年度)	1,000	1,500

▶市の取組

● 地域におけるエコ活動の促進

かごしま環境未来館を中心として、環境学習の機会を増やすとともに、さまざまな地域で活動する人材を育成し、市民の自主的な環境保全活動を促進します。

● 学校におけるエコ活動の促進

「学校版環境 ISO 認定制度*」の適正な運用に取り組むなど、児童・生徒のエコ活動を促進します。

● エコライフスタイルの促進

「かんきょう家計簿*」の利用や「エコライフファミリー制度*」を推進するなど、家庭におけるエコライフスタイルの定着を促進します。

● エコビジネススタイルの促進

「環境管理事業所認定制度」を推進することなどにより、事業活動に伴うエネルギー使用量を削減し、エコビジネススタイルの定着を促進します。

● 事業活動に伴う二酸化炭素排出量の削減

事業者による計画的な取組を促進し、二酸化炭素排出量を抑制するため、計画書制度*やカーボンオフセット*制度等について検討します。

▶市民の取組

- かごしま環境未来館や地域における活動、学習の場に積極的に参加し、学んだことを日常生活で実践し、エコライフスタイルを定着させます。
- 「温室効果ガス排出量の見える化」に関する製品・サービスの情報を収集し、それらを利用します。
- 環境にやさしい製品を積極的に使用します。

▶事業者の取組

- 事務所、工場、店舗などでの電気、ガス、灯油などのエネルギー使用量を削減するための省エネ行動に取り組み、エコビジネススタイルを定着させます。
- 「環境管理事業所認定制度」やエコアクション21*、IS014001*等の環境マネジメントシステム*の認証を取得し、事業活動における環境負荷の低減に努めます。
- 「温室効果ガス排出量の見える化」が実施されているカーボンフットプリント*製品等の販売や購入に努めます。
- 積極的に省エネ診断*を行います。

▶市民活動団体の取組

- 環境に関するイベント等を開催するとともに、多くの市民の参加を促進します。
- 学校や地域における環境教育・環境学習の推進に積極的に協力します。

地球にやさしい環境管理事業所

●認定制度

本市では、鹿児島市環境保全条例に基づいて適正に環境管理を行い、環境への負荷の少ない事業活動を自主的に行っている事業所を「環境管理事業所」として認定する制度を設けています。これまでに環境管理事業所として458事業所を認定しています。（平成23年3月末現在）

●表彰制度

環境管理事業所の認定更新の際に、他の事業所の良い実践例となる優秀な取組を行っている事業所を表彰する制度を平成21年度から始めました。



基本方針2 資源が循環する環境にやさしいまち（循環型社会の構築）

基本目標（1）ごみの減量化・資源化に取り組みます

■ 現状と課題 ■

本市では、平成22年3月に「鹿児島市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、3R活動を積極的に推進する循環型社会の構築に向けた取組を進めてきました。

学校での環境教育や、地域の環境保全活動の高まりなどにより、次代を担う子どもたちの、ごみ問題への関心は高くなっています。また、生ごみの減量化・堆肥化への取組や、地域における資源物回収活動、廃棄物の適正な処理といった、日常生活の中で取り組む環境負荷を低減する行動は市民に認識されてきていますが、より多くの市民に参加してもらうための対策が求められています。

今後も、さらに3R活動を推進することにより、廃棄物処理に伴う環境負荷をより小さくするとともに、天然資源の消費を抑制する循環型社会を構築するために、より多くの市民が自ら行動するための対策が必要です。

■ 数値目標 ■

項目	単位	現況値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
1人1日あたりのごみ・資源物の排出量	g	1,006	898	842
資源化率	%	19.2	18.4	21.3

注) 資源化率=資源化したごみ・資源物の排出量÷ごみ・資源物の排出量

廃食用油のリサイクル

家庭で使用した食用油（廃食用油）は、飼料や塗料、又は軽油の代わりになるバイオディーゼル燃料等にリサイクルすることができます。

●処理方法

各家庭で使用済みの食用油をペットボトル等の容器に移し、市に資源物回収活動実施の登録をしている団体の活動日に、回収場所へ持ち込みます。回収した使用済み食用油は、民間リサイクル施設にてリサイクルされます。

使用済み食用油の出し方



▶市の取組

- 3 R運動の推進

「発生抑制」を主体とする3R運動（Reduce：リデュース、Reuse：リユース、Recycle：リサイクル）の普及啓発を行い、市・市民・事業者の三者が連携して実施するように努めるとともに、市民や事業者が行うごみの減量化・資源化に関する取組を積極的に支援します。また、ごみの減量化・資源化などに効果があるごみ処理の有料化について、効果、問題点などを調査・研究します。

- リサイクル製品等の利用推進

リサイクル製品等の優先的な購入を推進するとともに、リサイクル製品等の利用促進に関する情報提供や普及啓発を推進します。

▶市民の取組

- 市の分別収集区分に基づいて適切に分別し、ごみステーションは、清潔に維持管理します。
- マイバッグの持参、詰め替え製品の購入、過剰包装を断るなどごみの発生抑制に努めます。
- 生ごみ処理機器の活用など、暮らしの中でごみの減量化・資源化に取り組みます。
- 携帯電話やプリンタのカートリッジなど販売店での店頭回収に協力します。
- 地域の資源物回収活動に参加します。
- リサイクル製品やレンタル製品などを積極的に活用します。
- リサイクルショップやフリーマーケット*を活用したり、修理できるものは修理して長く使用します。

▶事業者の取組

- レジ袋の削減に向けた取組を推進します。
- 製品の長寿命化や修理しやすい構造とするほか、再使用できる容器の利用やリサイクルしやすい素材の利用などに努めます。
- 流通段階では、梱包材の減量や再使用のほか、効率的な輸送に努めます。
- 製品の過剰包装を可能な限り控えます。
- ごみと資源物の適正な分別や、店頭回収を積極的に実施するように努めます。

▶市民活動団体の取組

- 地域のごみステーションの清潔な維持管理に努めます。
- 3R運動を推進するための普及活動を行います。
- 生ごみから堆肥をつくり、生ごみの減量化・資源化に協力します。
- ダンボールコンポストなど生ごみ減量方法の普及に努めます。
- 地域の資源回収活動を推進します。

基本目標（2） 廃棄物の適正処理を進めます

■現状と課題■

廃棄物の処理方法は法律や条例で定められており、市民や事業所は適正な処理が義務づけられていますが、不法投棄や野外焼却等の問題も発生しています。

廃棄物の不適正処理は、大気、土壤、地下水等へ悪影響を及ぼし、地域環境の悪化を引き起こすことになります。

本市の豊かな環境を守り、次の世代へ引き継いでいくためには、不法投棄の監視パトロールやごみの分別指導、産業廃棄物*処理業者に対する立入調査等、これまでの廃棄物の適正処理対策を継続して取り組むとともに、県や関係機関と連携した対策を進めが必要です。

■数値目標■

項目	単位	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
不法投棄確認件数	件	292	180	145



ボランティアによる河川清掃



ボランティアによる不法投棄撤去作業

▶市の取組

● 適正処理の促進

不適正処理を未然に防止するため監視・指導の強化を図るなど、廃棄物の適正処理を促進します。

● 不法投棄の防止

不法投棄監視パトロールの実施や啓発看板の設置等を行うとともに、関係機関との連携を図り不法投棄の防止を図ります。

● 適正な収集・運搬・処理・処分の実施

安全かつ適正なごみの収集・運搬・処理・処分を行います。また、現在稼動している施設においては、排出されたごみを適正に処理・処分していくとともに、適正な運転管理を行います。

▶市民の取組

● 野外焼却等による廃棄物の処分は行わないようにします。

● 不法投棄の現場を発見した場合は、市へ連絡・相談します。

● フロン*の入った製品は極力使わないようにし、廃棄する時はフロン回収に協力します。

▶事業者の取組

● 事業活動により生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理します。

● 産業廃棄物排出事業者や産業廃棄物処理業者は、マニフェスト制度を遵守します。

● 廃棄物を不法投棄されないように、土地又は建物を適正に管理します。

● フロンの適切な回収を進めます。

▶市民活動団体の取組

● 不法投棄の監視パトロールに協力します。

● 不法投棄を防止するため、多様な主体とネットワークを構築します。

● 市と協力し、廃棄物の分別についての学習会を開催するなど、廃棄物の適正処理を推進します。

基本方針 3 恵み豊かなごしまの自然を次の世代へ引き継ぐまち

(自然共生社会の構築)

基本目標（1）鹿児島の多様で豊かな自然を保全します

■現状と課題■

本市は桜島や城山、メヒルギ群落などをはじめ豊かな自然につつまれており、多種多様な生物が生息・生育しています。近年、喜入地区におけるアカウミガメの上陸が確認され、甲突川をはじめとする河川の水質が改善し、きれいな川にすむ生き物が観察されるようになりました。

一方、森林所有者の不在村化や林業採算性の悪化などによる森林の荒廃も見られ、適正な森林の管理を行うことが課題となっています。

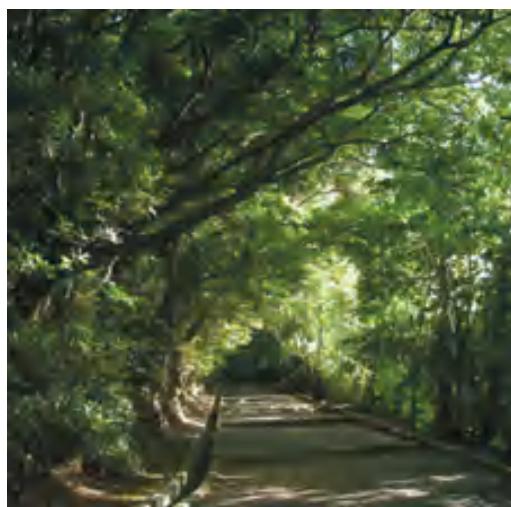
また、マングースやブルーギルなど外来種による生態系への影響、地球温暖化によるサンゴの白化、オニヒトデの発生などがみられています。

豊かな自然を守り、育てていくための取組をそれぞれの立場で行うとともに、総合的・計画的に生物多様性を保全していくことが必要です。

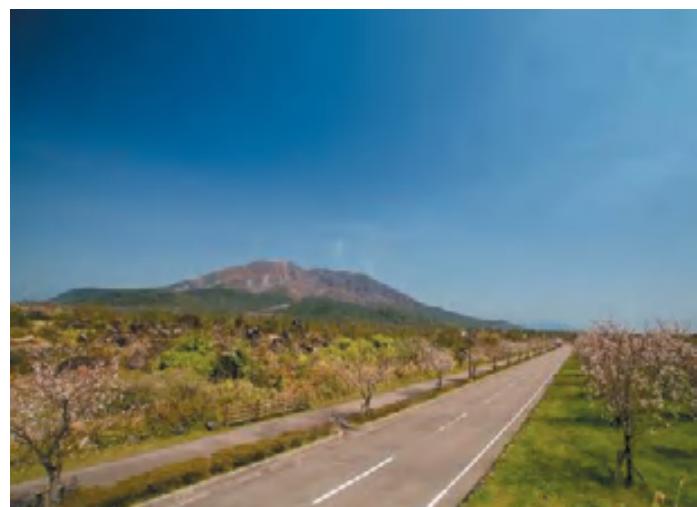
■数値目標■

項目	単位	現況値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
森林蓄積量	千m ³	6,080	6,500	7,000

注) 森林蓄積量：森林を構成する立木の幹の部分の体積で、森林量の指標の一つ。



城山公園



市道 224 号線から桜島を望む

▶市の取組

- 生物多様性地域戦略の策定
「生物多様性基本法」に基づき、「生物多様性地域戦略」を策定します。
- 国立公園の保全
国や県と連携し、国立公園内の自然環境を保全します。
- 外来生物*対策の推進
国や県と連携し、外来生物対策を推進します。
- 森林の適正管理の推進
除間伐*を推進するとともに、林業の担い手の確保に努めます。
- 協働による森林づくりの推進
市民・事業者との協働による森林整備を推進します。

▶市民の取組

- 農地や草地、山林など、里山の適切な管理を行い、生態系や種の多様性を維持することに努めます。
- 希少な動植物を採取しないようにします。
- 外来生物問題についての理解を深め、外来生物の遺棄・放逐、自然植生中への植栽を行わないようにします。

▶事業者の取組

- 所有する農地や草地、山林の管理に際しては、生物多様性に配慮します。
- 各種事業の実施に際しては、法律や規制を遵守するとともに、自然環境に配慮します。
- 外来生物問題についての理解を深め、外来生物の遺棄・放逐、自然植生中への植栽を行わないようにします。
- 市の支援事業等を活用し、森林整備に努めます。

▶市民活動団体の取組

- 生物多様性、森林保全の学習会・観察会の開催、情報提供に努めます。
- 野鳥、川の生物等の自然観察会を実施し、自然に関する理解の向上に努めます。

基本目標（2） 自然とふれあう場や機会を確保します

■現状と課題■

本市には三重岳、寺山、城山、錫山などにある自然遊歩道、健康の森公園、比志島の滝など自然とふれあう場が点在しています。これらの自然とのふれあいの場を市民に活用していただくため、「自然遊歩道イラストマップ」や「水辺環境マップ」の配布を行っています。

また、農村地域では、豊かな自然を活用したグリーン・ツーリズム*が、グリーン・ツーリズム登録団体などにより行われています。

今後も、豊かな自然とふれあう場や機会を創出し、市民の豊かな心を育む場として活用していくことが必要です。

■数値目標■

項目	単位	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
自然遊歩道数	箇所	7	8	9
グリーン・ツーリズム登録団体数	団体	32	38	43



田植え体験



農林水産まつり

▶市の取組

● グリーン・ツーリズムの推進

都市部住民の多様なニーズに応えるとともに、農村地域の活性化を図る方策の一つとして、農家の営みや自然・文化に触れ、人々との交流を体験・体感できる取組の充実など、グリーン・ツーリズムを推進します。

● 自然体験学習の推進

市民の自然愛護意識の向上のため、学校やかごしま環境未来館における自然体験学習を推進します。

● 自然公園の有効活用

霧島錦江湾国立公園については、生物多様性に配慮しながら、自然とのふれあいの場として有効に活用します。

● 自然とのふれあいの場や機会の提供

自然とふれあうことができる場や機会を提供します。また、自然遊歩道の新たな開設を検討します。

▶市民の取組

● グリーン・ツーリズムの参加に努めます。

● 自然体験学習を通じて、自然に関する理解の向上に努めます。

● 自然とふれあう時には、自然環境への配慮に努めます。

▶事業者の取組

● 各種事業の実施に際しては、森林・緑地ができるだけ保全するなど、市民が自然とふれあう場の確保に努めます。

▶市民活動団体の取組

● 市民が参加できるグリーン・ツーリズムの機会の提供に努めます。

● 自然体験学習会を開催します。

● 地域の自然保護活動を通じて、自然とのふれあいの輪を広げます。

● 自然観察会などの開催に際しては、自然環境への配慮に努めます。

基本目標（3） 生態系に配慮したまちづくりを進めます

■現状と課題■

本市では、「まちと緑のハーモニープラン」に基づき、都市部の緑地の保全・創出に努めています。また、市内を流れる甲突川や脇田川、木之下川などでは、親水性や生態系に配慮した整備が行われています。

今後も、関係機関と連携して、生態系に配慮した都市整備や河川整備を進め、都市と自然とのバランスがとれたまちづくりを進めていくことが必要です。また、周辺の自然環境と市街地との連続性のある緑地空間を配置し、野生生物の移動に配慮した生態系ネットワーク形成を視野に入れたまちづくりを進めるためには、公園・道路・事業所・住宅における緑を創出することが必要です。

■数値目標■

項目	単位	現況値 (平成 20 年度)	目標値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
市街化区域の緑地割合	%	7.4	—	7.7



甲突川河畔

▶市の取組

● 多自然川づくりの推進

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するよう河川管理を行います。

● 生態系ネットワークの形成

生物生育・生息空間の分断を回避し、野生生物の移動に配慮した緑地空間の確保が図られるよう周辺の自然環境と市街地との連続性のあるまちづくりを推進します。

▶市民の取組

● 庭やベランダ等で緑化を行い、点在する緑をつなぎます。

▶事業者の取組

● 会社の敷地等で緑化を行い、点在する緑をつなぎます。

● 土木事業者などは、生態系に配慮した工法に努めます。

▶市民活動団体の取組

● 地域の川などの生態系を守る活動に参加・協力します。

● 水辺や里山などを生かした活動交流の場をつくり、生物多様性について啓発します。

基本目標（4） 環境に配慮した農林水産業を進めます

■現状と課題■

本市では、北部の吉田・吉野地域、南部の谷山・喜入地域、東部の桜島地域、西部の伊敷・松元・郡山地域において、それぞれ地域の特性を生かした農業が行われています。また、森林面積は市域の約54%であり、間伐など山の管理が行われています。水産業では、吉野町竜ヶ水、桜島及び喜入地域でカンパチやブリなどの養殖が行われており、水産資源の確保や漁獲量の増大を図るため、マダイやヒラメなどの稚魚の放流が、毎年行われています。

自然環境や生物多様性を保全するためには、環境に配慮した農林水産業を推進することが必要です。また、遊休農地の拡大防止や農林水産業従事者の取組を消費者側から支援するためには、地産地消を推進することが必要です。

■数値目標■

項目	単位	現況値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
エコファーマー*の認定件数	件	101	119	130

エコファーマー制度

良質たい肥等による土づくりや化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を進めるため、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」が平成21年に施行されました。

この法律では、土づくりや化学肥料、化学合成農薬の使用低減のために導入すべき技術が定められており、これらの技術を導入して農業者が策定した「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を県知事が認定する仕組みになっています。

この「県知事が認定した農業者」のことを「エコファーマー」と呼んでいます。エコファーマーとは、土づくり、化学肥料の使用低減、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む、環境にやさしい農業実践者のことです。



資料：鹿児島県ホームページ

▶市の取組

- 環境に配慮した農林水産業の支援・啓発
減農薬・減化学肥料による栽培や耕畜連携の取組、養殖魚への適切な給餌量の普及啓発など環境への負荷を軽減する取組を促進します。
- 地産地消の推進
地産地消の推進を通じて、地域の農林水産業の生産振興に努めます。
- 遊休農地の有効活用
「遊休農地バンク」を通じた農地の情報提供により、遊休農地の有効活用に努めます。

▶市民の取組

- 環境に配慮した農林水産業や地産地消についての理解を深めます。
- 減農薬や減化学肥料などの取組により栽培された農産物を購入するよう努めます。
- 地元でとれた農林水産物を購入するよう努めます。

▶事業者の取組

- 農業者は化学合成農薬や化学肥料の使用量の低減に努めます。
- 水産業者は適正な放養量、給餌量で漁場環境保全に努めます。
- 商業者は減農薬栽培や減化学肥料栽培などの農産物の販売に努めます。
- 飲食店では減農薬栽培や減化学肥料栽培などの農産物の使用に努めます。
- 農業者は農地の有効利用に努めます。

▶市民活動団体の取組

- 環境に配慮した農林水産業や地産地消の推進に協力します。

基本方針 4 緑かがやく住みやすいまち

(ゆとりや豊かさを実感できる都市環境の創出)

基本目標（1） うるおいとやすらぎのある空間を確保します

■現状と課題

本市では「かごしま都市マスタープラン」に基づき、「自然と共生するやさしさあふれる緑のまちづくり」を進めています。市電軌道敷の芝生緑化や学校の校庭の芝生化、屋上・壁面緑化への取組で創出された緑は見た目も美しく、人々に安らぎを与えてています。

花いっぱい運動をはじめとする地域活動によって、市街地のいたるところで四季折々の草花がみられ、きれいに整備された街路樹とあわせて、美しい街並みを形成しています。また、都市の緑は、ヒートアイランド現象*の抑制にもつながります。

水を生かしたアメニティ*施設の整備や親水公園の整備も進んでいます。都市化が進展し価値観が多様化する中で、市民は利便性の向上だけでなく、心の安らぎを緑や水辺の煌きに求めており、まちづくりを進める上で、潤いと安らぎのある都市環境の整備を行うことが必要です。

■数値目標

項目	単位	現況値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
屋上・壁面緑化の整備面積	m ²	8,132	9,800	13,000



市電軌道敷の芝生緑化

▶市の取組

● 公園・緑地の充実

自然とのふれあい、スポーツやレクリエーション活動、健康への関心など多様化する市民ニーズに対応した公園・緑地の整備を推進します。

● 緑の保全

市民緑地制度の導入や緑地保全地域等の指定により、市街地にある一団の緑地を保全します。

また、「鹿児島市保存樹等及び自然環境保護地区に関する条例」に基づく、保存樹や保存樹林などの指定により、由緒由来がある樹木や樹林を保全します。

● 都市緑化の推進

地域の特性に適した樹種の選定等による街路や公園の個性ある緑化を進めるとともに、市街地に隣接する斜面の緑化や丘陵斜面の防災工事における景観に配慮した斜面緑化を促進します。

また、ヒートアイランド現象の抑制や都市景観の向上を図るため、市電軌道敷緑化を推進します。

● 地域の緑づくりの推進

緑のボランティアの育成や、屋上緑化・壁面緑化に対する助成など緑化に対する支援及び普及啓発を行うとともに、工場や事業所などの敷地内における緑化を促進します。

▶市民の取組

● 街路樹や公園などの身近な花や緑を大切にします。

● 庭木や生け垣など身近な花や緑を増やすように努めます。

● 緑化ボランティア活動などに参加し、地域の緑づくりに協力します。

▶事業者の取組

● 工場・事業所の敷地内緑化や生け垣・屋上緑化など花や緑の育成に努めます。

● 地域の緑化活動などに積極的に参加します。

▶市民活動団体の取組

● 公園・緑地の維持・管理に協力します。

● 緑の保全活動、緑化の推進、地域の緑づくりに積極的に協力します。

基本目標（2） 鹿児島らしい景観を形成します

■現状と課題■

美しい景観の保全と創出は、本市の快適な都市環境を維持・形成する上で重要な要素の一つです。

錦江湾に浮かぶ桜島の眺望や磯地区等の歴史景観、錦江湾や桜島と一体となった市街地、山並みの自然環境に囲まれた農村集落や田園風景などは、本市特有の鹿児島らしい景観であり、大きな魅力です。

一方で、景観の課題として、中高層マンションの増加による眺望の阻害、派手な色彩の店舗や屋外広告物の立地、開発等による斜面緑地の分断、田園景観を阻害する耕作放棄地の増加などがあります。

これらに対応した実効性のある景観のルールとして、本市では、平成20年6月に「鹿児島市景観条例」及び「鹿児島市景観計画」を施行しました。

今後も、鹿児島らしい景観を守り、創り、育てていくために、地域の景観資源を生かしながら、市民・事業者・市民活動団体が主体的に、市と一体となって景観づくりに取り組んでいくことが必要です。

■数値目標■

項目	単位	現況値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
景観形成重点地区の指定数	箇所	0	3	5



桜島の眺望



八重の棚田

▶市の取組

● 鹿児島らしい景観の形成

ふるさと意識を育む錦江湾や桜島への雄大な眺望と錦江湾に接するウォーターフロント、市街地の背景となる斜面緑地と山並みなど、鹿児島らしさを際立たせる重要な景観の骨格を基盤にして、市民・事業者の協力によって景観整備事業を実施し、景観形成を推進します。

● 地域の魅力を引き出す景観形成の推進

錦江湾や桜島と一体となった市街地や台地に開発された住宅地、山並みの自然環境に囲まれた農村集落や田園風景など、地域の魅力や特徴を引き出すために、各々の個性を大切にした景観形成を推進します。

また、船舶や路面電車、保存樹など、地域の景観資源の活用や夜間の景観への配慮などにより、快適で魅力ある景観の向上を図ります。

● みんなが誇れる景観形成の推進

市民・事業者が建物の形態、色彩、看板、屋外広告物等のルールづくりや不法駐輪、不法投棄の防止、ポイ捨て禁止などについて、主体的、積極的に取り組んでいくよう、景観アドバイザー*を派遣するなど支援・普及啓発し、みんなが愛着と誇りを感じる景観形成を推進します。

▶市民の取組

● 住宅などの建築にあたっては、デザイン・色彩など周辺の景観に配慮します。

● 地域の景観づくりに積極的に協力します。

▶事業者の取組

● 建築物の建築等にあたっては、周辺の景観に配慮した設計やデザインの採用、緑化等に努めます。特に、地域の景観に与える影響の大きい建築物、工作物の新築・増築等にあたっては、「鹿児島市景観計画」に規定される景観形成基準を守ります。

● 地域の景観づくりに積極的に協力します。

▶市民活動団体の取組

● 地域の景観づくりに積極的に協力します。

基本目標（3） みんなでまちをきれいにします

■現状と課題■

ごみのポイ捨て防止などのまち美化活動は、まちをきれいにするとともに、地域の衛生を保持することで市民の健康を守り、地域コミュニティの形成にも役立っています。また、地域がまち美化に取り組むことは、市民の住みやすいまちづくりに欠かせないものとなっています。

本市では、「まち美化推進団体」や「まち美化地域指導員」の認定を行い、地域の美化活動に自主的かつ積極的に取り組んでいる団体・個人への支援を行っています。

今後も、地域のまち美化活動を積極的に推進し、市民一人ひとりのまち美化意識を向上させていくことが必要です。

■数値目標■

項目	単位	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
まち美化推進団体の認定数	団体	192	320	370
まち美化地域指導員の認定数	人	1,439	2,300	3,000



清掃美化活動



市民一斉清掃

▶市の取組

- まち美化活動の推進

「まち美化推進団体」や「まち美化地域指導員」の認定を行い、地域のまち美化活動を支援します。

- まち美化意識の向上

「鹿児島市みんなでまちを美しくする条例」に基づき、まち美化意識が市民一人ひとりに浸透するように情報発信し、意識啓発を行います。

- ごみ出しやペット飼育などの美化マナーの促進

ごみ出しのマナーや、ペットの飼育マナーについて情報発信、啓発を行い、市民一人ひとりの美化マナーを促進します。

- 空き地の適正管理の推進

「空き地の雑草等の除去に関する要綱」に基づき、団地等に点在する空き地の実態調査を行い、管理不良の状態にならないよう、適正管理の指導を行います。

- 衛生害虫駆除指導の推進

衛生害虫を発生源とする感染症を予防し、安全で快適な生活環境を確保するとともに、市民の衛生思想の啓発を行います。

▶市民の取組

- 地域の清掃・美化活動に積極的に参加します。
- 空き缶、吸い殻などのポイ捨てはしないようにします。
- ペットの糞などは持ち帰るようにします。
- 空き地は、適正に管理します。
- 衛生害虫の発生防止に努めます。

▶事業者の取組

- 地域の清掃・美化活動に積極的に参加します。
- まち美化推進団体に加入し、関係者と連携して地域の美化活動を推進します。
- 空き地は、適正に管理します。
- 衛生害虫の発生防止に努めます。

▶市民活動団体の取組

- 地域の清掃・美化活動に積極的に参加します。
- まち美化推進団体に加入し、関係者と連携して地域の美化活動を推進します。
- まち美化地域指導員等を活用し、地域の美化活動を推進します。

基本目標（4） 核となる地区において、多様な都市機能を集約します

■ 現状と課題 ■

これまでのまちづくりは、人口増加と産業活動の拡大に対応するため、丘陵部の住宅団地開発、公有水面埋立などを行い、都市的土地利用を拡大し、環境負荷の増大につながる自動車に依存したものとなっていました。近年では、人口の増加と市街地の外延的な拡大は鎮静化したものの、中心市街地においては、都市環境の変化やモータリゼーション*の進展、商業施設等の撤退などにより、一部に低未利用地が見受けられるなど空洞化が懸念されています。

これからまちづくりは、人口減少や超高齢社会に対応するため、都市の拡大成長を前提としたまちづくりから、都市の既存ストックを有効活用しつつ、さまざまな都市機能がコンパクトに集積した集約型都市構造の実現へ転換していくことが求められています。

都市の生活・活動・交流の場となる中心市街地や地域生活拠点、農山村地域の既存集落地の核となる地区において、それぞれの地域の特性に応じ、できるだけ身近なところで日常生活を営むことができるようなまちづくりを促進していくことが必要です。

■ 数値目標 ■

項目	単位	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
地区計画の決定数	箇所	19	22	24

注) 地区計画：比較的小さい地区を単位として、それぞれの特性に応じたきめ細やかなまちづくりを行うための計画で、道路、公園などの配置や規模、建築物の建て方のルールなどについて、住民等の意見を反映して定めるもの。

▶市の取組

● 都市部における集約型都市構造の形成

安全性を確保しつつ都市の既存ストックを生かした既成市街地の再構築を推進し、さまざまな都市機能がコンパクトに集積した集約型の都市構造を形成します。

● 農村地域における生活環境整備

地域の実情に応じ、道路など地域の課題解決に取り組みながら、住環境の整備を図るとともに、コミュニティ施設などの生活基盤の充実を図ります。

また、人口の減少や地域の活力が低下している地域に、田園風景と調和した市営住宅建設の推進に努めるとともに、指定既存集落制度、優良田園住宅建設促進制度及び市街化調整区域における住宅建築等に関する条例による住宅等の建設の促進や周辺の生活環境の整備等により、集落機能の活力を維持・増進します。

▶市民の取組

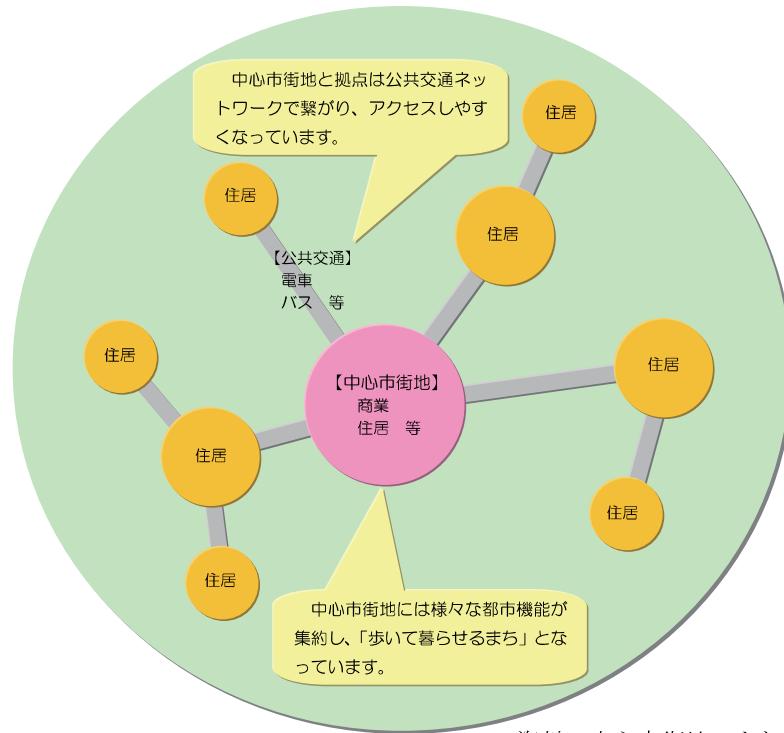
● 集積・集約型の都市について理解を深め、市の施策に協力します。

▶事業者の取組

● 集積・集約型の都市について理解を深め、市の施策に協力します。

コンパクトシティ

大規模集約施設の拡散立地などの「まちの郊外化」に歯止めをかけ、居住・公共施設・事業所などのさまざまな機能を都市の中心部に集めることで、高齢者を含めた多くの人にとつて暮らしやすいまちになることが期待できます。



資料：中心市街地のまちづくり（国土交通省）

基本目標（5） 公共交通を軸とした交通体系を構築します

■現状と課題■

本市の都市構造上の特色として丘陵部の住宅団地に人口の約3割が居住し、主たる交通手段は自動車であることや、市街地の中心部を広域道路網が通過していることなどから、周辺団地から幹線道路への接続部分や市街地流出部において市民生活と都市活動の交通が集中し、交通渋滞が生じています。

一方、本市の公共交通は、市域を南北に走る指宿枕崎線の鉄道、中心市街地から谷山方面に走る市電、地域と市街地中心部を結ぶ路線バスやフェリーがあるものの、モータリゼーションの進展などを背景に、近年の利用者は横ばいか若しくは減少の傾向にあります。

自動車から公共交通や自転車、徒歩といった環境にやさしい移動手段に転換するため、公共交通を軸とした交通体系を構築することが必要です。

■数値目標■

項目	単位	現況値	目標値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
運輸部門の温室効果ガス排出量削減率（平成2年度比）	%	13.6%増 (平成20年度)	3%増	0%
公共交通利用者数	千人	68,389 (平成21年度)	68,539	68,539以上



桜島フェリー



コミュニティバス

▶市の取組

- 利便性・効率性の高い交通体系の構築

各交通手段の適切な役割分担のもと、公共交通のサービスや結節機能等の向上を図り、「わかりやすく・使いやすい」公共交通の実現を図ります。

- 安全・快適で、人と環境にやさしい交通環境の整備

歩行者・自転車空間の確保、道路や車両等のバリアフリー化*や待合施設の改善など、人にやさしい交通施設の整備を推進します。また、モビリティ・マネジメント*の推進など、自動車から環境負荷の少ない公共交通への利用転換など環境に配慮した交通行動を促進します。

▶市民の取組

- 自動車の利用を控え、バス・市電・JRなどの公共交通の利用に努めます。

- 近距離の移動の際は、徒歩や自転車の利用に努めます。

▶事業者の取組

- 事業活動においては、できる限り環境にやさしい手段（徒歩、自転車、公共交通）での移動に努めます。

- 自転車通勤を奨励し、従業員の自転車利用を促進するとともに、従業員用駐輪場の確保に努めます。

- 交通事業者は、利用者ニーズに応じた便利で、安全、快適な運行サービスの提供に努めます。

▶市民活動団体の取組

- サイクリングツアーやの実施など、環境にやさしい移動手段の魅力を発信します。

モビリティ・マネジメント

モビリティ・マネジメントとは、当該の地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（＝かしこく）利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取組を意味するものです。

一人ひとりの住民や、一つひとつの職場組織等に働きかけ、自発的な行動の転換を促していく点が大きな特徴です。



資料：モビリティ・マネジメントパンフレット（国土交通省）

基本方針5 健康で安全な環境を育むまち（良好な生活環境の保全）

基本目標（1）さわやかな大気環境を保全します

■ 現状と課題

本市では、大気汚染状況の監視・調査を経年的に実施するとともに、工場・事業場のばい煙*などの排出対策、自動車排出ガス対策を推進しています。これらにより、本市の大気汚染の状況は、桜島火山ガス等の自然現象による環境基準の非達成項目があるものの、概ね良好な状況です。ベンゼン*等の有害大気汚染物質についても、すべて環境基準を達成しています。

今後も、環境基準値の達成・維持に向けての常時監視を行うとともに、工場などに対する規制・指導の強化など、固定発生源対策を推進していくことが必要です。また、光化学オキシダント*の濃度上昇など新たに発生している広域的な環境問題への対応も必要です。

■ 数値目標

項目	単位	現況値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
大気の汚染に 係る環境基準 達成率	二酸化窒素	%	100	100
	一酸化炭素*	%	100	100

注) 環境基準達成率=環境基準達成（長期的評価）測定期数÷全測定期数

▶ 市の取組

● 大気の状況の監視・調査

市内的一般大気環境の測定期において、大気汚染物質を測定し、大気の汚染状況を監視します。また、光化学オキシダントなどに関する情報収集等を行います。

● 工場・事業場のばい煙などの排出対策の推進

工場・事業場への排出規制や燃料切り替え等に対する指導を行います。

● 自動車排出ガス対策の推進

公用車等へ環境対応車を率先して導入するとともに、市民や事業者への普及を促進します。

● 悪臭防止対策の推進

悪臭発生源に対する指導・監視を行い、悪臭防止対策を推進します。

● 酸性雨対策等の推進

酸性雨の状況を把握するとともに、窒素酸化物*などの排出抑制対策により酸性雨対策を推進します。

● エコドライブの普及促進

アイドリングストップ*等のエコドライブを普及促進します。

▶市民の取組

- 自動車を購入する際は、環境対応車への転換に努めます。
- 自動車を運転する際は、アイドリングストップ等のエコドライブに努めます。
- ごみの野外焼却は行わないようにします。

▶事業者の取組

- ばい煙などの処理施設の適切な維持管理に努めます。
- 廃棄物焼却炉やボイラーは排ガス対応の機器を採用し、良質な燃料への転換に努めます。
- 自動車等を購入する際は、環境対応車等への転換に努めます。
- 自主的な基準を設けて監視する体制を整備するなど、悪臭対策に努めます。
- 畜産事業者は、家畜ふん尿の適正な処理に努めます。
- 自動車を運転する際は、アイドリングストップ等のエコドライブに努めます。

エコドライブの実践

本市の平成 20 年度における運輸部門の温室効果ガス排出量は、全体の 4 割を占めており、このうち 7 割が自動車の利用によるものです。運転手一人ひとりの心がけで簡単に取り組むことができるエコドライブの実践により、温室効果ガス排出量を削減することができます。



- ①ふんわりアクセル「e スタート」：普通の発進より少し緩やかに発進すると 11%程度燃費が改善します。
- ②加減速の少ない運転：速度にムラのある走り方をすると、加減速の機会も多くなり、その分市街地で 2%程度、郊外で 6%程度燃費が悪化します。
- ③早めのアクセルオフ：エンジンブレーキを使うと、燃料の供給が停止されるので、2%程度燃費が改善されます。
- ④エアコンの使用を控えめに：外気温 25°C の時にエアコンを使用すると、12%程度燃費が悪化します。
- ⑤アイドリングストップ：10 分間のアイドリングで、130cc 程度の燃料を浪費します。
- ⑥暖機運転は適切に：暖機することにより走行時の燃費は改善しますが、5 分間暖機すると 160cc 程度の燃料を浪費しますので、全体の燃料消費量は増加します。
- ⑦道路交通情報の活用：1 時間のドライブで道に迷って 10 分余計に走行すると、14%程度の燃費悪化に相当します。
- ⑧タイヤの空気圧をこまめにチェック：タイヤの空気圧が適正值より 50kPa 不足した場合、市街地で 2%程度、郊外で 4%程度、それぞれ燃費が悪化します。
- ⑨不要な荷物は積まずに走行：100kg の不要な荷物を載せて走ると、3%程度燃費が悪化します。
- ⑩駐車場所に注意：交通の妨げになる場所での駐車は交通渋滞をもたらし、平均車速が時速 40km から時速 20km に落ちると、31%程度の燃費悪化に相当すると言われています。

資料：エコドライブ 10 のすすめ（環境省）

基本目標（2） 良好な水環境を保全します

▶ 現状と課題

本市では、環境基準や本市独自の水質保全目標の達成状況を把握するため、河川水質状況の監視・調査を実施するとともに、工場・事業場の排水対策や生活排水対策、地下水保全対策、水の有効利用を推進しています。これらにより、河川の水質保全目標を概ね達成しています。また、地下水環境については、年々節水が進んだことから、地盤沈下*などの地下水障害はスポット的には見られるものの、全体的には進行しておらず、良好な状態が保たれています。

今後も、河川・地下水などの常時監視・調査や工場・事業場の指導、かん養機能*の向上など総合的な水質保全対策を継続して推進していくことが必要です。錦江湾の水質保全対策については、県や関係機関との連携を強化し、富栄養化*対策等を推進していく必要があります。

▶ 数値目標

項目	単位	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
水質保全目標達成率	%	95	100	100

注) 水質保全目標達成率=水質保全目標達成地点数÷地点数

▶ 市の取組

● 河川の水質状況の監視・調査

水質汚濁防止対策事業により、公共用水域等の監視・調査を行います。また、新たな環境基準の設定や規制強化に対応した監視体制の整備を推進します。

● 工場・事業場の排水対策の推進

水質汚濁防止法に基づく工場・事業場への排出監視を行うとともに、未規制事業所についても排水対策の指導を行います。

● 生活排水対策の推進

公共下水道については、市街化区域内において処理区域を拡大し、水洗化を促進します。公共下水道の事業計画区域以外及び地域下水道処理区域外の地区においては、合併処理浄化槽*の設置を促進します。また、家庭で実践できる生活排水対策について、広報・啓発を行います。

● 快適な水辺の確保と河川保全対策の推進

河川・水路の清掃・美化を推進し、きれいで親水性の高い水辺を確保します。また、河川汚濁事故の未然防止対策、河川汚濁事故処理対策など河川の保全対策を推進します。

● 地下水の保全対策の推進

地下水の状況を把握し、適正利用に関する指導、水源かん養地の保全、雨水浸透施設*の整備により地下水を保全します。

● 水循環へ配慮した施設整備の推進

雨水浸透工法*の普及など、水循環へ配慮した施設整備を推進します。

- 水の有効利用の推進

水の適正利用に関する啓発を推進するとともに、雨水利用の促進、排水の再利用を推進します。

- 錦江湾の水質保全対策の推進

錦江湾の富栄養化防止に関する調査を実施し、鹿児島湾水質保全推進協議会の加盟団体と連携して、海域の水質保全対策を推進します。

▶市民の取組

- 公共下水道の事業計画区域以外及び地域下水道処理区域外の地区においては、合併処理浄化槽を設置し、適切な維持管理に努めます。
- 食器の汚れは洗う前にふき取ったり、へらで落とすなど、生活排水対策を実践します。
- 河川・水路の清掃・美化活動に積極的に参加します。
- 地下水の適正な利用・管理に努めます。
- 雨水の地下浸透設備の設置に努めます。
- 庭や駐車場は、舗装部分を少なくし、雨水の地下浸透を図るように努めます。
- 風呂の水は、洗濯や樹木への散水等に有効利用するなど節水に努めます。
- 雨水を貯留し、散水、洗車などに活用するように努めます。

▶事業者の取組

- 公共下水道の事業計画区域以外及び地域下水道処理区域外の地区においては、汚水は適切に処理して公共用水域に放流するように努めます。
- 開発行為、宅地造成、建設工事などにあたっては、土砂の流出防止に努めます。
- 冷却排水の再利用や雨水の利用などにより、節水に努めます。
- 地下水の適正な利用・管理に努めます。
- 雨水の地下浸透設備の設置に努めます。
- 農林業者は、森林・農地などの水源かん養機能の向上に努めます。
- 水産業者は、適正な放養量、給餌量で漁場環境保全に努めます。

▶市民活動団体の取組

- 家庭でできる生活排水対策についての広報・啓発に協力します。
- 河川・水路の清掃・美化活動の推進に努めます。

基本目標（3） 化学物質による環境汚染を防止します

■現状と課題■

本市では、大気・河川などの化学物質環境調査を行うとともに、化学物質の取り扱い等について、「鹿児島市環境保全条例」に基づき、「化学物質適正管理指針」を定め、工場・事業場の化学物質対策等を推進しています。

今後は、市民の化学物質による環境汚染に対する不安を除くため、市・市民・事業者相互のわかりやすいリスクコミュニケーションを推進することが必要です。

■数値目標■

項目	単位	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
ダイオキシン類*の環境基準達成率	大気	%	100	100
	河川水質	%	100	100
	河川底質	%	100	100
	地下水質	%	100	100
	土壤	%	100	100

注) ダイオキシン類の環境基準達成率=ダイオキシン類の環境基準達成地点数÷地点数

リスクコミュニケーション

安全など事業活動にかかるリスクは、少ないことが望ましいのですが、リスクをゼロにすることはできません。このため、上手にリスクとつきあっていくことが重要になります。特に、多種多様な化学物質を扱っている事業者は、そうした化学物質の環境リスクを踏まえて適正な管理を行うことが重要です。

そのためには事業者が地域の行政や住民と情報を共有し、リスクに関するコミュニケーションを行うことが必要になってきます。これがリスクコミュニケーションです。

化学物質の環境リスク

リスクとは、望ましくないことが発生する起こりやすさ(確率)をしめたものです。化学物質の「環境リスク」は、化学物質などによる環境汚染が人の健康や生態系に好ましくない影響を与えるおそれのことをいい、化学物質の有害性の程度と、それにどのくらいさらされているか(暴露量)によって決まります。これを式で表すと、次のようになります。

化学物質の環境リスク=化学物質の有害性×暴露量

暴露量が小さければ、リスクは小さくなるわけですから、有害化学物質が排出されているからといって、すぐにリスクが大きいということにはなりません。暴露量を知るために、大気や排水の中にどのくらい有害化学物質がでているのかを知ることが必要になります。

資料：経済産業省ホームページ

▶市の取組

- 大気、河川などの有害化学物質の環境調査

大気、河川、地下水、土壤について、有害化学物質の環境調査を行います。

- 工場・事業場の有害化学物質対策の推進

工場・事業場の有害化学物質についての規制・指導を行うとともに、PRTR 制度*に基づく事業者の自主的な安全管理を促進します。

また、産業廃棄物の適正管理・処分・保管などについての指導・啓発、建築解体時におけるアスベスト*の飛散防止及び適正管理の推進、家庭での殺菌剤・消毒剤などの適正な使用・廃棄方法についての広報・啓発を行います。

- 有害化学物質の実態把握

PRTR 制度に基づく有害化学物質を使用する事業者に対し、届出の指導を行うとともに、実態把握を行います。

▶市民の取組

- 殺虫剤や殺菌剤・消毒剤などの適正な使用や保管、処分に努めます。

- 化学物質が使用されている防虫剤、芳香剤などの適正な使用に努めます。

- 化学物質に関する情報を入手し、正しい知識を身につけます。

▶事業者の取組

- PRTR 制度に基づき、自主的な化学物質の管理に努めます。

- 農業者は化学合成農薬や化学肥料などの使用量の低減に努めます。

- 有害化学物質を取り扱う場合は、適正な保管・処分に努めます。

- リスクコミュニケーションの手法により、周辺住民への理解を促進します。

基本目標（4） 騒音のない環境を保全します

▶ 現状と課題 ▶

騒音のない環境は、快適で健全な生活を営むための重要な要素です。騒音の発生源は、自動車や生産活動、建設作業、生活騒音などと多岐にわたっています。

本市では、自動車騒音の状況を把握するため、毎年騒音測定を実施しており、騒音に係る環境基準は、自動車交通量の多い一部の区間を除き、昼夜ともに概ね達成しています。

今後も、引き続き騒音の調査・監視を継続し、さまざまな騒音発生源に対しての個別の対策や啓発を推進していくとともに、安らぎを与える音環境づくりにも取り組んでいくことが必要です。

▶ 数値目標 ▶

項目	単位	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
騒音に係る	昼間	%	100	100
環境基準達成率	夜間	%	100	100

注) 環境基準達成率=環境基準達成地点数÷地点数

▶ 市の取組

- 騒音の環境調査・監視
自動車騒音の面的評価、環境騒音調査を行い、騒音・振動の監視を行います。
- 工場・事業場等の騒音・振動対策の推進
工場・事業場や建設工事の騒音・振動に関する指導を行い、事業者の騒音・振動対策を促進します。
- 自動車騒音・振動対策の推進
舗装新設改良事業等により、自動車による騒音・振動対策を推進します。
- 家庭・事業者への騒音防止の啓発・指導
近隣騒音防止のための啓発・指導を行います。

▶ 市民の取組

- 自動車の運転の際は、不要なクラクションを鳴らしたり、急発進や空ぶかしをしないようにします。
- 音響機器の音で近隣に迷惑をかけないよう、使用時間帯や音量に気をつけます。
- ペットを飼うときは、隣人や地域に迷惑をかけないようにします。
- エアコンの室外機などは、できるだけ隣家と離して設置するようにします。

▶事業者の取組

- 事業活動による騒音・振動などの発生には十分注意します。
- 商業宣伝など拡声器を使用する場合は、音量などに配慮します。
- 建設工事の際は、低騒音型・低振動型機械の利用や、防音壁の設置など騒音・振動の防止に努めます。

騒音をなくす5つの気配り

- 1 時間帯に配慮しましょう
- 2 音がもれない工夫をしましょう
- 3 音は小さくする工夫をしましょう
- 4 音の小さい機器を選びましょう
- 5 ご近所とのおつきあいを大切にしましょう



資料：環境省ホームページ

みんなで
取り組むこと

基本方針6 みんなで環境を考え協働するまち（環境教育・環境学習の推進と協働）

基本目標（1） かごしま環境未来館を拠点に環境学習を進めます

■ 現状と課題 ■

本市では、かごしま環境未来館を拠点に、市民一人ひとりが楽しく学べる環境学習講座や環境イベントの開催、環境学習教材・機材の整備・貸出等を実施しています。

今後も、かごしま環境未来館における環境学習を継続的に進めるとともに、人材の育成や地域性のある環境学習を推進していくことが必要です。

■ 数値目標 ■

項目	単位	現況値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
環境学習出前講座の開催数	回	12	20	33
こどもエコクラブ登録団体数	団体	31	45	60

かごしま環境未来館

○かごしま環境未来館とは

一人ひとりが今日の環境問題を考え、環境に配慮した行動に結びつけていくことができるよう、環境意識の高揚、環境保全活動の意欲の増進などを図るため、参加・体験型の環境学習やリサイクル活動などのさまざまな事業を展開します。

- ◎ 所在地 城西二丁目1番5号
- ◎ 開館時間 午前9時30分～午後9時
(日曜日、祝日は午後6時まで)
- ◎ 休館日 月曜日(祝日の場合はその後の最初の平日)
12月28日～1月4日
- ◎ 主な施設 1階 展示学習ゾーン、リユース・リサイクルショップ、リサイクル工房、食工房など
2階 多目的ホール、研修室、活動支援室



○運営の基本方針

市民・事業者が環境について関心や理解を深め、日常生活や事業活動において、自発的に環境保全活動を実施するとともに、その活動の輪を広げていくことを促進するため、事業運営に当たっては次の内容を基本にして取り組みます。

- ・パートナーシップで人と人がつながり、楽しみながら学び、参加・交流する。
- ・行動する人づくりや仕組みづくりを市民等との協働で進め、その成果を発信する。
- ・環境に配慮した生活や行動に踏み出すことを支援する。
- ・環境保全活動に主体的に取り組む人材を育成する。



▶市の取組

● 市民が主役となる施策の推進

多くの市民の参加を促し、参加した市民が互いに学び合う、市民が主役となる施策を、市民・事業者・市民活動団体と協働して推進します。

● 環境学習の推進

環境学習講座の開催、環境学習プログラムの実施、環境イベント、講演会、シンポジウムの開催などにより、かごしま環境未来館を拠点に市民が参加しやすい環境学習を推進します。また、市民・事業者・市民活動団体による活動や活動発表の場としてかごしま環境未来館の利用を促進します。

● 環境学習・環境保全活動の支援

環境学習教材等の貸出、環境学習活動支援相談員による専門的な指導・助言、環境活動発表交流会、こどもエコクラブ交流会などにより、市民・事業者・市民活動団体の環境学習・環境保全活動を支援します。

● かごしま環境未来館内外で活動する人材の育成

かごしま環境未来館におけるインタープリテーション*をはじめ、地域での環境学習プログラムの実施など、かごしま環境未来館の内外において、自主的に活動する人材を育成します。

▶市民の取組

● かごしま環境未来館における環境学習・環境保全活動やイベントに積極的に参加します。

● 地域や市民活動団体の環境学習・環境保全活動に積極的に参加します。

▶事業者の取組

● かごしま環境未来館の環境学習・環境保全活動やイベント等に協働で取り組みます。

● 従業員が、かごしま環境未来館での環境学習・環境保全活動の場に参加することを支援します。

▶市民活動団体の取組

● かごしま環境未来館の環境学習・環境保全活動やイベント等に協働で取り組みます。

● かごしま環境未来館を拠点に市民等が参加できる環境学習・環境保全活動の機会を設けます。

● かごしま環境未来館での学習会やイベントを開催します。

基本目標（2） 学校や地域における環境教育・環境学習を進めます

■現状と課題■

学校では、各教科や総合的な学習の時間など、教育活動全体を通して、横断的・総合的な環境教育を推進しています。また、学校生活の中で、学校版環境 ISO の活動を通して、主体的に環境保全活動に取り組んでいます。

今後は、太陽光発電システムなどの整備が進んでいる環境に配慮した学校施設を積極的に活用した環境教育の推進や、環境に関する専門家との連携、地域活動を通じた環境教育、かごしま環境未来館等の既存施設を活用した環境教育を充実することが必要です。

また、環境教育に関する教職員研修を充実するとともに、環境教育教材の提供・開発等を促進していく必要があります。さらに、地域においても、環境に関する情報と機会を共有し、自主的な取組を継続できる体制の構築が必要です。

■数値目標■

項目	単位	現況値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
環境教育に係る体験活動の実施率	%	96.6	100	100

注) 環境教育に係る体験活動の実施率：環境教育に関する体験的な活動を実施している学校の割合
(実施校÷小・中学校数)

鹿児島市学校版環境 ISO 認定制度

本市では、学校において児童・生徒及び教職員等が一体となって、環境保全、資源の有効利用など「環境にやさしい学校づくり」に取り組めるよう、平成 17 年度に「鹿児島市学校版環境 ISO 認定制度」を創設しました。平成 18 年度から、認定基準に適合した取組を行っている学校を認定しており、平成 21 年度までに鹿児島市立の小・中学校 117 校をすべて認定しました。

【認定基準】

- ① 環境にやさしい学校づくりに向けた環境方針、環境目標、環境行動計画が定められていること。
- ② 環境にやさしい学校づくりに向けた取組体制が整っていること。
- ③ 環境行動計画に基づく行動を記録し、それを保管していること。
- ④ 環境目標及び環境行動計画の達成状況を把握し、その見直しを行っていること。



▶市の取組

● 環境教育の推進

かごしま環境未来館等との連携を深め、太陽光発電システムの設置など環境に配慮した学校施設を積極的に活用しながら、各教科や総合的な学習の時間など、教育活動全体を通して、横断的・総合的な環境教育を推進します。

● 環境教育教材の整備・充実・開発

各小中学校の要望に応じて環境教育教材を整備・充実するとともに、必要に応じて新たな環境問題や地域の実情に対応した環境教育教材を開発します。

● 環境保全活動の推進

「学校版環境 ISO 認定制度」などに基づき、学校における環境保全活動を推進します。また、地域における環境保全活動を支援します。

● 教職員研修の充実

市内のすべての学校で環境教育が推進できるよう、環境教育に関する教職員研修を充実します。

● 地域と学校の連携体制の構築

環境教育・環境学習について、地域と学校の連携体制を構築します。町内会や学校、企業などの各団体がそれぞれ独自に実施している活動を、自主的な取組として合同で実施することを促進します。

▶市民の取組

● 学校や地域での環境教育・環境学習に関する理解を深め、家庭で環境問題について話し合う機会を持つよう努めます。

● 学校や地域での環境保全活動に参加・協力します。

▶事業者の取組

● 環境教育教材の開発・提供に協力します。

● 施設見学の受け入れや農林業体験など、体験型の環境教育に協力します。

● 環境出前授業など、学校や地域の環境教育・環境学習に積極的に参加・協力します。

● 地域での環境保全活動に参加・協力します。

▶市民活動団体の取組

● 環境教育教材の開発・提供に協力します。

● 学校や地域での環境保全活動に参加・協力します。

● 学校と地域を結びつけ、環境教育・環境学習の推進に努めます。

基本目標（3） 環境に関する情報をみんなで共有します

■現状と課題■

本市では、環境情報の発信、市民からの意見募集、啓発用のパンフレットの配布、かごしま環境未来館における環境情報システムの運用等を実施しています。

今後も、市・市民・事業者・市民活動団体が適切な情報を広く入手できるように、お互いが積極的に情報発信を行うとともに、情報の共有を図ることが必要です。また、利活用しやすい環境情報を提供することで、環境保全活動を実践し、継続していくことが必要です。

■数値目標■

項目	単位	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
「かごしま環境未来館」ホームページへのアクセス数	件	75,798	85,000	95,000

かごしま環境未来館ホームページ

かごしま環境未来館ホームページは、環境学習・環境保全活動の促進のために、講座・イベント情報や施設案内、施設の利用方法のほか、エコライフ実践に向けた生活の知恵やエコ商品等の情報、市内を中心に活動する環境団体等の情報を提供しています。

（ホームページアドレス：<http://www.kagoshima-miraikan.jp/>）

The screenshot shows the homepage of the Kagoshima Environment Museum (Miraikan). At the top, there's a banner for the "Environmental College 2011". Below it, there are several sections: "Event Information" (with links to news articles from November 2011), "Events & Lectures" (with a link to a recycling workshop), "Newspaper Column" (with a link to a column about environmental issues), and "Information" (with a link to the museum's Facebook page). There are also links for "Childcare" and "Eco-friendly products". The overall layout is clean and organized, providing various resources for environmental education and engagement.

▶市の取組

● 環境情報の収集・発信

かごしま環境未来館のホームページ等を活用し、市民が地域での環境学習・環境保全活動に参加しやすいよう、市民活動団体や事業者による活動の情報を集約するとともに、環境情報を収集・発信します。

● 環境にやさしい製品の情報収集・提供

グリーン購入法*に基づく物品、省エネルギー型家電、環境対応車など、環境にやさしい製品の情報を収集・提供します。

● 事業者の環境関連情報の提供

事業者の事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報を提供します。

● 事業者の環境技術を習得する場や機会の提供

環境保全技術に関する情報の入手や技術を習得する場や機会を提供します。

▶市民の取組

● 地域の身近な環境情報や取組事例等を市などと協働して、発信します。

● 環境にやさしい製品などの情報収集に努めます。

▶事業者の取組

● 環境報告書の作成・公表など、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報を公開・発信します。

● 環境に配慮した事業活動などの情報を入手し、活用します。

● 環境にやさしい製品などの情報収集に努めます。

● 環境技術を習得する場や機会に参加し、技術習得・活用に努めます。

▶市民活動団体の取組

● 地域の環境保全活動を通じて、環境に関する情報を公開します。

● 自らが行う、地域での環境学習・環境保全活動について、市などと協働して情報発信に努めます。

基本目標（4） みんなで環境について考え、行動します

■現状と課題■

本市では、市民・事業者・行政が協働して環境保全に取り組んでいくため、平成19年3月に「環境パートナーシップかごしま」を設立し、環境学習会や自然観察会の開催、植樹活動、リサイクル活動などに取り組んでいます。また、「環境フェスタかごしま」を開催し、市・市民・事業者・市民活動団体が協力・連携して、環境保全活動の普及啓発に取り組んでいます。

今後は、市・市民・事業者・市民活動団体によるパートナーシップをさらに高めていくために、活動場所の提供など環境保全活動の支援を引き続き行っていくとともに、地域ごとに市民・事業者・市民活動団体が協力・連携して環境保全活動や情報交換をさらに行うことができる仕組みづくりなど、かごしま環境未来館を拠点とした地域ネットワークを構築することが必要です。

■数値目標■

項目	単位	現況値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
かごしま環境未来館登録団体数	団体	23	30	40

環境パートナーシップかごしま

環境パートナーシップかごしま（エコパかごしま）は、環境をより良くし、将来の世代にその環境を引き継いでいくために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら、循環と共生を基調にした環境にやさしい持続可能な社会を協働して構築するため、6つのワーキンググループに分かれてさまざまな取組を行っています。



▶市の取組

● パートナーシップの構築

かごしま環境未来館や地域での環境学習・環境保全活動やイベントの開催、「環境パートナーシップかごしま」の運営支援などにより、市・市民・事業者・市民活動団体のパートナーシップを構築します。

● 地域ネットワークの構築

地域住民の環境保全活動への参加促進や、各地域の市民・事業者・市民活動団体が協力・連携して環境保全活動や情報交換を行うことができる仕組みづくりなど、地域ネットワークの構築を図ります。

▶市民の取組

● かごしま環境未来館や市民活動団体、地域の環境学習・環境保全活動やイベントに積極的に参加します。

● 「環境パートナーシップかごしま」の活動に参加します。

▶事業者の取組

● かごしま環境未来館や市民活動団体、地域の環境学習・環境保全活動やイベントに積極的に参加・協力し、市・市民・市民活動団体との交流を図ります。

● 「環境パートナーシップかごしま」の活動に参加します。

▶市民活動団体の取組

● 「環境パートナーシップかごしま」に積極的に参加します。

● 他の市民活動団体のイベント・行事に積極的に参加・協力し、交流を図ります。

● 「かごしま環境未来館環境活動発表交流会」に参加し、活動のさらなる活性化を図ります。

● 市・市民・事業者と協働する活動を積極的に展開します。

第4節 公共事業を行う際の環境配慮指針

本市のすべての公共事業を環境に十分に配慮しながら実施していくための行動指針として、環境に配慮すべき事項を道路・交通や河川・水路の整備など各々の事業別に、また、それぞれの事業特性に応じて示します。

対象事業	事業例
1 各事業共通事項	すべての事業
2 道路・交通整備事業	道路整備事業、鉄道事業、電車・バス運行事業
3 河川・水路整備事業	河川改修事業、河川敷整備事業、水路整備事業
4 下水道事業	下水道事業
5 商業関連事業	商業・オフィス事務・流通業務事業
6 工場等整備事業	工場・研究施設整備事業
7 埋立・港湾整備事業	公有水面埋立事業、港湾施設整備事業
8 農林水産業関連事業	基盤整備、農畜産業
9 水道事業	水道事業

1 各事業共通事項

(1) 全体に関連する事項

- 計画のより早い段階から、開発地域周辺の環境に関する情報を収集します。
- 周辺住民の事業に対する意見を考慮します。

(2) 公害*に関連する事項

- 事業の規模及び立地の選定にあたっては、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、廃棄物などによる被害を生じさせないよう配慮します。
- 工事中は、大気汚染、粉じん、騒音・振動、濁水による被害を生じさせないよう適切な措置を講じます。(車両の点検整備やアイドリングストップ、粉じんの飛散防止、低騒音型の建設機械の採用など)
- 有害化学物質による健康被害が生じないような建材や工法を採用します。
- 事業実施に伴う自動車交通量の増加などによる周辺に及ぼす影響を極力抑制します。
- 工事で薬剤を使用する場合は、周辺環境への漏えい防止に努めます。
- 開発地付近の地下水利用者を事前に把握し、地下水利用者に事前に説明するとともに地下水障害が発生しないよう十分に配慮します。
- 地下構造物等を建設する場合、又は杭打ち等を行う場合は、地下水障害が発生しないよう十分に配慮して建設します。
- 土地造成にあたっては、土砂流出などを生じさせないよう配慮します。

(3) 資源・エネルギーの有効利用に関する事項

- 工事の際は、省エネルギー（省エネルギー型機器の採用など）や節水に努めます。
- 施設においては、太陽光や風力などを活用した再生可能エネルギーの利用やグリーン電力の導入に努めます。
- 施設には、省エネルギー型の照明機器、空調機器、給湯器等や節水機器の導入に努めます。
- 施設には、コーポレート・ソーシャル・レスponsibility（CSR）システム*、地域冷暖房システムの導入を検討します。
- 庁舎、公共施設の工事をする際は、不必要的電灯の消灯が効果的に行えるスイッチ回路を設置又は変更します。
- 建築物の設計・建築にあたっては、自然採光や通風しやすい部屋割りや窓などの配置に配慮します。
- 施設の断熱化・長寿命化に努めます。
- 開発区域の表土の再利用・再資源化を検討します。
- 建設材料は、再生材料、又はリサイクル可能なものを積極的に利用します。
- コンクリート用型枠の効率的な使用とともに、使用後のリサイクルに努めます。
- 木材は県産木材の使用に努めます。
- 緑地の維持管理においては、せん定技のコンポスト化*を図るなど、リサイクルに努めます。
- 地域の水循環が確保されるよう、自然面の保全や透水性舗装*などについて検討し、雨水の地下浸透を図ります。
- 雨水を再利用できるシステムの導入を検討し、修景用水、雑用水として利用するなど、雨水の利用に努めます。
- 受注者から提出される関係書類は、グリーン購入された紙類及び文具類とします。
- 受注者から提出される関係書類は両面印刷とします。
- 施設に配置等される消火器、インテリア、寝装寝具等については、グリーン購入されたものを導入します。
- 空き缶、空きびんなどの資源を回収するための場所を確保します。
- 建設廃棄物の再使用又は再資源化に努めます。

(4) 自然環境に関する事項

- 事業の実施にあたっては、緑地、水辺など環境資源を著しく減少させないよう、貴重な植物群落、野生生物の生息地、斜面緑地、海辺などへの影響に配慮します。
- 施設内緑化などを推進し、自然とふれあえる場の確保に努めます。
- 屋上・壁面緑化や駐車場緑化、法面緑化を図ります。
- 現存する表土や植生を保全し活用するとともに、区域内の樹林地は適正に維持管理するように配慮します。
- 生態系等に被害を及ぼす、又は及ぼすおそれのある外来生物の侵入や拡散防止に配慮するとともに、生息・生育が確認された場合は、駆除するよう配慮します。

(5) 都市景観・公共空間に関する事項

- 地形、土地利用状況、歴史的背景などを踏まえ、周辺環境などと調和するように施設のデザイン、色彩、形状やオープンスペースの確保などに配慮します。
- 電線の地中化など良好な都市景観の創出に努めます。

2 道路・交通整備事業に係る配慮事項

- 交通流の円滑化を図るため、立体交差や右折レーンの設置などを検討します。
- 二酸化炭素吸収能力の高い樹種による街路樹の整備を検討します。
- 自転車などの利用促進が図れるよう、自転車走行空間の整備を検討します。

3 河川・水路整備事業に係る配慮事項

- 河川、水路などの改修事業にあたっては、水域の適切な水量の確保、水質・底質の悪化防止、水循環の保全に配慮します。
- コンクリート三面張り*は避け、水際については、自然浄化作用*を発揮するような自然に近い構造・工法などの導入を検討します。
- 堤などを建設する場合は、水生生物の生息域確保のために魚道*などを設けることに努めます。
- 瀬や淵、河原の砂地、河畔林などを多様な野生生物の生息環境として可能な限り保全します。
- 河床に湧水のある場合は、湧水が極力止まらないように配慮します。
- 緩傾斜護岸、階段状護岸などの整備や緑化による水辺へのアクセスの向上など親水性に配慮します。
- 河川の堤体、法面などが周辺の景観に調和するよう配慮します。

4 下水道事業に係る配慮事項

- 下水処理水を処理場内で雑用水などに利用するよう努めます。
- 下水汚泥は、バイオマスとして再資源化に努めます。

5 商業関連事業に係る配慮事項

- 排出される生ごみのコンポスト化施設を設置し、コンポストの活用に努めます。
- 流通業務系施設の立地に際しては、貨物自動車の発生集中交通量を考慮した事業計画の立案に配慮します。

6 工場等整備事業に係る配慮事項

- 有害化学物質や油による環境汚染が生じないように、保管、使用、輸送などにおける適正な管理、施設の整備に努めます。
- 排出される生ごみのコンポスト化施設を設置し、コンポストの活用に努めます。

7 埋立・港湾整備事業に係る配慮事項

- 事業の実施にあたっては、潮流変化による地形や底質の変化、水質汚濁、生態系への著しい影響を生じさせないよう配慮します。
- 埋立材によって、有害な化学物質による環境汚染が生じないように配慮します。
- 港湾施設の整備にあたっては、港湾緑地の整備など市民が親しめる水辺の創出やアクセスの確保などに配慮します。

8 農林水産業関連事業に係る配慮事項

- 農業用排水路の整備に際しては、良好な環境整備に努めます。
- 農業生産活動により発生する廃ビニールなどの適切な処理に努めます。
- 林業における間伐材*や端材などをチップ材に利用するなど、有効利用に努めます。
- 化学合成農薬や化学肥料の使用量を低減するなど、水・土壤環境、生態系の保全に努めます。
- 良好な樹林地や水辺などを保全し、農山漁村の景観の形成に努めます。
- 家畜ふん尿の適正な処理と有効活用に努めます。

9 水道事業に係る配慮事項

- 水源のかん養機能を維持・確保するため、水源に位置する森林の適切な保全に努めるとともに、周辺の土地利用の保全に努めます。
- 有害化学物質や油による環境汚染が生じないように、保管、使用などにおける適正な管理、施設の整備に努めます。

第4章 重点プロジェクト

第2章で掲げた望ましい環境像の実現に向けて、第3章において方向づけた施策の展開のうち、本市の地域特性や課題などを踏まえ、重点的かつ計画的な展開を図っていく必要がある重点プロジェクトを推進します。

1. 再生可能エネルギーの利用推進

太陽光などを活用した再生可能エネルギーの利用を推進し、カーボンオフセット制度等と連携した新たな施策を検討します。

2. バイオガスプロジェクトの推進

生ごみ等を活用したバイオガス*プロジェクトを推進し、資源循環型社会システムの構築を目指します。

3. EV普及によるまちづくりの推進

EV（電気自動車）普及によるまちづくりを進め、本市の温室効果ガス排出量の約42%を占める運輸部門の削減対策を推進します。

4. 生物多様性の保全

「生物多様性地域戦略」を策定し、生物多様性を保全することにより、健全で恵み豊かな自然環境を次の世代に継承します。

5. 環境保全活動のネットワークの構築

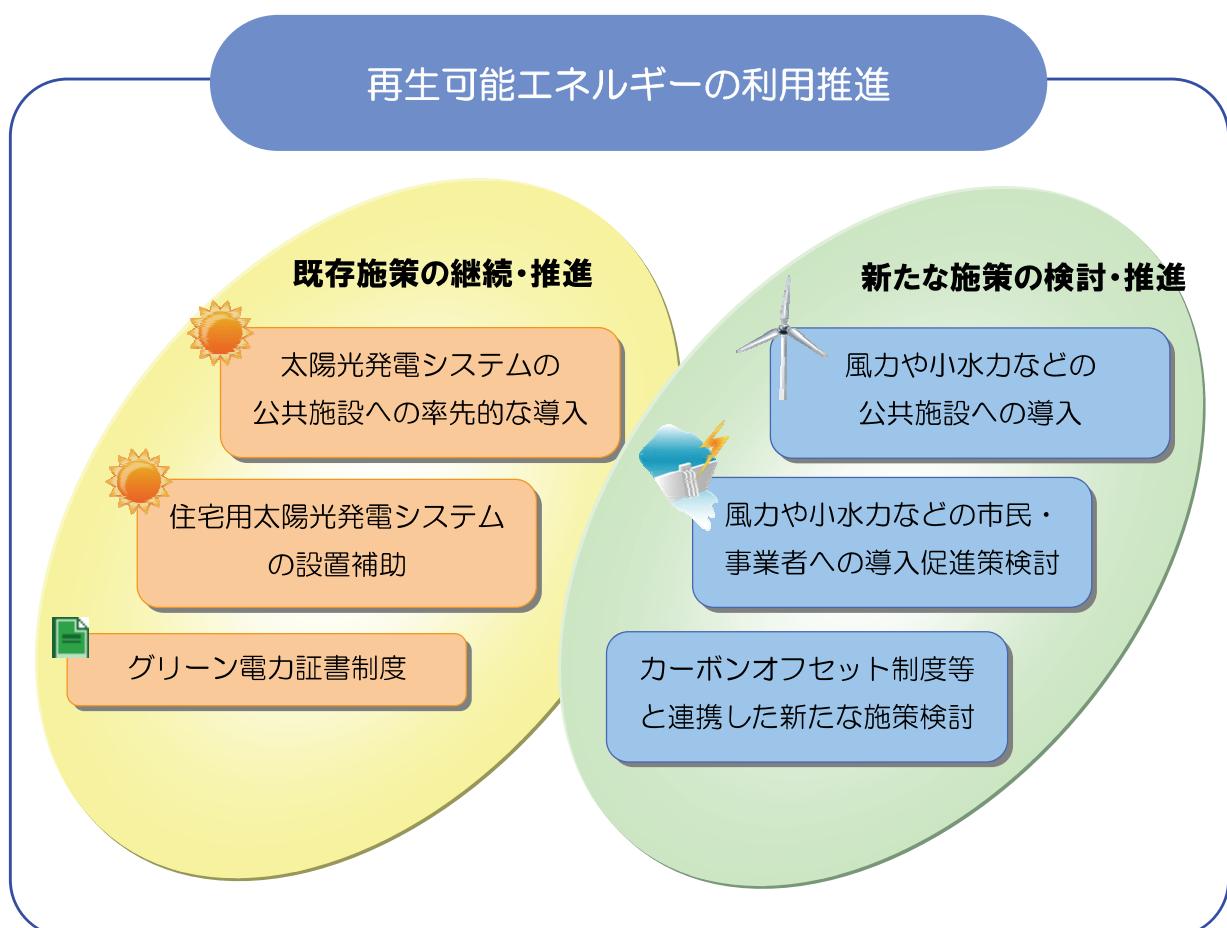
「かごしま環境未来館」を中心として、市民・事業者・市民活動団体など、さまざまな活動主体とネットワークを構築し、協働・連携しながら環境保全活動を推進します。

1 再生可能エネルギーの利用推進

日照時間が長く、日射量も多い本市は、太陽エネルギーの利用に適した地域であり、これまでに、太陽光発電システムの公共施設への率先的な導入や住宅用太陽光発電システムの設置補助、グリーン電力証書制度などにより、太陽光発電システムの導入を推進してきました。

今後は、太陽光発電システムのさらなる普及を推進するとともに、風力や小水力などを活用した再生可能エネルギーについても、公共施設への導入や市民・事業者への導入促進策を検討するなど、利用を推進します。

また、カーボンオフセット制度等と連携した新たな施策を検討します。



2 バイオガスプロジェクトの推進

私たちの生活に欠かせない電気などのエネルギーは、現在でも化石燃料に大きく依存しており、地球温暖化対策を進めるためには、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーへの転換を図ることが必要です。

また、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄により、天然資源の枯渇などが進んでおり、資源循環型社会システムを構築することも求められています。

そのため、本市で発生する生ごみ等を活用したバイオガス施設の整備を検討し、地球温暖化対策を推進するとともに資源循環型社会システムの構築を目指します。

バイオガスプロジェクトの推進

一般家庭・事業所 等



バイオガスプラント

3 EV普及によるまちづくりの推進

本市の地球温暖化対策の実行計画である「鹿児島市地球温暖化対策アクションプラン」では、温室効果ガス排出量を平成33年度までに平成2年度比12%削減する目標を掲げています。この目標を達成するためには、温室効果ガス排出量の約42%を占める運輸部門の削減対策を積極的に推進していくことが必要です。

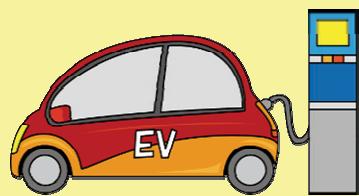
このようなことから、EV普及によるまちづくりを推進し、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

EV普及によるまちづくりの推進

カーシェアリング*の導入



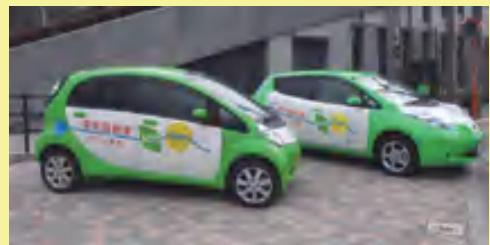
インフラの整備



EV購入時の補助



公用車への率先導入



重点プロジェクト

4 生物多様性の保全

私たちは、生きるための水や食べ物だけでなく、住まいの材料や衣服、薬の原料など多くのものを自然の恵みに依存しています。また、自然とふれあうことにより季節を感じ、心に潤いや癒しがもたらされるなど自然そのものからもさまざまな形で恩恵を受けています。つまり、自然環境や多様な生きものが存在すること、すなわち生物多様性の豊かさは私たちの暮らしの豊かさにつながるといえます。

しかしながら、都市化の進展、産業構造の変化、地球温暖化などにより、世界的に生物多様性が失われてきており、平成4年（1992年）に開催された「地球環境サミット」に合わせて、「生物多様性条約」が採択され、平成22年（2010年）3月現在の締約国数は日本を含め193となっています。日本においても条約締結を受け、「生物多様性基本法」や「生物多様性国家戦略」の制定等を行い、国としての取組が進められています。

一方で、生物多様性のあり様や課題は地域ごとに異なるものであり、本市の恵み豊かな自然を次の世代へ引き継いでいくためには、本市としてこの課題解決に積極的に取り組む必要があることから、「生物多様性基本法」の規定に基づき、「生物多様性地域戦略」を策定し、生物多様性の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。



5 環境保全活動のネットワークの構築

私たちのまち“かごしま”の恵み豊かな環境を次の世代に引き継いでいくためには、市民みんなで力を合わせて環境保全活動に取り組んでいかなければなりません。そのためには、市民一人ひとりが環境について関心や理解を深め、自発的に環境保全活動を実践することが求められており、環境学習の果たす役割は重要となっています。

本市では、平成20年10月に環境学習や環境情報発信、市民の環境保全活動の拠点施設として「かごしま環境未来館」を整備し、子どもから大人まで楽しく環境学習ができるよう、展示の解説や案内を行うとともに、地域の自然や生活の中の環境に関することなどを参加体験型で学ぶ環境学習講座や、地域で自主的に環境保全活動に取り組む人材の育成のほか、市民や事業者と協働したイベントや企画展など、さまざまな催しを実施しております。

このかごしま環境未来館を中心として、地域で環境保全活動に取り組む市民・事業者・市民活動団体など、さまざまな活動主体とネットワークを構築し、協働・連携しながら環境保全活動を推進します。



第5章 計画を進めるために

第1節 推進体制

第2節 進行管理

第1節 推進体制

環境政策推進会議において、本計画の総合的な進行管理を行います。

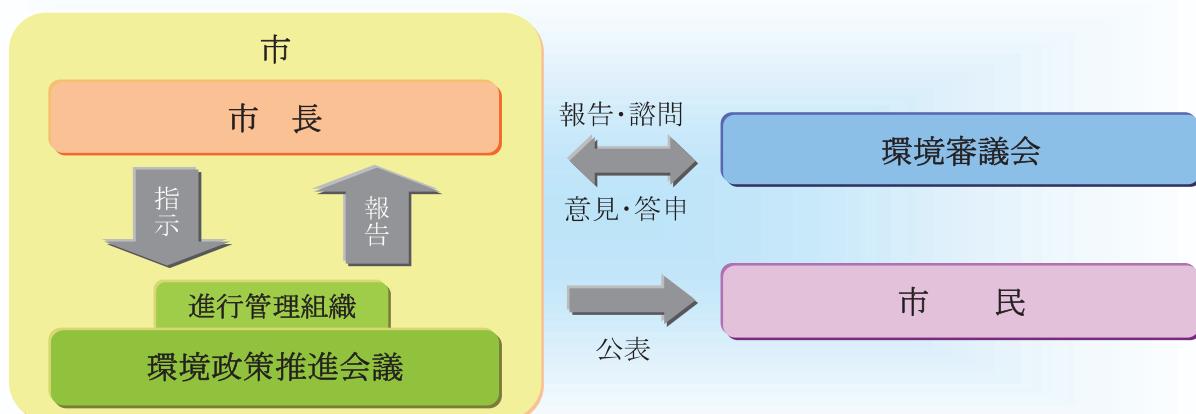
計画の進捗状況などは、年次報告書としてまとめ、市民へ公表するとともに、環境審議会に報告します。また、計画の見直しなどについては、環境審議会に諮問します。

【 環境審議会 】

鹿児島市環境基本条例に基づき、本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項等について調査審議等を行う組織で、計画の目標達成状況等に関する報告を受けて、これに対して意見を述べます。

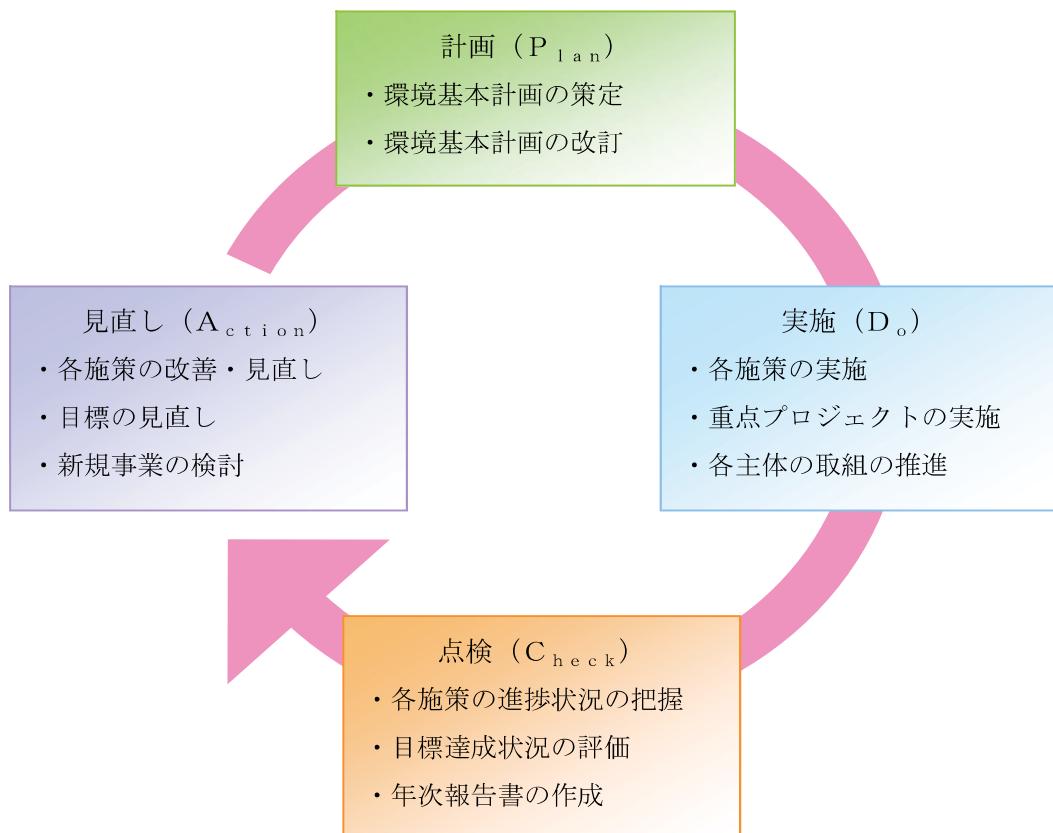
【 環境政策推進会議 】

全序的な組織で、本計画の総合的な進行管理を行います。計画の進捗状況の把握や評価を行い、必要な場合は目標や施策の見直しを行います。



第2節 進行管理

進行管理は、環境マネジメントの考え方に基づき、PDCA方式により実施します。本計画の進捗状況の把握や評価は、各施策の進捗状況や数値目標の達成状況等から判断します。



計画を進める
ために

資料編

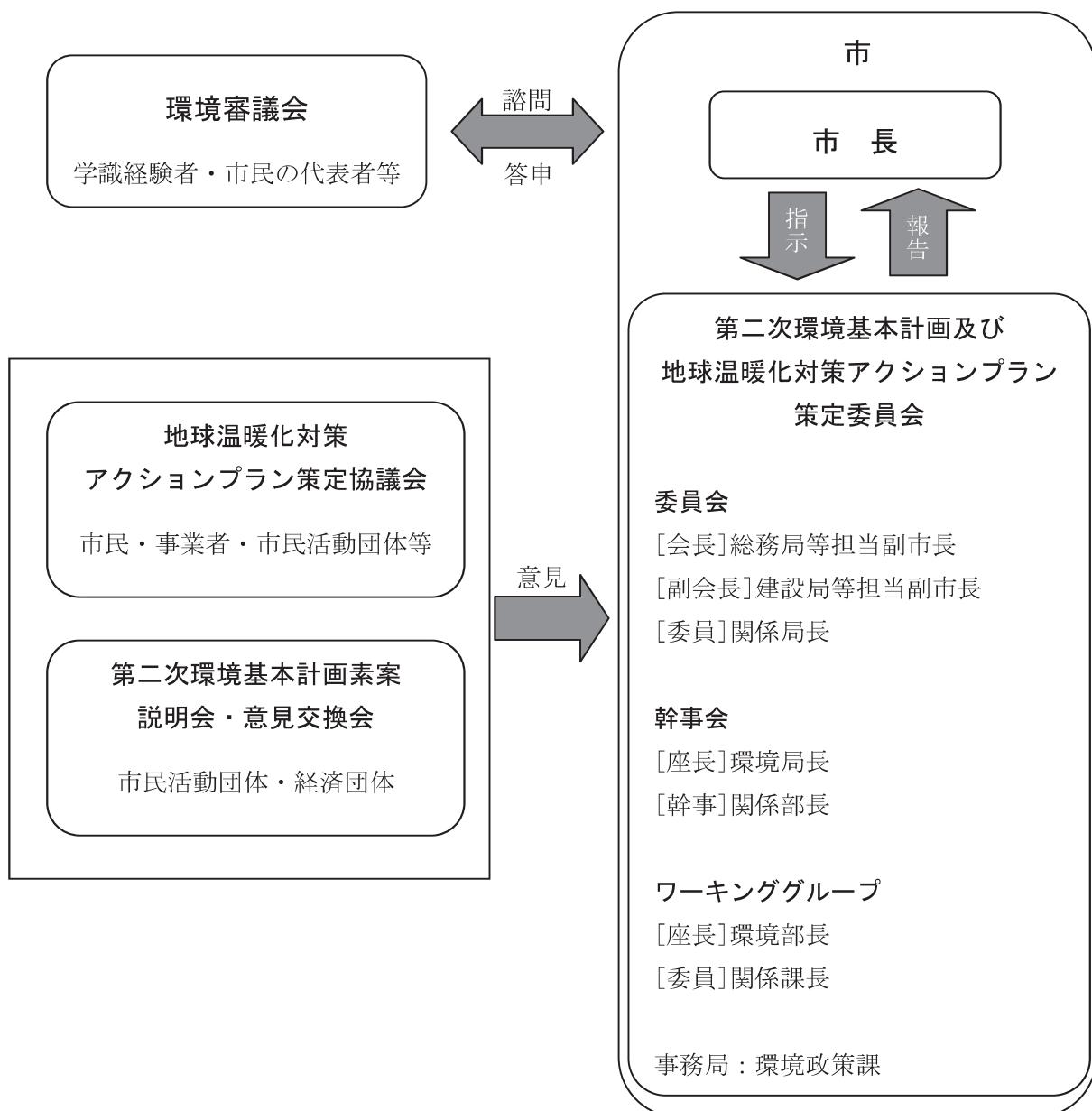
- 1 計画策定の経緯
- 2 環境基準等
- 3 環境に関する意識調査結果
- 4 用語説明

1 計画策定の経緯

(1) 策定の体制

計画の策定にあたっては、市内に第二次鹿児島市環境基本計画及び鹿児島市地球温暖化対策アクションプラン策定委員会を設置して検討しました。

また、鹿児島市地球温暖化対策アクションプラン策定協議会や第二次鹿児島市環境基本計画素案説明会・意見交換会を開催するとともに、市長の諮問機関である鹿児島市環境審議会で審議しました。



鹿児島市環境審議会委員

区分	氏名	役職等
会長	松村 博久	鹿児島大学 名誉教授
副会長	渡邊 紀子	鹿児島大学 名誉教授
	岡田 水城	環境カウンセラー
	岡本 阜八 (第1回～2回審議会) 赤崎 昭夫 (第3回審議会)	鹿児島市衛生組織連合会会长
	久保 茂吉	かごしま中央農業協同組合長
	地頭蘭 隆	鹿児島大学 農学部准教授
	弟子丸 和子	生活研究グループ連絡協議会会长
	遠矢 洋子	消費生活アドバイザー
委員 (50音順)	富安 卓滋	鹿児島大学 大学院理工学研究科教授
	土居 正典	鹿児島大学 大学院司法政策研究科教授
	成見 和總	公募市民
	山下 春洋	鹿児島商工会議所事務局長
	山中 富由美	公募市民
	吉見 満雄	公募市民
	和田 廣一郎	鹿児島市小学校理科部会長

鹿児島市地球温暖化対策アクションプラン策定協議会委員

区分	氏名	役職等
会長	松村 博久	鹿児島大学 名誉教授
副会長	渡邊 紀子	鹿児島大学 名誉教授
委員 (五十音順)	岩田 治郎	鹿児島県地球温暖化防止活動 推進センター長
	加治屋 美守 (第1回協議会) 中道 秀樹 (第2回～3回協議会)	㈱鹿児島銀行 総合企画部 主任調査役
	勝 啓作 (第1回協議会) 植村 繁美 (第2回～3回協議会)	鹿児島市環境局環境部長
	田中 正幸 (第1回協議会) 谷川 春海 (第2回～3回協議会)	鹿児島県環境林務部 地球温暖化対策課長
	水流 正義 (第1回協議会) 福吉 保弘 (第2回～3回協議会)	日本ガス(株) 広域開発グループ エネルギー技術チーム
	永盛 義明	九州電力(株) 鹿児島営業所 計画グループ副長
	二宮 秀興	鹿児島大学 大学院理工学研究科教授
	宮園 寛	元(社)鹿児島青年会議所 未来の鹿児島室長
	村井 聰 (第1回協議会) 荒田 真知子 (第2回～3回協議会)	鹿児島県地球温暖化防止活動 推進センター
	村山 雅子	NPO 法人かごしま市民環境会議代表
	義山 道子	NPO エコかごしま会員

(2) 策定の経緯

本計画は、以下のような経緯で策定しました。

年月日	策定委員会・審議会・各種調査等
平成 22 年 7 月 22 日～8 月 5 日	府内関係課ヒアリング調査
平成 22 年 8 月 7 日～8 月 23 日	環境に関する意識調査 (市民、事業者、小中学生、高校生、教職員、市民活動団体)
平成 22 年 9 月 14 日～9 月 16 日	市民活動団体ヒアリング調査
平成 22 年 11 月 16 日	第 1 回ワーキンググループ検討会 ・第二次鹿児島市環境基本計画骨子（案）について
平成 22 年 11 月 26 日	第 2 回ワーキンググループ検討会 ・第二次鹿児島市環境基本計画骨子（案）について
平成 22 年 12 月 1 日	第 1 回幹事会 ・第二次鹿児島市環境基本計画骨子（案）について
平成 22 年 12 月 27 日	第 1 回策定委員会 ・第二次鹿児島市環境基本計画骨子（案）について
平成 23 年 1 月 14 日	第 1 回地球温暖化対策アクションプラン策定協議会 ・第二次鹿児島市環境基本計画骨子（案）について
平成 23 年 2 月 3 日	環境審議会（1回目） ・諮問「第二次鹿児島市環境基本計画について」 ・第二次鹿児島市環境基本計画骨子（案）について
平成 23 年 2 月～3 月	府内関係課ヒアリング調査
平成 23 年 5 月 25 日	第 3 回ワーキンググループ検討会 ・第二次鹿児島市環境基本計画素案について
平成 23 年 6 月 1 日	第 2 回幹事会 ・第二次鹿児島市環境基本計画素案について
平成 23 年 6 月 8 日	市民活動団体・経済団体への素案説明会・意見交換会（1回目）

年月日	策定委員会・審議会・各種調査等
平成 23 年 7 月 4 日	第 2 回策定委員会 ・第二次鹿児島市環境基本計画素案について
平成 23 年 7 月 19 日	第 2 回地球温暖化対策アクションプラン策定協議会 ・第二次鹿児島市環境基本計画素案について
平成 23 年 8 月 1 日	環境審議会（2回目） ・第二次鹿児島市環境基本計画素案について
平成 23 年 8 月 22 日	市民活動団体・経済団体への素案説明会・意見交換会（2回目）
平成 23 年 10 月 3 日 ～11 月 1 日	パブリックコメント手続の実施
平成 23 年 11 月 30 日	第 4 回ワーキンググループ検討会 ・第二次鹿児島市環境基本計画案について
平成 23 年 12 月 22 日	第 3 回幹事会 ・第二次鹿児島市環境基本計画案について
平成 24 年 1 月 12 日	第 3 回策定委員会 ・第二次鹿児島市環境基本計画案について
平成 24 年 1 月 26 日	第 3 回地球温暖化対策アクションプラン策定協議会 ・第二次鹿児島市環境基本計画案について
平成 24 年 2 月 8 日	環境審議会（3回目） ・第二次鹿児島市環境基本計画案について
平成 24 年 2 月 23 日	環境審議会からの答申

2 環境基準等

(1) 大気汚染に係る環境基準（長期的評価）

物質	環境上の条件（設定年月日等）
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(53.7.11告示)
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(48.5.8告示)

(2) 水質保全目標

BOD (mg/1)

河川名	水質評価地点名	水質保全目標値
稻荷川	実方橋	2.0以下
	水車入口橋	2.0以下
	黒葛原橋	3.0以下
甲突川	河頭大橋	1.5以下
	岩崎橋	2.0以下
	松方橋	2.0以下
新川	大峯橋	2.0以下
	鶴ヶ崎第二橋	3.0以下
脇田川	鬼渡橋	2.0以下
	南田橋	3.0以下
永田川	宮下橋	2.0以下
	新永田橋	3.0以下
和田川	一条橋	2.0以下
	慈眼寺橋	2.0以下
	潮見橋	3.0以下
思川	稔橋	2.0以下
本名川	増産橋	2.0以下
神之川	西俣下橋	2.0以下
下谷口川	福留橋	2.0以下
八幡川	八幡橋	2.0以下

(3) ダイオキシン類の環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
河川水質	1 pg-TEQ/L 以下
河川底質	150pg-TEQ/g 以下
地下水質	1 pg-TEQ/L 以下
土壤	1,000pg-TEQ/g 以下

(4) 騒音に係る環境基準（一般地域、等価騒音レベル）

(単位：デシベル)

地域の類型	時間の区分		当てはめる地域の特徴
	昼間 午前 6 時から 午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで	
A及びB	55 以下	45 以下	Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
C	60 以下	50 以下	Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

3 環境に関する意識調査結果

(1) 調査の目的

本計画等の策定にあたり、市民、事業者、小中学生、高校生、教職員、市民活動団体の環境に関する考え方を把握し、計画づくりの基礎資料とすることを目的に、意識調査を実施しました。

(2) 調査対象及び方法、時期

調査対象及び方法、時期

調査対象	調査方法	調査時期
市民	郵送にて配布・回収	平成 22 年 8 月 7 日（土）～ 8 月 23 日（月）
	インターネットを活用して調査	
事業者	郵送にて配布・回収	
小中学生、高校生、 教職員	教育委員会を通じて配布・回収	
市民活動団体	郵送にて配布・回収	

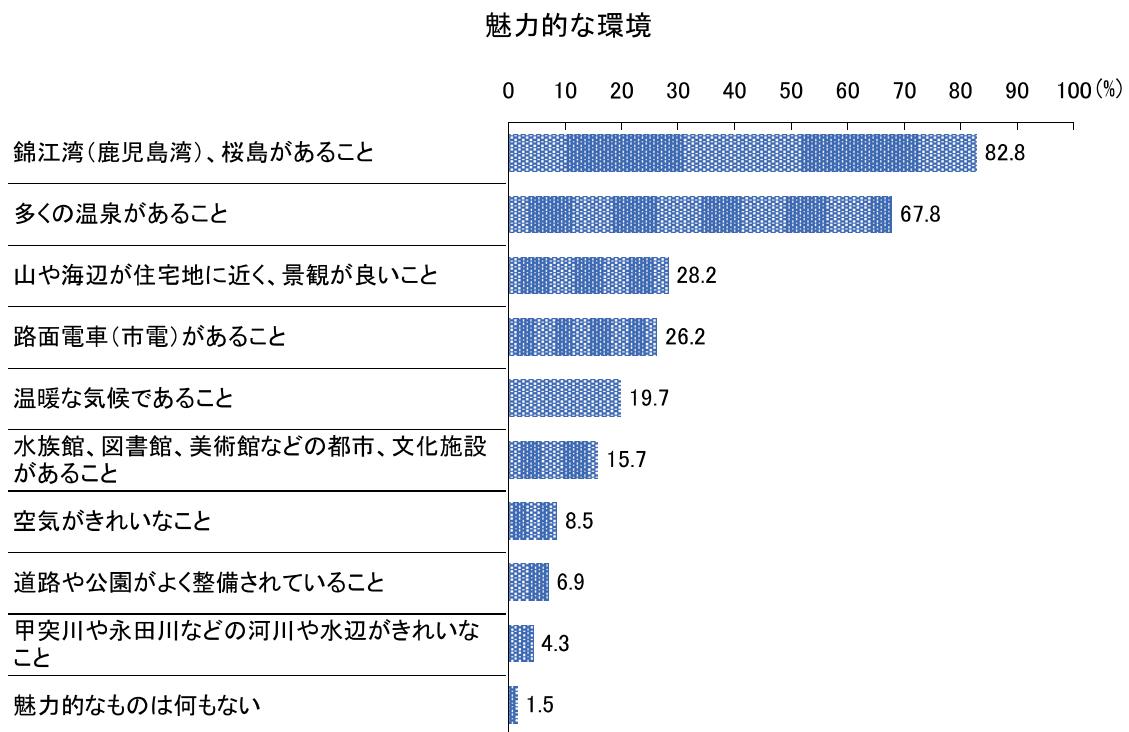
回収数及び回収率

調査対象	配布数	有効回収数	有効回収率
市民	郵送	1,500	641
	インターネット	1,000	100.0%
事業者	484	217	44.8%
小学生	346	211	61.0%
中学生	518	424	81.9%
高校生	120	92	76.7%
教職員	154	115	74.7%
市民活動団体	70	39	55.7%
合計	4,192	2,739	65.3%

(3) 調査結果の概要（設問からの抜粋）

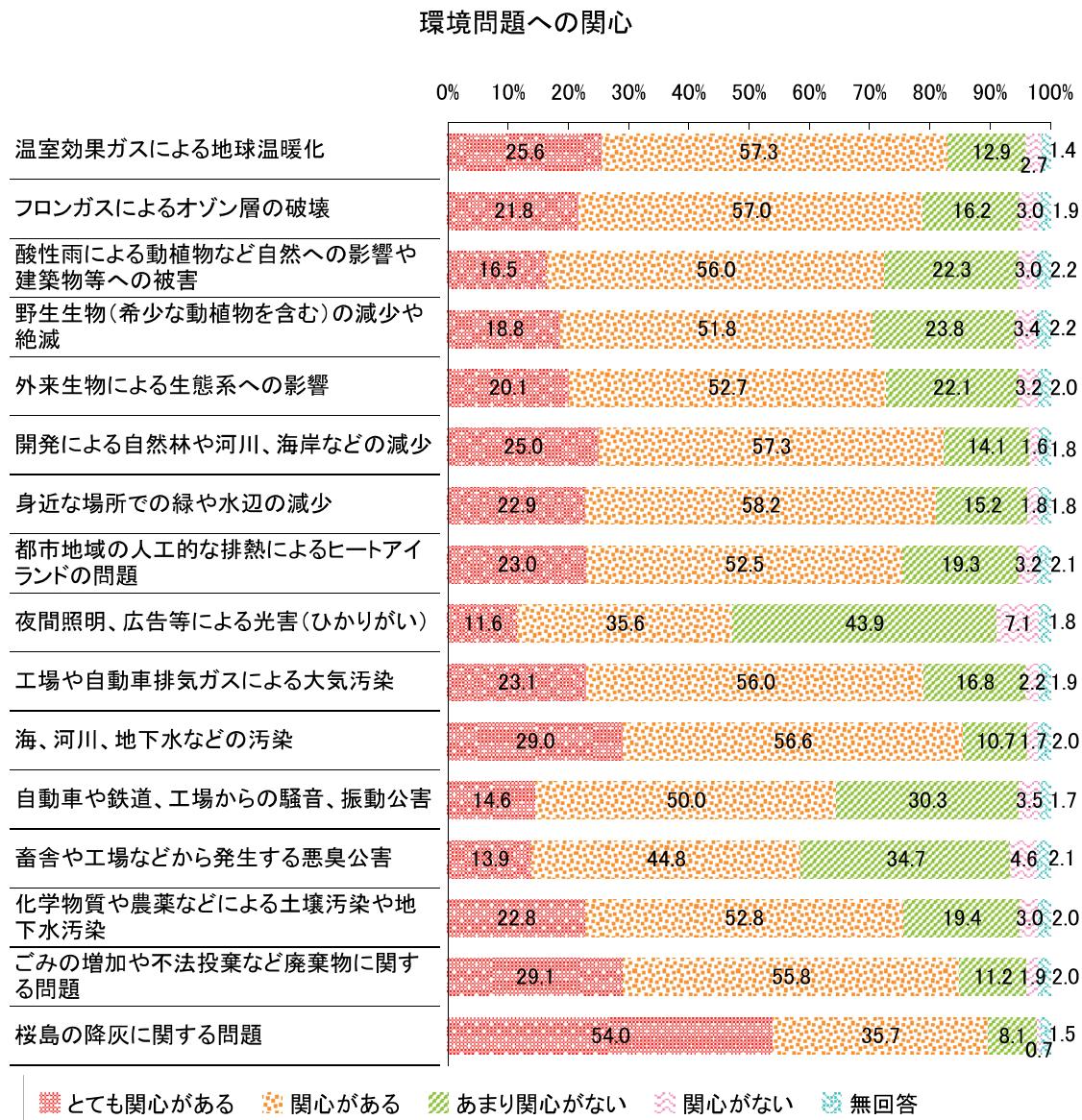
①魅力的な環境（市民）

本市の魅力的な環境は、「錦江湾（鹿児島湾）、桜島があること」「多くの温泉があること」の回答割合が高くなっています。



②環境問題への関心（市民）

環境問題への関心は、「桜島の降灰に関する問題」「海・河川・地下水などの汚染」「廃棄物に関する問題」「温室効果ガスによる地球温暖化」の回答割合が高くなっています。市民は身近な環境問題や地球温暖化に関心を寄せています。



注) 図中の数値の合計値は四捨五入の関係で、100.0%にならないことがあります。

③環境に対する満足度と重要度（市民）

「ポイ捨てが無く街がきれいである」「降灰対策・公害対策」「次世代を担う子どもへの環境教育」については、満足度が低く重要度が高くなっています。これらは、今後も重点的に推進すべきものです。また、満足度・重要度がともに高いものは、「空気のきれいさ」「水辺のきれいさ」「住み心地」といった生活環境に関するものであり、現状を維持すべきものです。

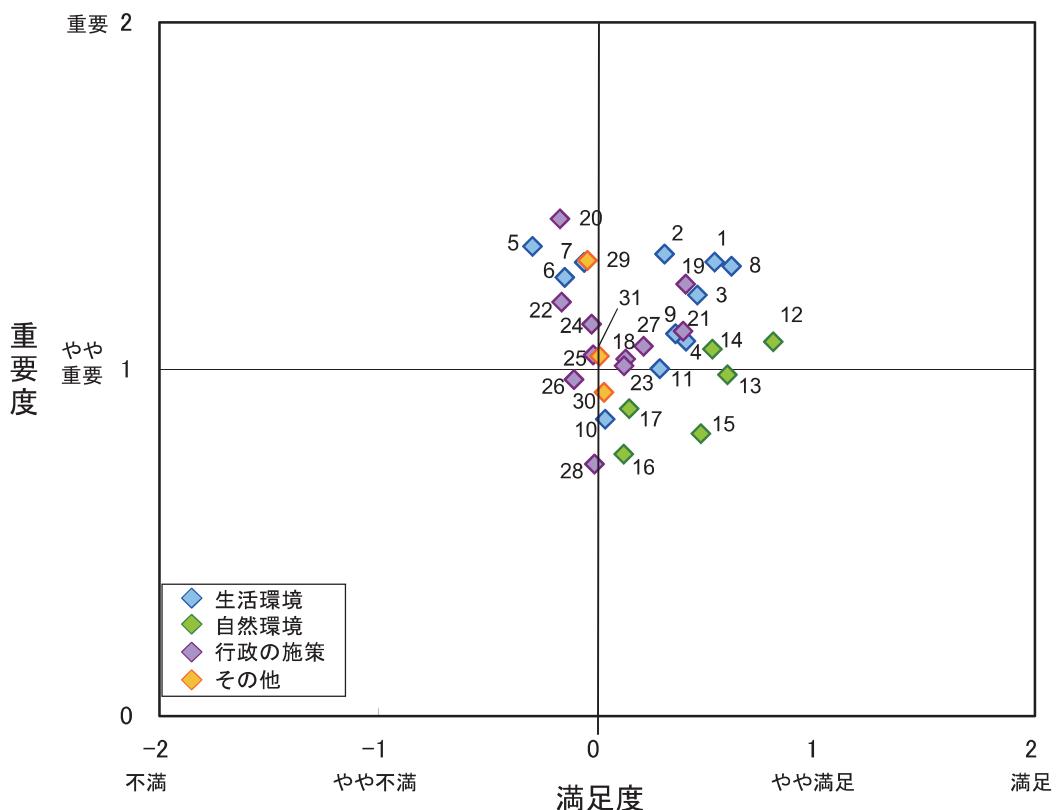
なお、満足度と重要度をそれぞれ点数化し集計しました。点数化は回答数に以下に示す得点を乗じて合計し、総回答数で除して平均値を算出しました。

満足度と重要度の点数付け

満 足 度	重 要 度	得 点
満足	非常に重要	2点
まあ満足	重要	1点
どちらともいえない	どちらともいえない	0点
やや不満	あまり重要ではない	-1点
不満	重要ではない	-2点

環境に対する満足度と重要度

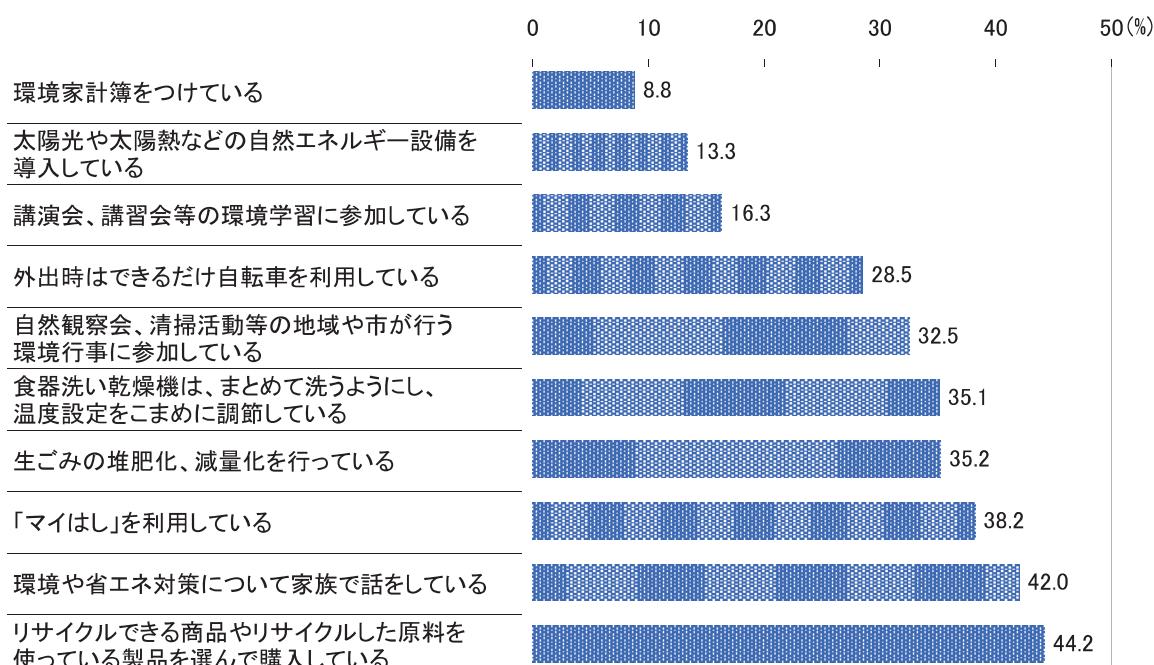
区分	No.	項目	満足度	重要度
生活環境	1	空気のきれいさ	0.536	1.308
	2	水辺のきれいさ	0.308	1.332
	3	悪臭がなくさわやかである	0.457	1.214
	4	静けさや音の心地よさ	0.405	1.080
	5	空き缶やタバコの吸い殻などのポイ捨てが無く街がきれいである	-0.296	1.354
	6	廃家電などのごみの不法投棄がない	-0.149	1.265
	7	公共交通の便利さ	-0.060	1.307
	8	住み心地	0.613	1.297
	9	まち並みの美しさ	0.356	1.102
	10	屋外広告物と周囲の景観との調和	0.036	0.855
	11	公園の整備	0.286	1.001
自然環境	12	山の緑の多さ	0.804	1.079
	13	樹林(丘陵地)としての緑の多さ	0.594	0.984
	14	公園や街路樹等のまちの緑の多さ	0.526	1.058
	15	田や畑の美しさ	0.473	0.814
	16	動物や植物とのふれあいの場	0.121	0.755
	17	水辺の自然とのふれあいの場	0.145	0.886
行政の施策	18	自然を生かした河川整備	0.130	1.029
	19	分別収集、リサイクル等のごみ処理対策	0.403	1.245
	20	降灰対策・公害対策	-0.170	1.434
	21	下水道整備、し尿処理等の排水対策	0.392	1.109
	22	自動車交通対策	-0.163	1.193
	23	ダイオキシンやアスベスト等の有害物質対策	0.123	1.010
	24	太陽エネルギーなど自然エネルギーの利用促進	-0.026	1.130
	25	ヒートアイランド現象の緩和	-0.019	1.041
	26	電気自動車・自転車の利用促進	-0.106	0.970
	27	豊かな緑の保全・創出	0.212	1.066
その他	28	環境未来館を拠点とした環境に配慮した行動に結びつく啓発活動	-0.014	0.727
	29	次世代を担う子どもへの環境教育	-0.046	1.314
	30	地域活動や自治会活動などの地域コミュニティー	0.030	0.933
	31	環境に関する情報	0.011	1.037



④日常生活での環境に配慮した取組実施状況（市民）

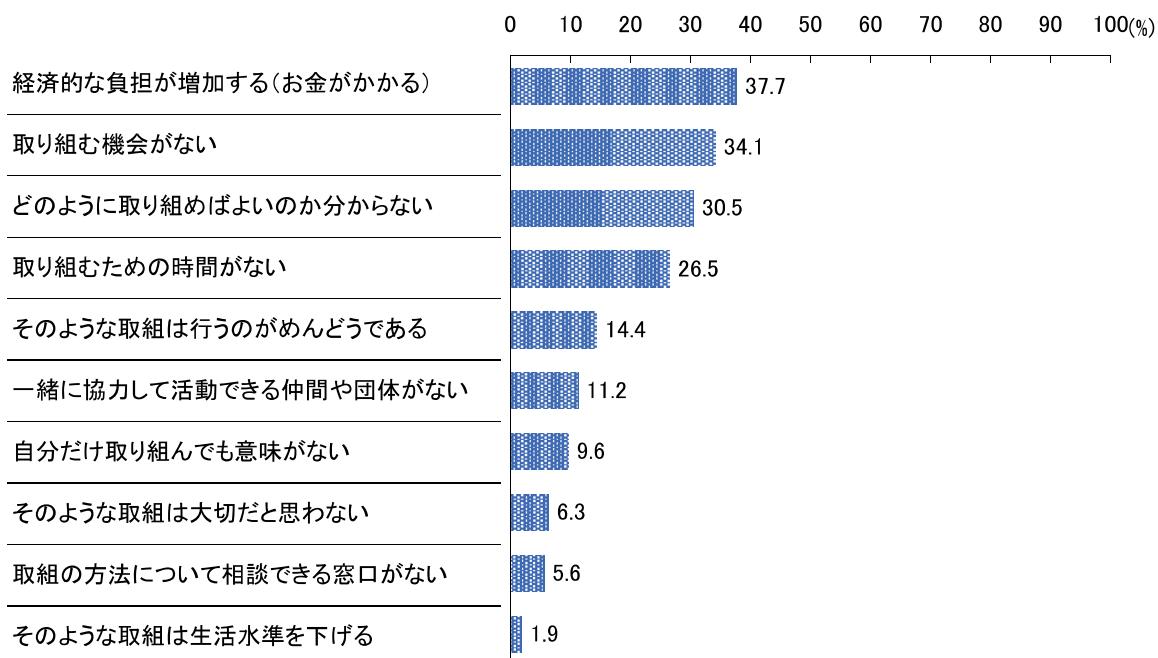
日常生活での環境に配慮した取組実施状況は、「環境家計簿をつけている」「自然エネルギー設備を導入している」「環境学習に参加している」の回答割合が下位となっています。

日常生活での環境に配慮した取組実施状況（下位 10 位）



日常生活の中での環境に配慮した取組ができない理由は、「経済的な負担が増加する（お金がかかる）」「取り組む機会がない」「どのように取り組めばよいのか分からない」の回答割合が上位となっています。

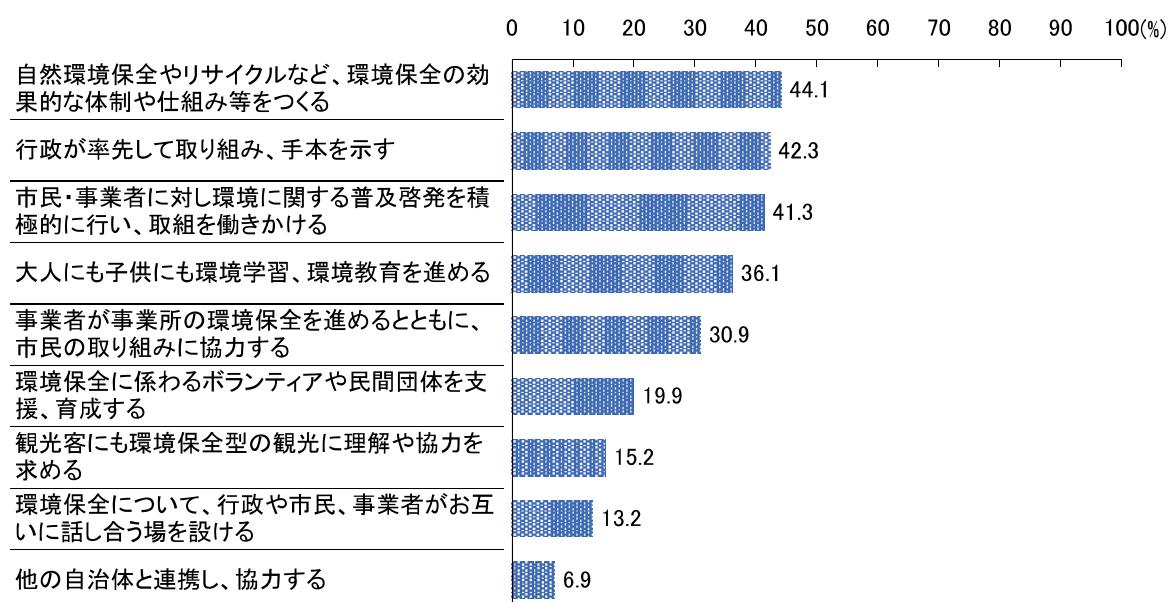
エコ活動を行いたくてもできない、あるいは今後も行わない理由



⑤環境保全対策の推進方策（市民）

環境保全対策の推進方策は、「環境保全の効果的な体制や仕組み等をつくる」「行政が率先して取り組み、手本を示す」「市民・事業者に対し環境に関する普及啓発を積極的に行い、取組を働きかける」の回答割合が高くなっています。

環境保全対策の推進方策

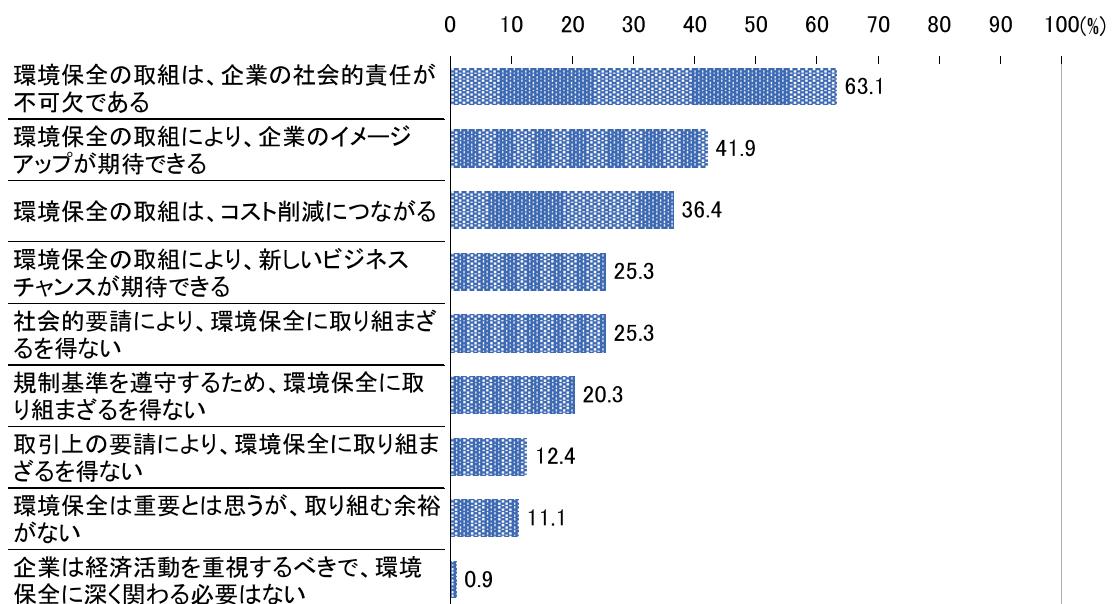


⑥環境保全に関する取組の考え方（事業者）

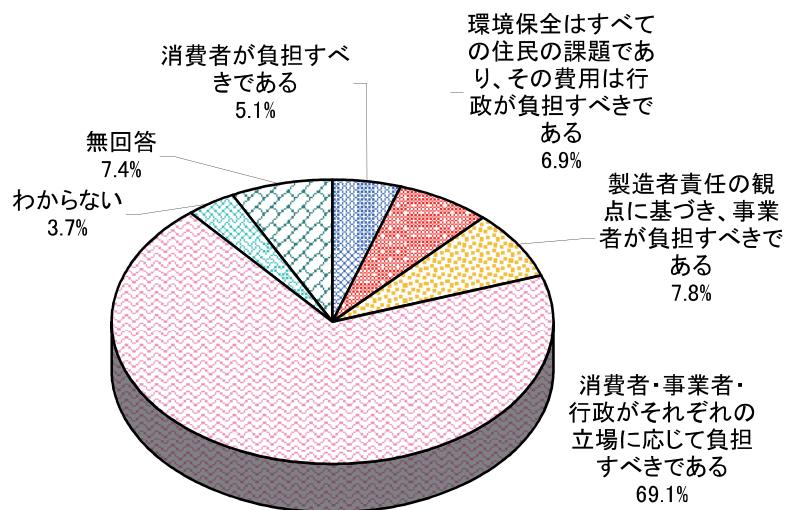
環境保全に関する取組の考え方は、「企業の社会的責任が不可欠である」「企業のイメージアップが期待できる」「コスト削減につながる」の回答割合が高くなっています。

また、環境保全のための費用負担の考え方は、「消費者・事業者・行政がそれぞれの立場に応じて負担すべきである」の回答割合が最も高くなっています。

環境保全に関する取組の考え方



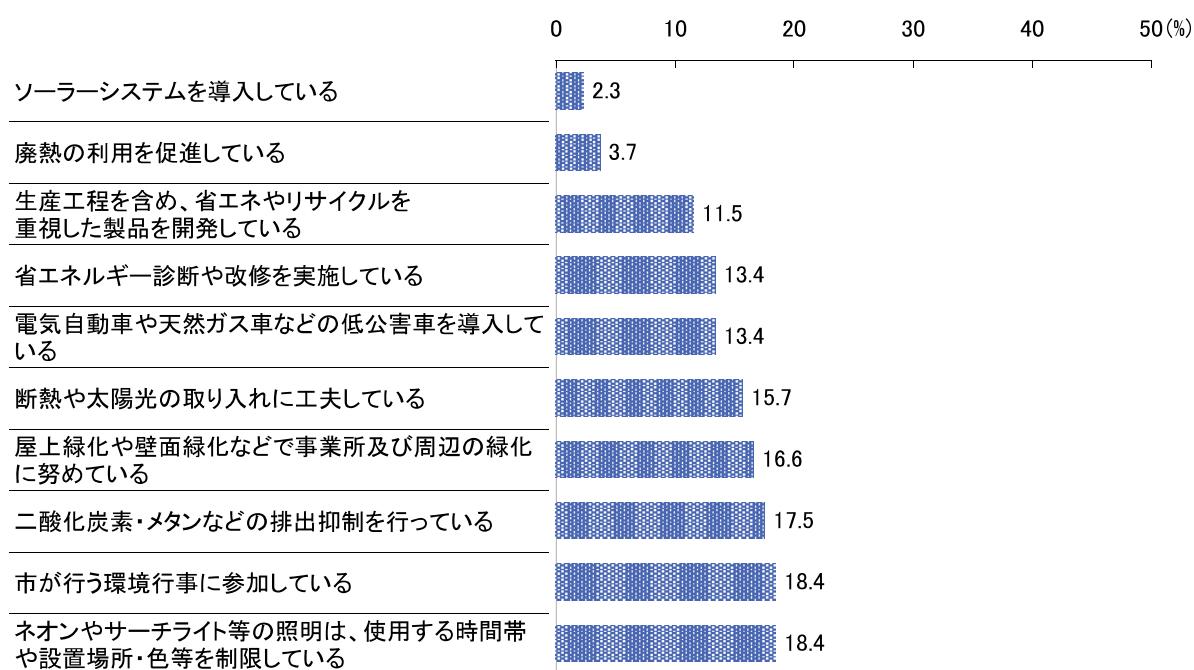
環境保全のための費用負担の考え方



⑦環境保全の取組実施状況（事業者）

事業活動における環境保全の取組実施状況は、「ソーラーシステムを導入している」「廃熱の利用を促進している」「省エネやリサイクルを重視した製品を開発している」の回答割合が下位となっています。

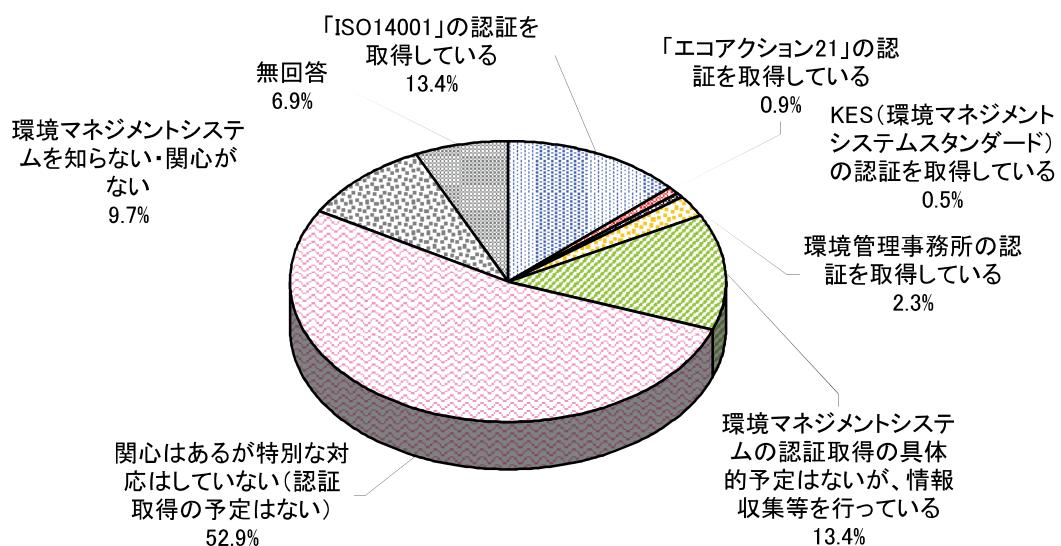
環境保全の取組実施状況（下位 10 位）



⑧環境経営に関する考え方・取組状況（事業者）

環境経営に関する考え方・取組状況は、「関心はあるが特別な対応はしていない」の回答割合が半数以上を占めています。

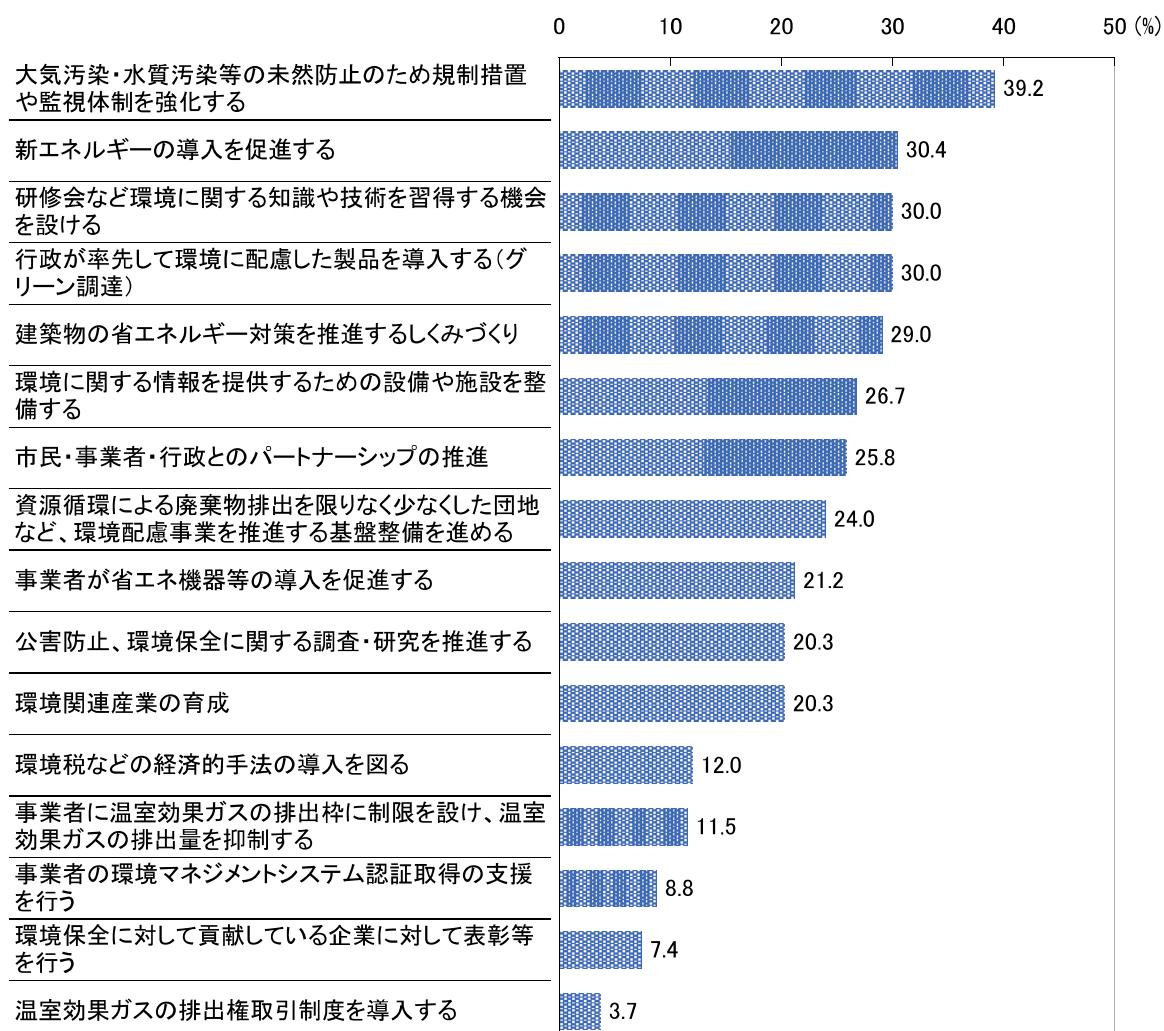
環境経営に関する考え方・取組状況



⑨早急な対応が必要な行政施策（事業者）

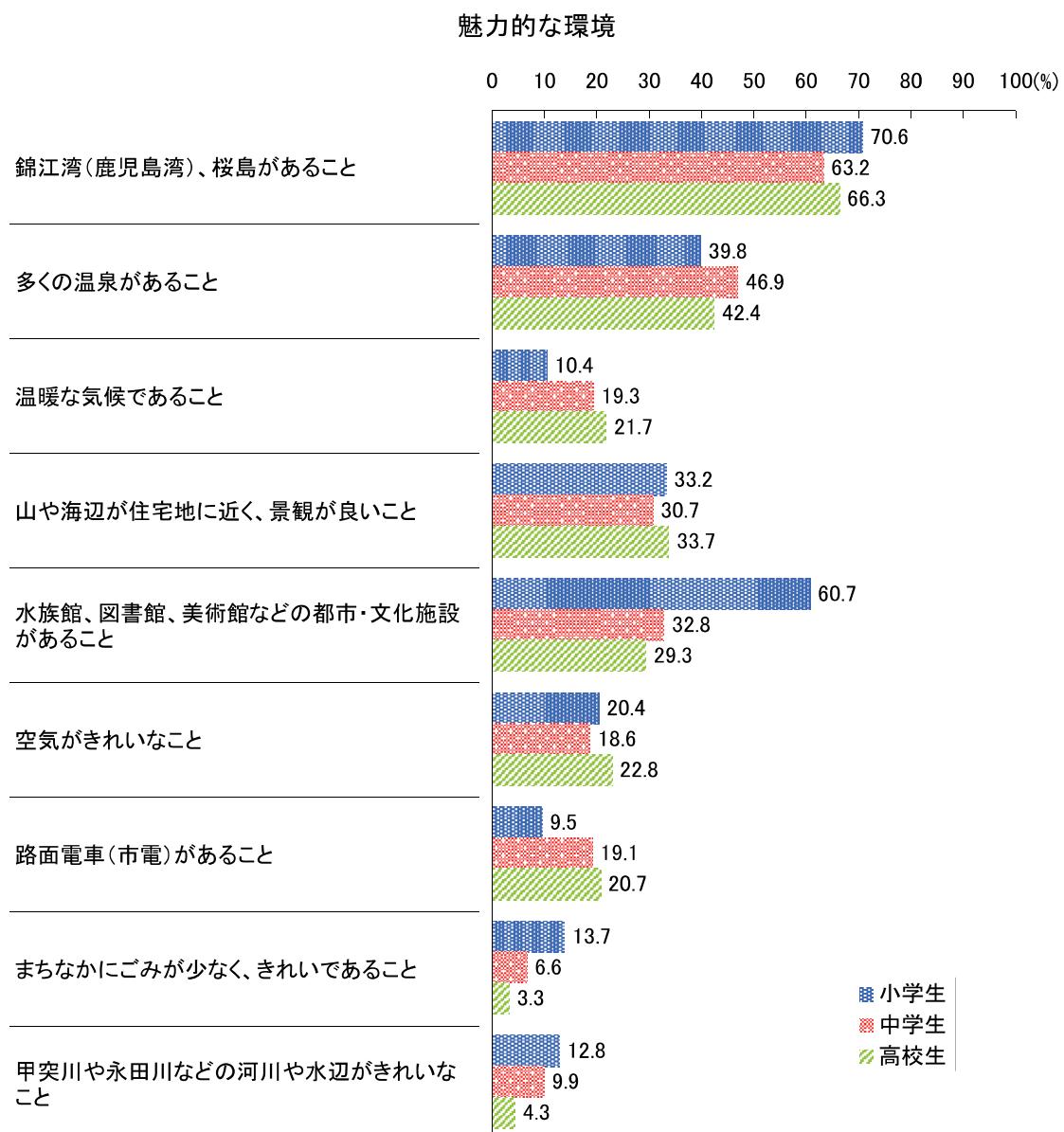
早急な対応が必要な行政施策は、「大気汚染・水質汚染等の未然防止のため規制措置や監視体制を強化する」の回答割合が最も高くなっています。

早急な対応が必要な行政施策



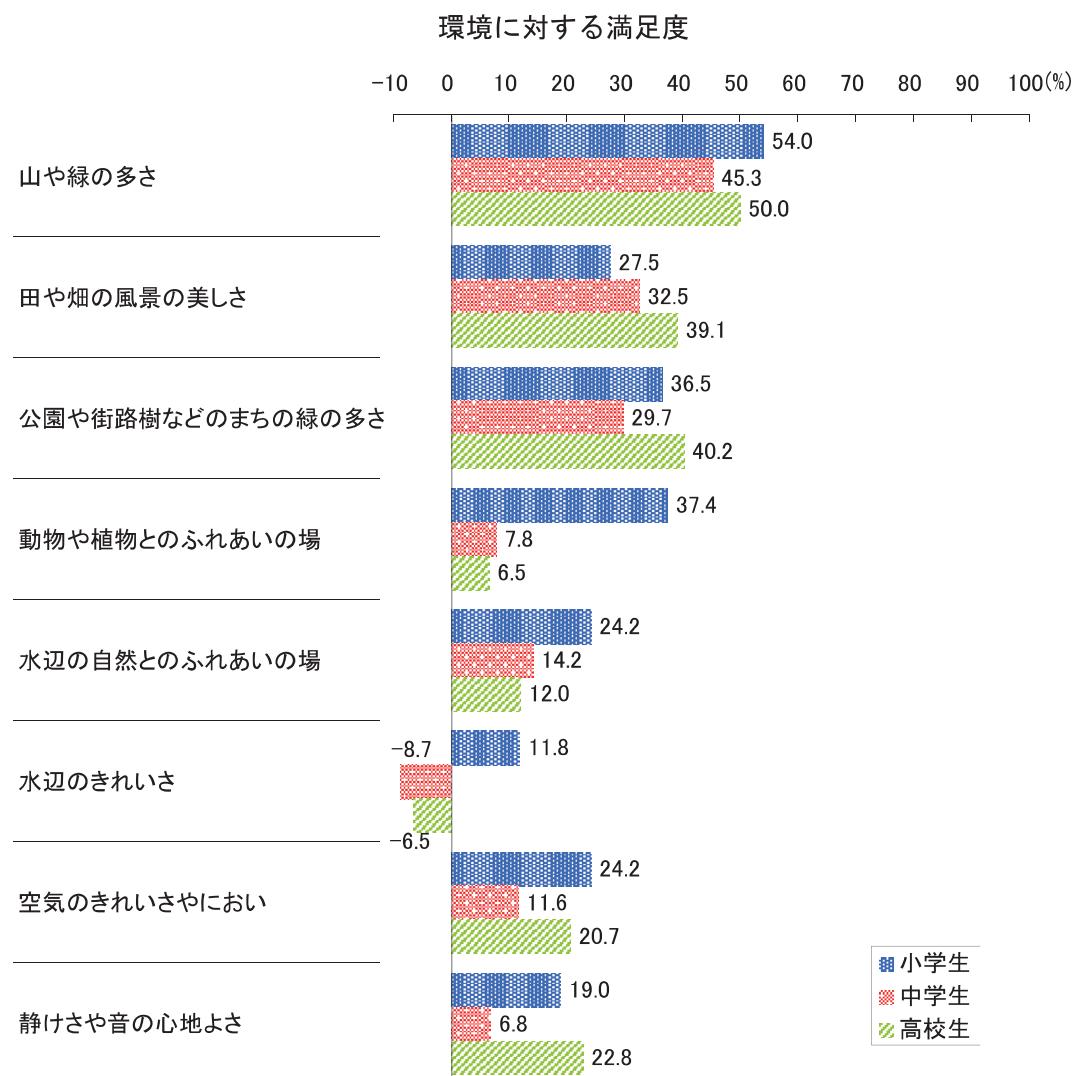
⑩魅力的な環境（小中学生及び高校生）

本市の魅力的な環境は、市民とほぼ同様に、「錦江湾（鹿児島湾）、桜島があること」「多くの温泉があること」の回答割合が高くなっています。



⑪環境に対する満足度（小中学生及び高校生）

本市の環境に対する満足度は、「山や緑の多さ」「まちの緑の多さ」といった自然や緑に関する回答割合が高くなっています。一方、「水辺のきれいさ」の満足度は最も低くなっています。

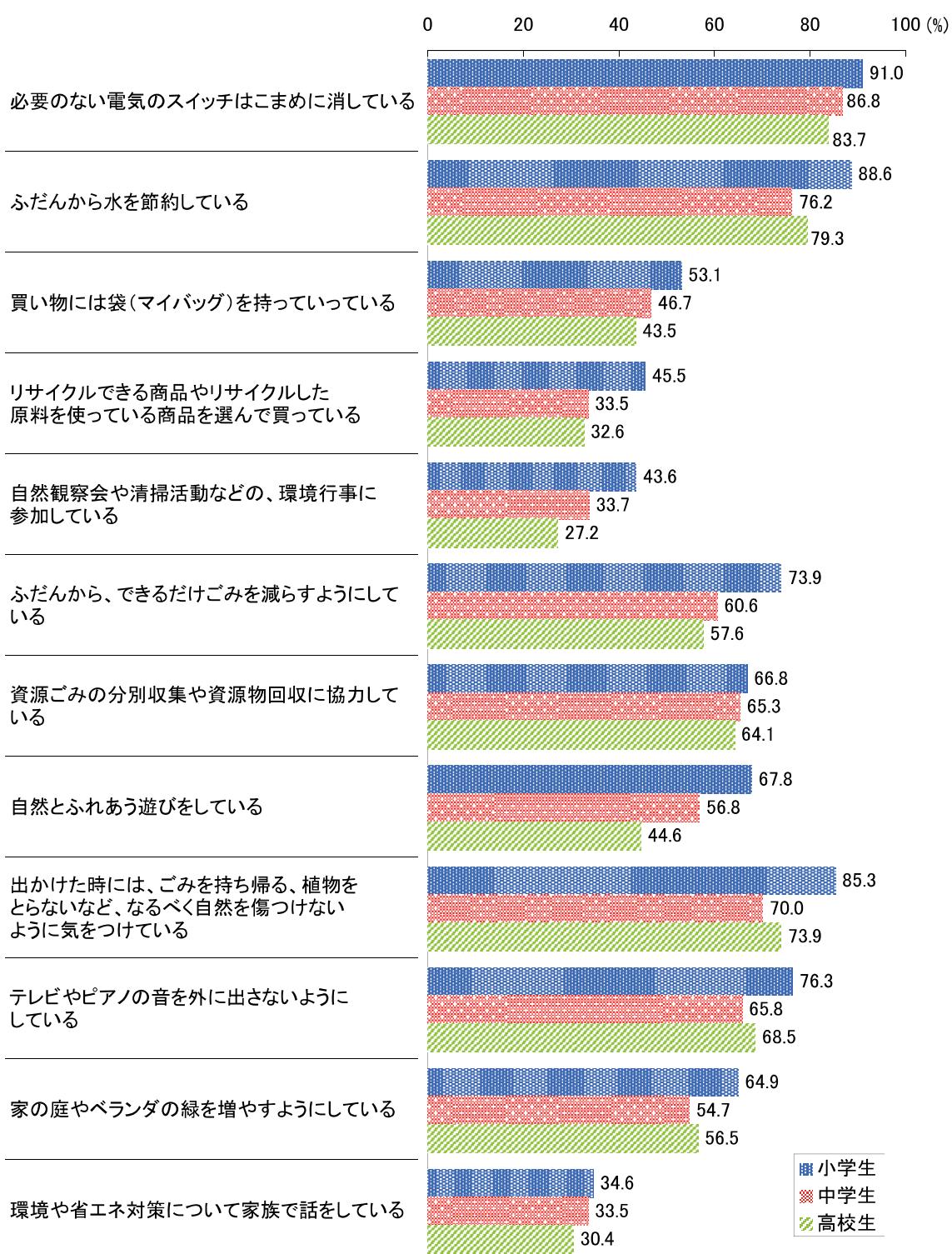


注) 図中の数値（満足度）は「満足」と「やや満足」の割合の合計から「やや不満」と「不満」の割合の合計を引いた値。

⑫日常生活での環境に配慮した取組（小中学生及び高校生）

日常生活での環境に配慮した取組の実行率は、「必要のない電気のスイッチはこまめに消している」「ふだんから水を節約している」「出かけた時には、ごみを持ち帰る、植物をとらないなど、なるべく自然を傷つけないように気をつけている」の回答割合が高くなっています。

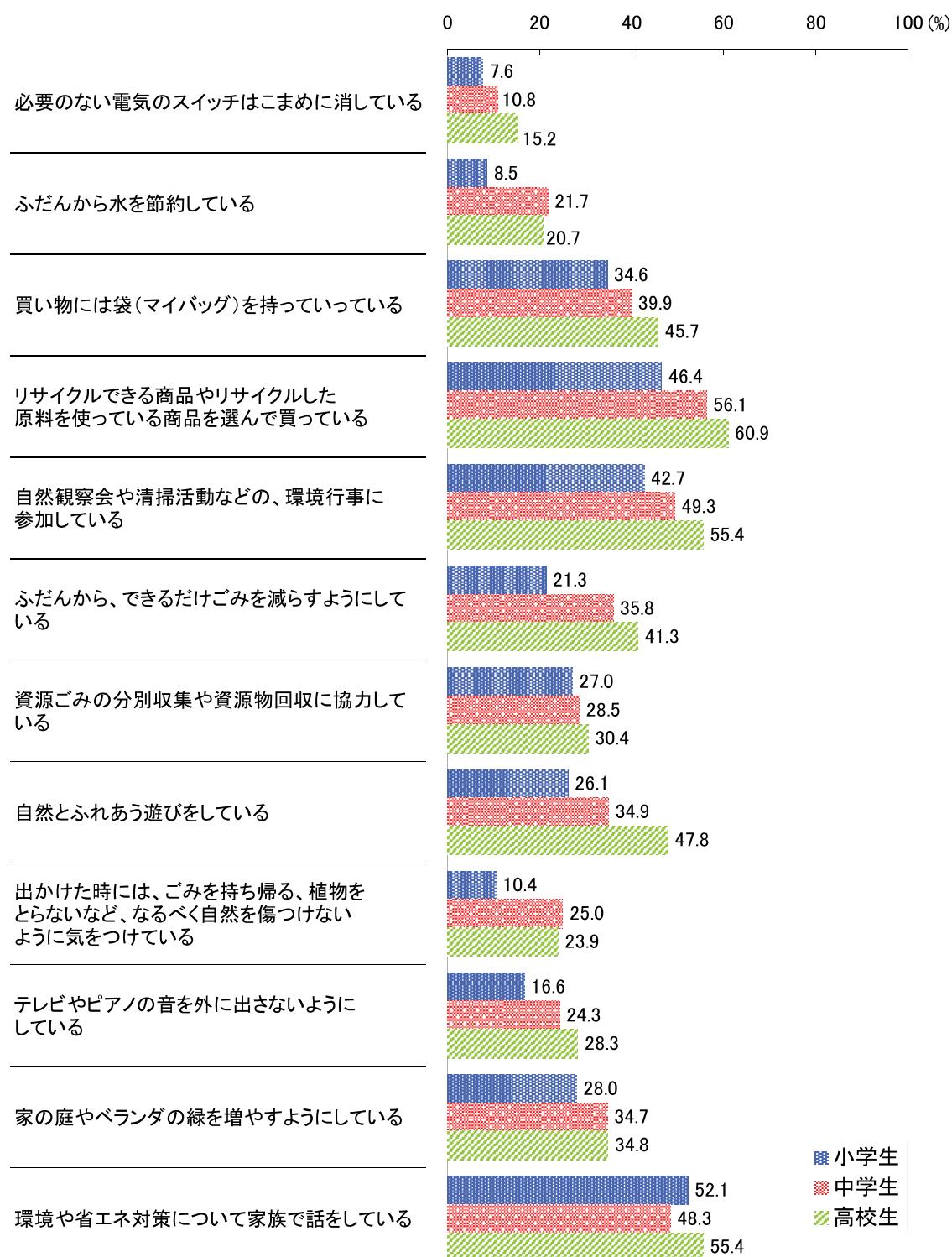
日常生活での環境に配慮した取組（実行率）



注)図中の数値は、設問項目「よく実行している」「時々実行している」「今後実行したい」「今後もするつもりはない」「無回答」のうち「よく実行している」「時々実行している」の割合を合計した値を示す。

一方、日常生活での環境に配慮した取組の今後の意志は、「リサイクルできる商品やリサイクルした原料を使っている商品を選んで買っている」「環境行事に参加している」「環境や省エネ対策について家族で話している」の回答割合が高くなっています。

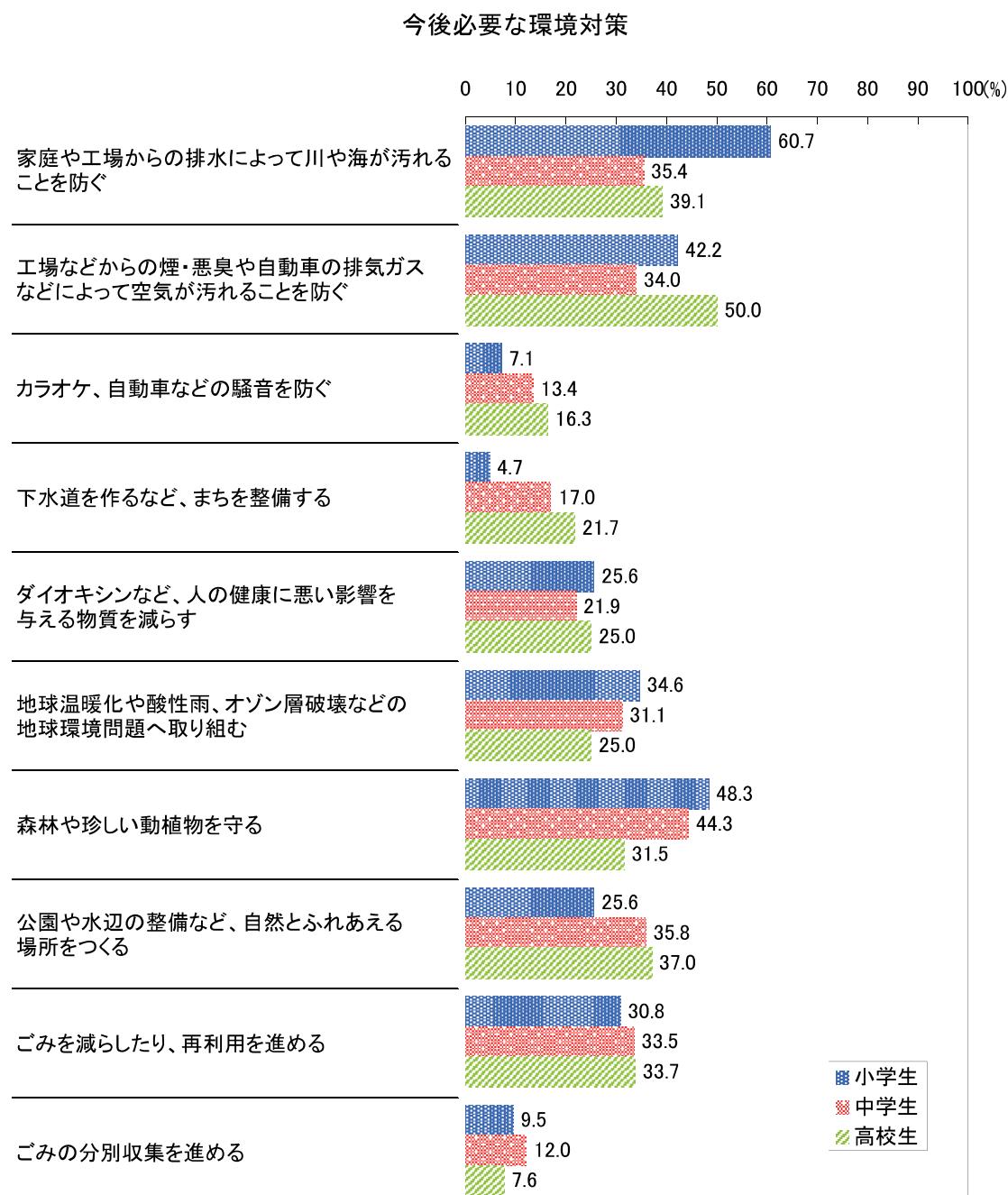
日常生活での環境に配慮した取組（今後の意志）



注)図中の数値は、設問項目「よく実行している」「時々実行している」「今後実行したい」「今後もするつもりはない」「無回答」のうち「今後実行したい」の割合を示す。

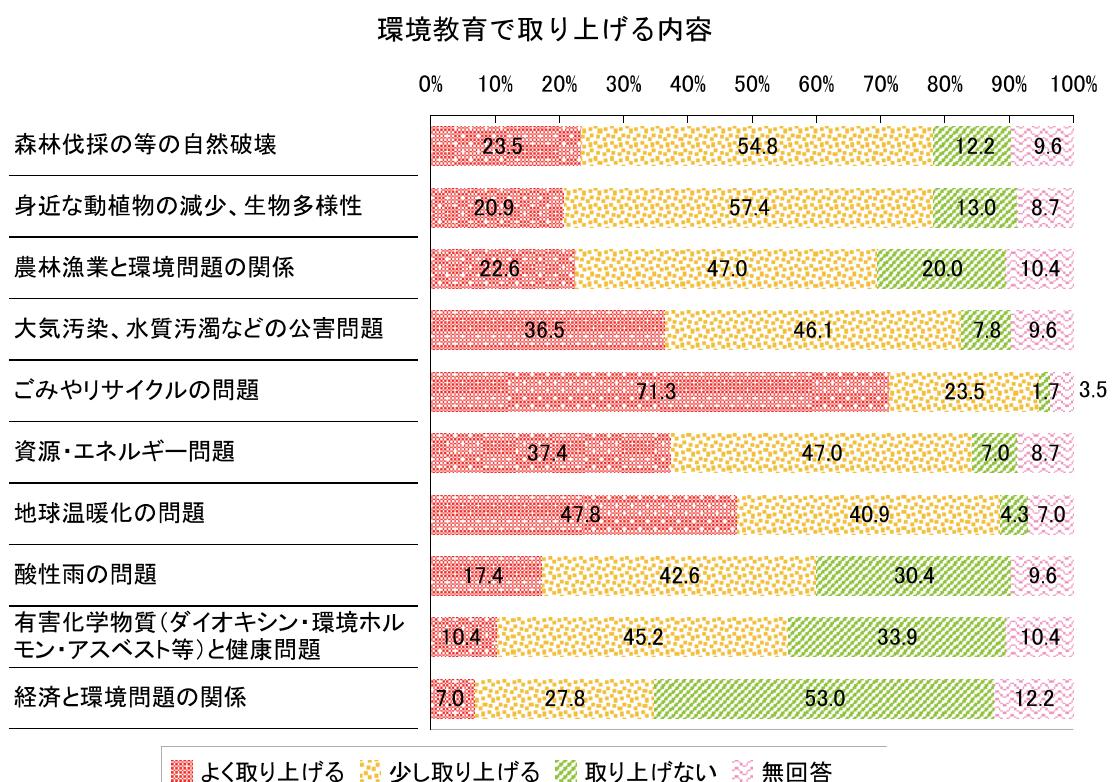
⑬今後必要な環境対策（小中学生及び高校生）

今後必要な環境対策については、「家庭や工場からの排水によって川や海が汚れるなどを防ぐ」「森林や珍しい動植物を守る」「工場などからの煙・悪臭や自動車の排気ガスなどによって空気が汚れることを防ぐ」の回答割合が高くなっています。



⑭環境教育で取り上げる内容（教職員）

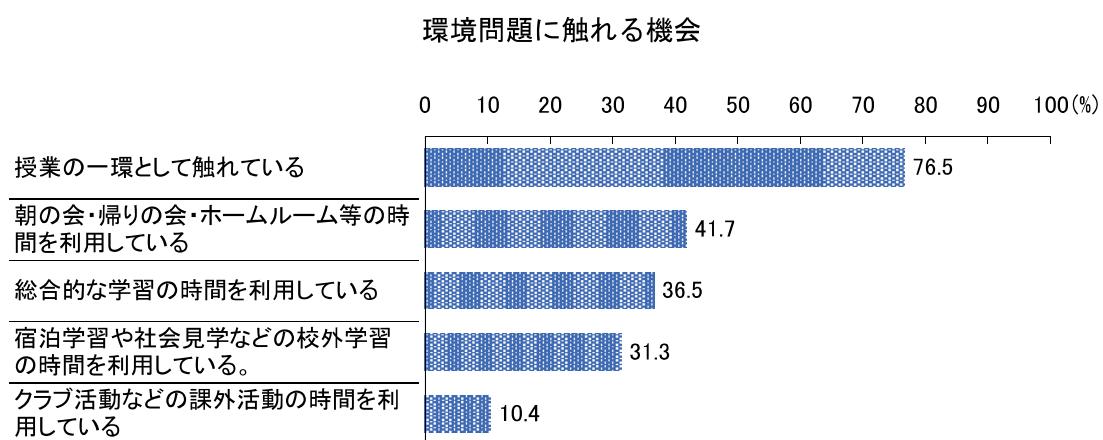
環境教育で取り上げる内容は、「ごみやリサイクルの問題」「地球温暖化の問題」「資源・エネルギー問題」の回答割合が高くなっています。



注) 図中の数値の合計値は四捨五入の関係で、100.0%にならないことがあります。

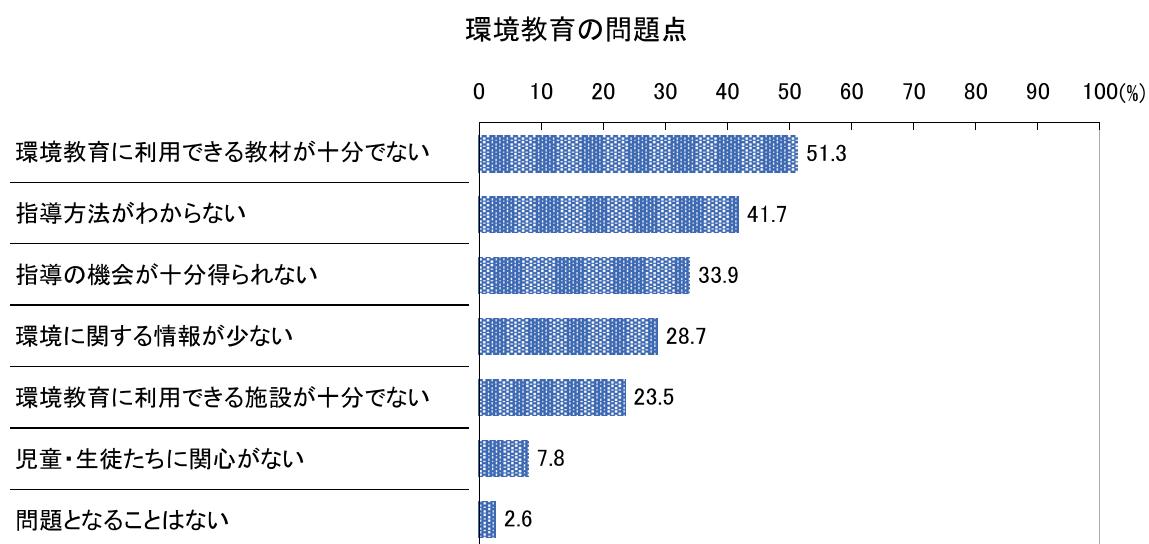
⑮環境問題に触れる機会（教職員）

環境問題に触れる機会は、「授業の一環として触れている」の回答割合が最も高くなっています。



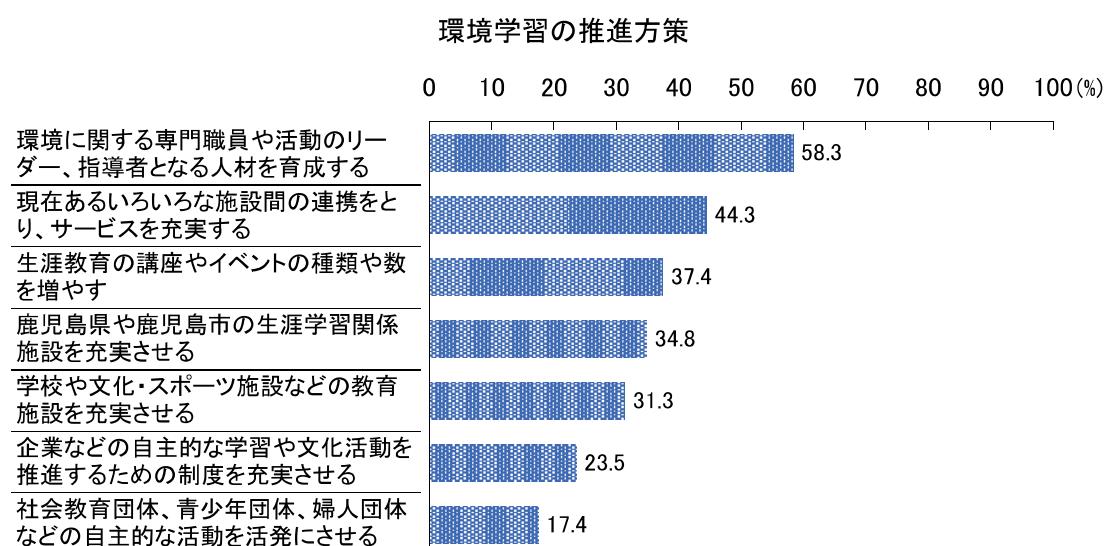
⑯環境教育の問題点（教職員）

環境教育の問題点は、「環境教育に利用できる教材が十分でない」「指導方法がわからない」の回答割合が高くなっています。



⑰環境学習の推進方策（教職員）

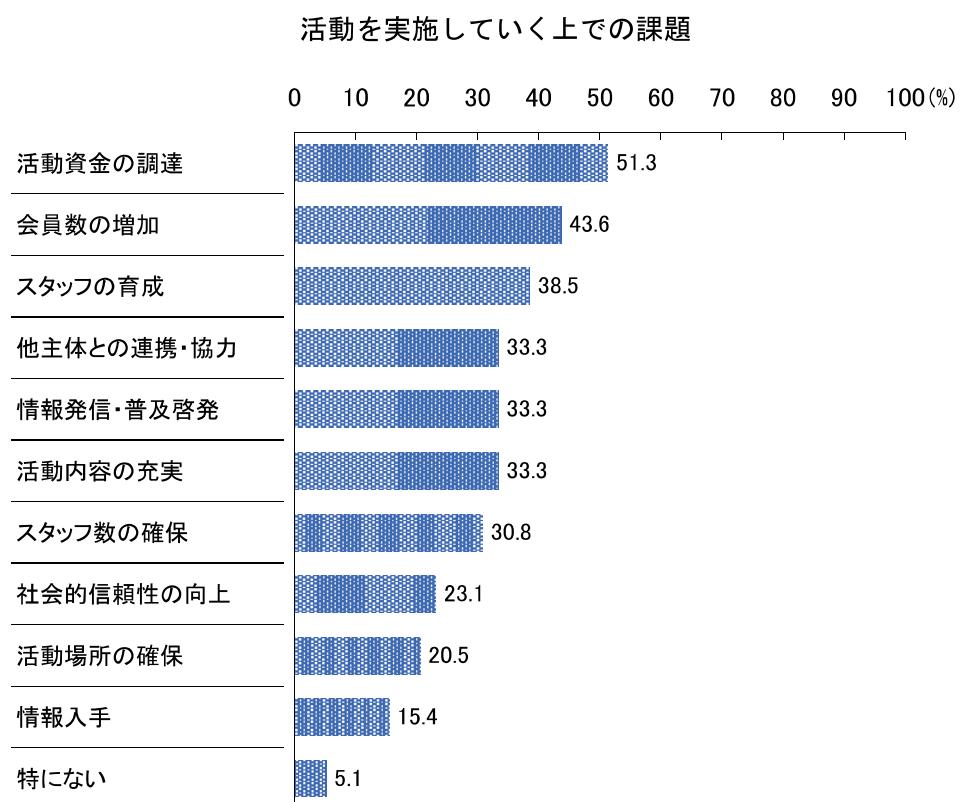
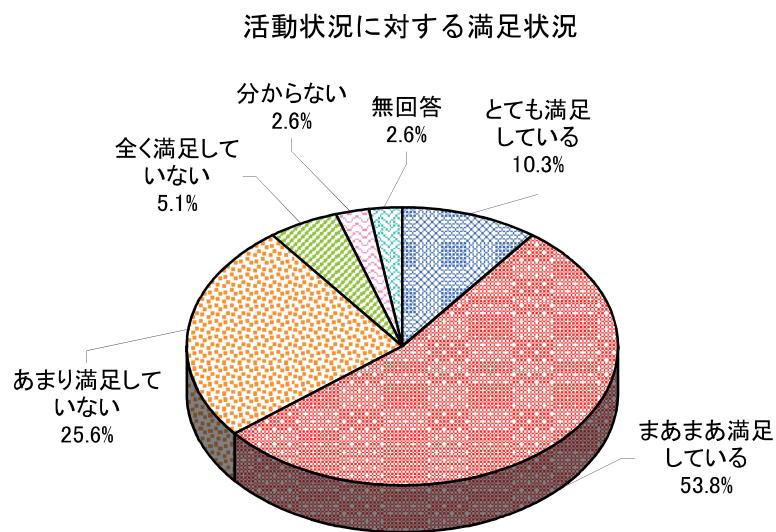
環境学習の推進方策は、「環境に関する専門職員や活動のリーダー、指導者となる人材を育成する」「現在あるいろいろな施設間の連携をとり、サービスを充実する」の回答割合が高くなっています。



⑯活動状況に対する満足状況と課題（市民活動団体）

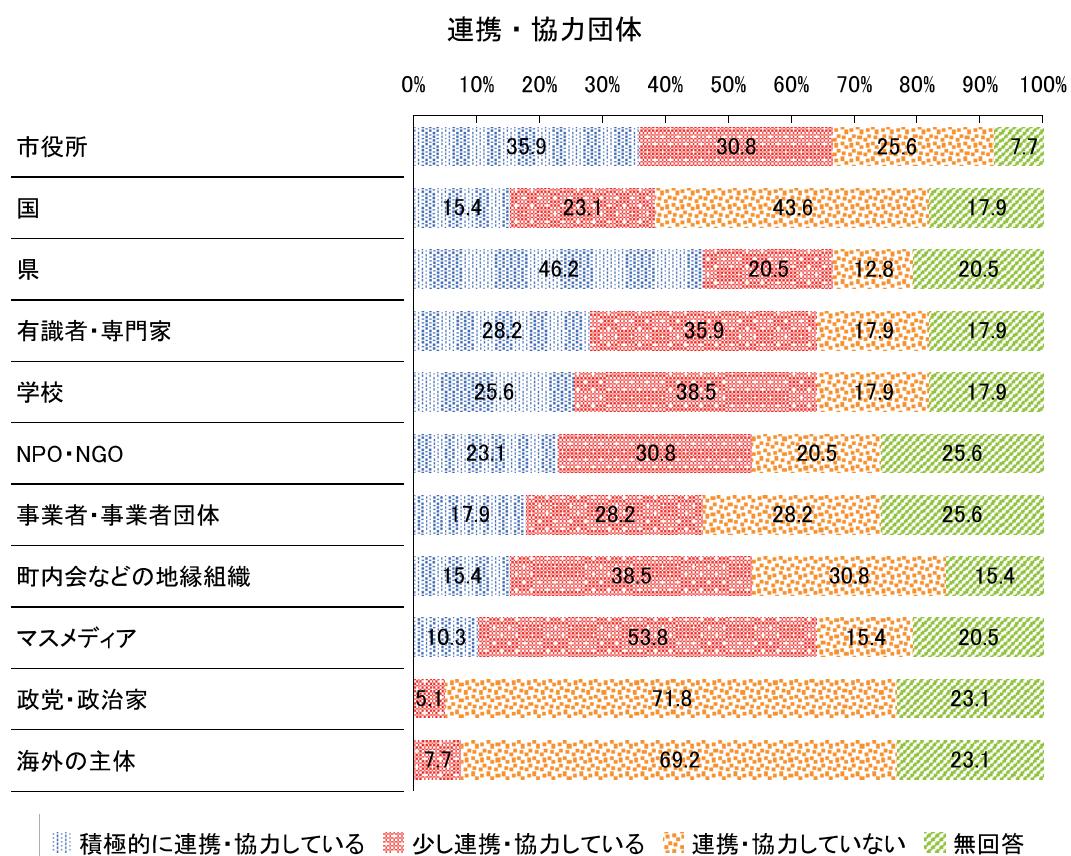
活動状況に対する満足度（「とても満足している」「まあまあ満足している」と回答した割合）は、6割以上となっています。

活動を実施していく上での課題は、「活動資金の調達」「会員数の増加」「スタッフの育成」の回答割合が高くなっています。



⑯連携・協力団体（市民活動団体）

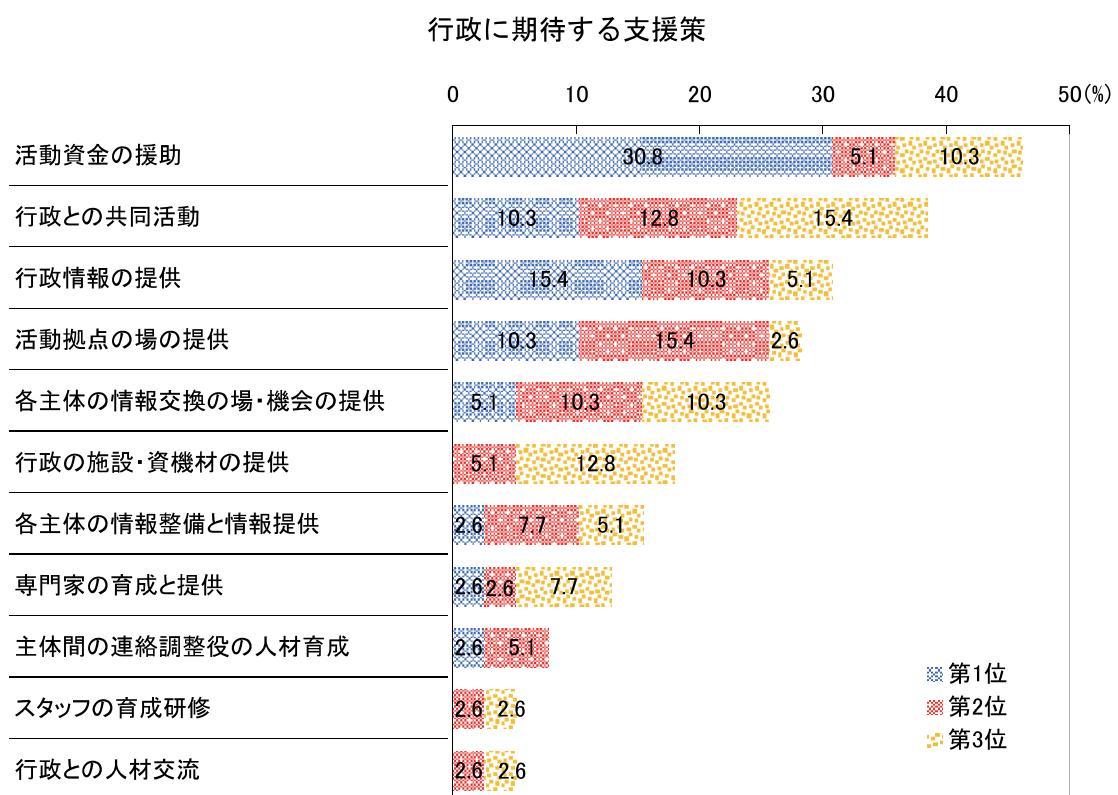
連携・協力団体については、県、市役所、専門家、学校、マスメディアといった多様な主体との連携が図られています。



注) 図中の数値の合計値は四捨五入の関係で、100.0%にならないことがあります。

②行政に期待する支援策（市民活動団体）

行政に期待する支援策は、「活動資金の援助」「行政との共同活動」「行政情報の提供」の回答割合が高くなっています。



4 用語説明

(計画本編中には、最初に出てくる箇所のみ*印を表示しています。)

あ行

ISO14001

サステナビリティ（持続可能性）の考え方のもと、環境リスクの低減及び環境への貢献と経営の両立を目指す、環境マネジメントシステムの公式認証基準を規定した国際規格。ISO（国際標準化機構）とは、世界共通規格・基準の設定を行う国際機関で、各国の規格標準化団体の集合体である。

アイドリングストップ

荷物の積み降ろし時や人待ち時などの自動車の駐停車の際、不必要にエンジンをかけたままにしないこと。不必要的アイドリングをやめることで、自動車の燃料の節約や排出ガスの削減につながる。

アスベスト

天然に産する鉱物で防蝕性、耐熱性、耐薬品性にすぐれた性質を持つことから、建築物の耐火被覆材、保温材、吸音材などに多く使われている。空気中に浮遊した状態にあると、人が吸入した場合、肺がんなどの原因となる可能性があるため、建築物を解体・改造する場合には飛散防止の対策が必要である。

アメニティ

一般的に快適性の質や物事を表す概念で、場所、気候、環境などの快適さや景観、歴史的環境などを含め、人々の心を和ませる快適な環境。

一酸化炭素 (CO)

炭素又は炭素化合物が不十分な酸素供給のもとに燃焼するときに生ずる無色、無臭の気体。きわめて有害で、吸入すると血液中のヘモグロビンと結合して酸素の供給を阻害する。発生源としては、主にガソリンを燃料とする自動車の排出ガスがある。

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第2条第2項で、産業廃棄物以外の廃棄物として定義されている。主に家庭や小口の事業所などから排出されるさまざまなごみを指すが、し尿及び家庭雑排水も含まれる。

インタープリテーション

単なる情報の提供でなく直接体験や教材を通じ、事物や事象の背後にある意味や関係を明らかにすることを目的とした教育活動。

雨水浸透工法

雨水を地下へ浸透させることで、急激な雨水の流出による都市型洪水を防ぎ、地下水資源を確保する工法。浸透した雨水が徐々に蒸発することで、ヒートアイランド現象を緩和する効果もある。

雨水浸透施設

雨水を都市における貴重な自己水源として活用するシステムを導入した施設。地下水のかん養や洪水抑制の面から普及が望まれている。

エコアクション21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。平成21年11月に、環境問題に関する昨今のさまざまな動きを踏まえ、さらに取り組みやすく、またレベルアップが図れるように、その内容を全面的に改訂した。

エコドライブ

やさしい発進を心がける、無駄なアイドリングを止めるなど燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素(CO₂)の排出量を減らす、環境に配慮した自動車の使用方法。

エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）に基づき、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者の愛称。

エコライフファミリー制度

家族全員で省資源・省エネ生活に取り組むことによって、「地球にやさしい生活」を身に付けてもらう制度。

NPO

民間非営利組織の略称であり、環境、福祉、まちづくり、国際交流などさまざまな分野で、社会貢献活動に取り組む非営利の団体。平成10年3月に、NPO法（特定非営利活動促進法）が制定され、同年12月施行されている。

温室効果ガス

地表面から放出される赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室のような効果を持つ大気中の気体の総称。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなどがある。近年、これらの温室効果ガスの増加による地球の温暖化が進み、気候の変化、海面の上昇などの地球的規模の環境問題が生じるとして憂慮されている。

か行

カーシェアリング

複数の人が自動車を共同で保有して、交互に利用すること。走行距離や利用時間に応じて課金されるため、適正な自動車利用と公共交通など自動車以外の移動手段の活用を促す効果がある。自動車への過度の依存が生んだ環境負荷の低減や、交通渋滞の緩和、駐車場問題の解決、公共交通の活性化などが期待される。

カーボンオフセット

自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち削減が困難な量の全部又は一部を、ほかの場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収等をもって埋め合わせる活動。

カーボンフットプリント (Carbon Footprint)

製造から廃棄までの製品の一生に排出された温室効果ガスを「見える化」したもので、温室効果ガスの排出量を CO₂ 換算の重量で表したもの。日本における「カーボンフットプリント制度」とは、製品・サービスのライフサイクルの各過程で排出された温室効果ガスの量を合算した結果、得られた全体の量を CO₂ 量に換算して表示すること。

外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

合併処理浄化槽

生活排水と生活雑排水を合わせて処理する浄化槽。河川などの水質汚濁の主原因といわれる生活雑排水を処理するため、下水道未整備地域においては、合併処理浄化槽の整備が進められている。

環境 ISO 認定制度

組織の環境マネジメントシステムに関する ISO14001 規格への適合性を認証機関が審査し、適合している場合には当該組織を認証、公表するという審査認証制度。

かんきょう家計簿

家計費の節約を励みにしながら、環境に配慮したライフスタイルに変えていくために工夫された家計簿。家庭の電気・ガス・水道・ガソリンなどの使用量を記録することにより、温暖化の主な原因である二酸化炭素の排出量を計算する。

環境管理事業所

鹿児島市環境保全条例に基づいて適正に環境管理を行い、環境への負荷の少ない事業活動を自主的に行っている事業所。

環境対応車

二酸化炭素(CO₂)や排出ガスを大幅に削減するエンジンや動力源を持つ自動車などのこと。一般に環境対応車といった場合、「ハイブリット自動車」「電気自動車」「天然ガス自動車」「メタノール自動車」が代表的であり、これに加えて「低燃費・低排出ガス認定車」が含まれる。

環境マネジメントシステム

組織が自ら環境方針を設定し、計画の立案(Plan)、実施(Do)、点検・是正(Check)、見直し(Action)という一連の行為により、環境負荷の低減を継続的に実施していく仕組み。

間伐材

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて、育成する樹木の一部を伐採し、残存木の成長を促進する作業により生産された丸太。

かん養機能

雨水を表面流出水として流すのではなく、樹木及び地表植生などにより地下浸透を助長する機能。渇水の緩和や洪水防止の働きがある。

京都議定書

「気候変動に関する国際連合気候変動枠組条約の京都議定書」の略称。1997(平成9)年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において採択された。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。2005(平成17)年2月に発効されており、米国は批准していない。

魚道

魚にとって移動(回遊)の障害となる堰・ダム等の河川横断構造物を越えて、魚が遡上したり下ったりできるように人工的に設置する迂回路。

グリーン購入法

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成13年4月1日施行）の略称。国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的としている。

グリーン電力証書制度

太陽光や風力、バイオマスなどの自然エネルギーによって発電されたグリーン電力（環境付加価値：二酸化炭素を出さない発電の価値）をグリーン電力証書として認証・発行し、そのグリーン電力証書を事業者等が購入することによりグリーン電力を使ったことになり、環境対策に貢献できる制度。

グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

計画書制度

温室効果ガスの排出量が一定以上の事業所を対象に、地球温暖化対策に関する計画書の作成により、事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等の地球温暖化対策への計画的な取組を求める制度。

景観アドバイザー

景観形成を推進する活動を行う個人又は団体に対し、技術的な指導及び助言を行う専門家。鹿児島市景観条例に基づき、まちづくり、建築、園芸、緑化、色彩の各分野の専門的な知識と経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

コーポレート・ガバナンス

エンジンやタービンの動力、燃料電池などによって発電を行い、同時にその廃熱を利用して給湯や暖房など2つ以上のエネルギーを供給するシステム。従来型の発電システムでは、廃熱や送配電ロスなどにより利用率が38%程度であるのに対し、廃熱利用によりこれを70~80%にまで高めることができる。このシステムの導入により、発生エネルギーあたりの環境への負荷を低くおさえることができる。

公害

事業活動や人の活動にともなって生じる大気の汚染、河川の汚濁、騒音、悪臭などによって、人の健康や生活環境に被害が生じること。

光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物 (NO_x) や揮発性有機化合物 (VOC) などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。

コンポスト化

生ごみなどを好気性発酵させ、堆肥化すること。これにより、ごみの資源化が行われ、発生量を抑制できる。

さ行

再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用すること。

里山

都市周辺の低山や丘陵を広く指して用いられる。近年、自然と身近にふれあえる緑地や、安らぎの空間などとして評価されている。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める 20 種類のものをいう。

酸性雨

通常雨水は大気中の炭酸ガスを吸着して弱酸性を示すため、pH5.6 以下の降水を酸性雨としている。工場や自動車から排出された窒素酸化物 (NO_x) や硫黄酸化物 (SO_x) が雨に含まれて酸性の雨となって降るものである。ヨーロッパやアメリカ北部、中国では土壤の酸性化による生態系や森林の破壊、湖沼・河川の酸性化のほか、建築物、文化財への被害などが生じ大きな問題となっており、原因物質が国境を越えて被害を及ぼすことから国際問題となっている。日本でも酸性雨の調査が行われている。

三面張り

河川などの護岸で、両岸及び河床がコンクリート化されている状態のこと。

次世代自動車

平成 20 年に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」で定義される次世代自動車は、ハイブリッド自動車 (HV)、電気自動車 (EV)、プラグインハイブリッド自動車 (PHV)、燃料電池自動車 (FCV)、クリーンディーゼル自動車 (CDV)、CNG (天然ガス) 自動車などである。

自然浄化作用

川や水路における自ら水質をきれいにする作用。自浄作用ともいう。自然浄化作用には、主に「接触沈殿」「吸着」「酸化分解」の3つの段階がある。

地盤沈下

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く）。

市民共同発電所

太陽光発電や風力発電といった自然エネルギーを利用した発電に关心が増え、自分でも導入したいが、費用面や社宅・マンション住まいといった諸々の制約から個人では実現できない人々が共同で出資し、設置可能な土地、屋根を借りて設置する設備。出資は、一般市民の小口出資や寄付などで、売電収入を出資者に還元したり、新たな環境活動の資金とする場合もある。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

省エネ診断

工場やビルなどの施設に省エネの専門家を派遣し、現状把握と、光熱費や二酸化炭素を削減する改善提案などを行うこと。

省エネルギー

同じ社会的、経済的効果をより少ないエネルギーで得られるようにすること。

除間伐

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う除伐と、育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて、育成する樹木の一部を伐採し、残存木の成長を促進する間伐とを、合わせてさす言葉。

親水性

海や河川での魚釣りや水遊び、河畔の散策などの際に、水辺に簡単に近づけたり、水に触れられるなど、水に親しむことができる機能で、快適な水辺環境の構成に必要とする大事な要素。

ストックマネジメント

既存建築物（ストック）を有効に活用する体系的な手法。これまでの公共建築物の保全業務の形態である「スクラップアンドビルド」からストックマネジメントに転換することによって、計画的かつ適切な維持管理や効果的な予防保全を行うことによって長寿命化を図り、財政や環境への負担を軽減できるとされる。

生態系

植物、動物、微生物とそれらをとりまく大気、水、土壌、光などの非生物的要素から成り立ち、これらの要素が物質循環などの過程を通じて複雑につながり、全体として一つの系が保たれている状態。環境汚染などにより、この系の一部が損なわれると次第に全体の生態系の循環にも影響が出る。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれた。これらの生命は一つひとつに個性があり、すべて直接に、間接的に支えあって生きている。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。

生物多様性基本法

生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律（平成20年法律第58号）。生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

生物多様性国家戦略2010

生物多様性条約第6条に基づき、条約締約国が作成する生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。我が国は平成7年、平成14年、平成19年の3回、国家戦略を策定した。平成20年に施行された生物多様性基本法第11条で、国家戦略の策定が規定されたことから、平成22年3月に、同法に基づく初めての国家戦略となる「生物多様性国家戦略2010」を閣議決定した。

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）

生物多様性条約の締約国が集まる最高意思決定機関であり、2年に一度開催されている。その第10回の会議が、平成22年10月に名古屋市で、我が国が議長国となり開催された。2010年目標の評価と2010年以降の新しい目標の採択、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する国際的枠組の検討などが主要な議題とされた。

た行

ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義している。生殖、脳、免疫系などに対して影響が懸念されており、研究が進められているが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せず生成される。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などの温室効果ガスは、太陽光により温まった地表から放出される赤外線を吸収し、再び放出することにより、地表と大気を温めて熱を宇宙空間に逃がしにくくしている。このようにして地球は生物の生存に適した微妙な気温に保たれている。近年の人間の活動によって、この温室効果ガスが大量に大気中に排出され、大気中の温室効果ガス濃度が高まり、地表面付近の気温が上昇してきている現象。干ばつ、洪水、海面の上昇による水没などの被害が懸念されている。

窒素酸化物（NO_x）

一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）などの総称で、石油や石炭などの燃焼とともに発生する。有害ガスで、工場・自動車などから排出される。

低炭素社会

究極的には、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる（カーボン・ニュートラル）社会を目指すもの。そのためには、産業、行政、国民など社会のあらゆるセクターが、その選択や意志決定において、省エネルギー・低炭素エネルギーの推進や、3Rの推進による資源生産性の向上等により、二酸化炭素の排出を最小化するための配慮を徹底することを当然とする社会システムが必要である。

透水性舗装

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装し、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装。地下水のかん養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に、都市部の歩道や遊歩道、駐車場や公園等で利用されている。また、通常のアスファルト舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できるため、ヒートアイランド現象の抑制の効果もある。

は行

ばい煙

物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん(いわゆるスス)、有害物質((1)カドミウム及びその化合物、(2)塩素及び塩化水素、(3)フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素、(4)鉛及びその化合物、(5)窒素酸化物)のこと。大気汚染防止法では、33の項目に分けて、一定規模以上の施設が「ばい煙発生施設」として定められている。

バイオガス

再生可能エネルギーであるバイオマスの一つで、有機性廃棄物(生ごみ等)や家畜の糞尿などを発酵させて得られる可燃性ガス。主な成分はメタン(CH_4)が60~70%、二酸化炭素(CO_2)が30~40%、その他微量の窒素(N)や酸素(O)、硫化水素(H_2S)及び水(H_2O)等を含む。

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

バリアフリー化

障害者や高齢者の生活や活動に不便な障害(バリア)を取り除くこと。

PRTR制度

PRTR制度とは化学物質排出移動量届出制度(Pollutant Release and Transfer Register)のことであり、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、国に報告を行い、国は事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量等を把握、集計し、公表する仕組み。

ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド(熱の島)といわれる。

富栄養化

水の出入りの少ない閉鎖性水域において、工場排水、家庭排水、農業排水などにより、水中の栄養塩類である窒素、リンなどが増え、藻類やプランクトンなどが太陽光線を受けて爆発的に増殖し、その腐敗の過程でさらに水中に窒素やリンが放出され、次第に栄養塩が蓄積される現象。

フリーマーケット

「ものは、使える限り大切に」という、省資源・省エネルギーの思想と、環境保全まで含めた考え方で、不用品や再生が可能なものを公園や広場に持ち寄って売買・交換し再利用を図ること。

フロン

フルオロカーボンの製品名。オゾン層を破壊する原因物質であることが判明して、使用が制限された。用途は、熱媒体（特に冷房、冷蔵）断熱材、電気部品の洗浄剤、ドライクリーニングの溶媒、噴霧（スプレー）媒体などである。オゾン層破壊のほか、地球温暖化にも大きな影響を及ぼす。

ベンゼン

芳香族炭化水素化合物の基本であるベンゼン核と呼ばれる6個の炭素骨格からなる物質で、特有の臭気をもち、揮発性が高く非常に燃えやすい無色の液体である。溶剤のほか有機化合物の合成の原料やガソリンのアンチノック材などとして幅広い用途がある。人に対して発がん性を有し白血病の原因となる。自動車燃料のガソリンなどが主な発生源である。

ま行

マイクログリッド

従来の原子力・火力・水力などの大規模な送電網に頼るのではなく、小型分散型エネルギー（太陽光、風力、バイオマスなど）を結び、地域内で効率的に運用して電力の需給バランスを調整する地域電力ネットワーク。

モータリゼーション

自動車が大衆に広く普及し、生活必需品化すること。主に自家用車の普及という意味で使われる。

モビリティ・マネジメント

当該の地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や歩行などを含めた多様な交通手段を適度に（＝かしこく）利用する状態」へと少しづつ変えていく一連の取組。

ら行

緑化

植栽や種子散布によって、その土地の植物を増やすこと。屋上や壁面に対して行う場合、それぞれ、屋上緑化、壁面緑化などという。

レッドリスト

日本の絶滅のおそれのある野生生物種のリスト。日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定し、リストにまとめたものである。

数字

3 R

Reduce、Reuse、Recycle の略称。

Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）：省資源化や長寿命化といった取組を通じて製品の製造、流通、使用などに係る資源利用効率を高め、廃棄物とならざるを得ない形での資源の利用を極力少なくすること。

Reuse（リユース：再使用）：一旦使用された製品を回収し、必要に応じて適切な処置を施しつつ製品として再使用を図ること。又は、再使用可能な部品の利用を図ること。

Recycle（リサイクル：再資源化）：一旦使用された製品や製品の製造に伴い発生した副産物を回収し、原材料としての利用（マテリアルリサイクル）又は焼却熱のエネルギーとしての利用（サーキュラリサイクル）を図ること。

第二次鹿児島市環境基本計画

発 行 平成 24 年 5 月

編集・発行 鹿児島市環境局環境部環境政策課

〒892-8677

鹿児島市山下町 11 番 1 号

TEL 099-216-1296

URL <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>

リサイクル適性の表示：紙へのリサイクル可